



SCIENCE
BASED
TARGETS

DRIVING AMBITIOUS CORPORATE CLIMATE ACTION

SBTi企業ネットゼロ基準 バージョン2.0

2026年6月



sciencebasedtargets.org



[/science-based-targets](https://www.linkedin.com/company/science-based-targets)



[@sciencetargets](https://twitter.com/sciencetargets)



info@sciencebasedtargets.org

SBTiについて

科学に基づく目標設定イニシアチブ (SBTi、Science Based Targets initiative) は、企業のための気候変動対策組織であり、全世界の会社や金融機関が気候危機との闘いの中で各自の役割を果たすことを可能にします。

本組織は、地球温暖化が壊滅的なレベルに達しないよう維持し、遅くとも2050年までにネットゼロを達成するために必要な条件に整合する温室効果ガス (GHG) 排出削減目標を企業が設定できるようにする基準、ツール、ガイダンスを開発しています。

SBTiは英国の慈善団体として設立され、本組織の目標審査サービスは子会社のSBTi Services Limitedが提供しています。SBTiの成長と発展を支援するパートナー組織は、CDP、国連グローバル・コンパクト、We Mean Business Coalition、世界資源研究所 (WRI)、世界自然保護基金 (WWF) です。

免責事項

本書の作成には相当の注意を払っておりますが、Science Based Targets initiative (SBTi) は、明示と黙示を問わず、本書の内容について、その正確性、完全性、十分性、目的適合性を含めて表明も保証もせず、本書を提供することを確認します。さらにSBTiは、本書もしくは何らかの発言の利用、その他に関連する損害または損失について、直接的と間接的とを問わず、不法行為により、契約上、法律、その他により生じたものを問わず、法律で許可される最大の範囲ですべての義務、賠償責任もしくは責任(のあらゆるもの)を一切否認します。

本書に記載する情報(データを含めて)は、いかなる助言(法的、財務上、その他を問わず)の根拠とすることも意図していません。SBTiは、本書内の何らかのデータもしくは情報の利用、またはそれらに依拠したことから生じるあらゆる請求もしくは損失について一切の義務、賠償責任もしくは責任を認めません。

可能な限り、SBTi基準と同一の主題を取り扱う規制体制との相互運用性を確保するよう努力しておりますが、SBTi基準の遵守を規制・法律遵守に代わるもの、もしくはその保証と受け止めるべきではありません。企業に対しては、国家、地方、地域の該当する法域で法規制に適合する、またはそれらを上回るよう確実を期すため、独自の法的助言を受けることを推奨します。

本書は著作権により保護されています。本書に含まれる情報または資料は、個人的かつ非営利目的で使用する場合に限り、改変しない形でのみ複製することができるものとします。その他のすべての権利を留保します。本書から使用される情報または資料は、随時改正される著作権法(1988年著作権・意匠・特許法、以下「著作権法」)で認められる個人学習、研究、批評、またはレビューの目的にのみ使用することができます。著作権法により許可されるあらゆる複製には、抜粋した文章、引用、図表、内容、その他の情報の出典が本書であることを明記するものとします。

SBTiは、既定の改訂スケジュールに従い、または最新の排出シナリオ、あるいは規制上、法律上、もしくは科学的な進展あるいは温室効果ガス(GHG)算定のベストプラクティスの変更を反映するために望ましい場合、本書を改訂する権利を留保します。

「Science Based Targets initiative」および「SBTi」は、イングランドで設立された会社登記番号14960097の非公開会社で、英国登録慈善団体番号1205768のScience Based Targets initiativeを指します。

© SBTi 2026

翻訳版に関する免責事項

SBTiの使用言語は英語です。SBTiは、SBTi基準、ガイダンス、その他の文書を他の言語に翻訳することがあります。SBTiが翻訳した当該文書はすべて情報提供のみを目的とするものです。SBTiは、あらゆる当該翻訳版の利用に関連する損害または損失について、直接的と間接的とを問わず、不法行為により、契約上、法律上、その他により生じたものを問わず、法律で許可される最大の範囲ですべての義務、賠償責任もしくは責任を一切否認します。いずれの翻訳版も、常に正確、完全または最新の文書であるとは限りませんのでご注意ください。不確かな場合、または不一致が生じた場合、公式英語版の同基準を参照するべきであり、それを決定版と見なすものとします。

改訂履歴

バージョン	変更/更新の内容	リリース日	発効日
1.0		2021年 10月28日	2021年10 月28日～ 2023年4月10 日
1.1	軽微な改定。バージョン1.1の修正点の詳細リストについては、企業ネットゼロ基準バージョン1.2の 主要変更点文書 のAnnex I (付属書I)を参照してください。	2023年 4月11日	2023年4月11 日～2024年3 月12日
1.2	軽微な改定。「目標検証プロトコル」および「企業マニュアル」(いずれも廃止)の関連する要素は、本バージョンの「企業ネットゼロ基準」に統合されました。バージョン1.2を策定する際に修正した点の詳細リストは、企業ネットゼロ基準バージョン1.2の 主要変更点文書 の表1を参照してください。	2024年 3月13日	2024年3月13 日～
1.3	軽微な改定。バイオエネルギー算定要件の修正(C11)、販売および／または供給された化石燃料目標の適用範囲の明確化(C37)、短期目標期間(目標時間枠)の明確化(C17およびC23)、および電力・海運セクター企業の長期目標年度の明確化。SBTi「企業ネットゼロ基準」V2.0の今後の改定における必須移行期間と整合させるために、短期目標年の整合を促す短期目標年に関する推奨事項(R6)の導入。	2025年 9月15日	2025年9月15 日～
1.3.1	軽微な改定。より最近の目標基準年を使用する目標設定の便宜を図り、短期目標用の絶対収縮法を更新。複数の文書の一貫性を目的として、企業短期目標基準の推奨リストに項目(R5、R8)を追加し、以降の推奨番号を更新。	2026年 4月14日	2026年4月14 日～
2.0	全面改定。本書の第1回コンサルテーション用ドラフトを2025年3月18日に、第2回コンサルテーション用ドラフトを2025年11月6日に発行。バージョン2.0を策定する際に修正した点の詳細リストは、企業ネットゼロ基準バージョン2.0の 主要変更点文書 の表1を参照してください。	2026年6月 11日	2027年2 月1日

SBTi企業ネットゼロ基準(CNZS、Corporate Net-Zero Standard)バージョン2.0は、[SBTi基準策定のための標準作業手順書](#)に従い、複数の利害関係者が参加する公式かつ透明なプロセスを通じて策定しました。改訂プロセスの概要についてさらに詳しくは、[プロジェクト委託条項](#)をご覧ください。利害関係者は[フィードバックフォーラム](#)を使用してCNZSバージョン2.0に関するフィードバックを提出することができます。SBTi基準の承認日から最長5年以内、最短1年後に、SBTiは公式コンサルテーションの監督者としてCNZSの再検討を行い、その有意義性と有効性の持続を徹底します。

目次

SBTiについて	2
免責事項	3
翻訳版に関する免責事項	4
改訂履歴	1
目次	3
序文	6
A. 免責事項	10
エグゼクティブ・サマリー	11
はじめに	11
A.1 企業カテゴリーの定義	13
A.2 ネットゼロ・ガバナンス	14
A.3 目標基準年評価	14
A.4 スコープ1の目標設定	14
A.6 スコープ3の目標設定	16
A.7 目標の実施	17
A.8 目標に対する進捗状況の評価	17
A.9 継続的排出責任	18
B. 基準とシステムの概要	19
B.1 言語および用語	19
B.2 SBTi基準の枠組み	20
B.3 SBTi企業ネットゼロ基準バージョン2.0の対象範囲	20
B.4 SBTiアシュアランス・モデル	22
B.5 SBTi主張システム	23
1. ネットゼロ・ガバナンス	24

1.1 科学に基づく目標設定に関する経営陣の説明責任	24
1.2 移行計画の策定	25
2.目標基準年評価	28
2.1 組織境界と活動境界	28
2.2 目標基準年の選択	29
2.3 目標基準年のGHG排出量インベントリ	30
2.4 EIA(排出集約型活動)の特定	32
2.5 第三者保証	33
2.6 目標基準年排出量の再算定	34
3.目標設定	36
3.1 目標設定全般について	37
3.2 スコープ1目標	38
3.3 スコープ2目標	41
3.4 スコープ3目標	43
3.5 ネットゼロ目標	48
3.6 目標に関する情報の報告	49
3.7 目標の修正	51
4.目標の実施	52
電力への適用	53
4.1 実施階層	54
4.2 アクションと市場手段の十全性基準	57
4.3 実施の階層の電力消費への適用	61
4.4 スコープ2におけるアワリーマッチング	64
4.5 バイオ由来原料のサステナビリティ	66
5.目標の進捗報告および評価	67

5.1 進捗の追跡	68
5.2 目標サイクル終了時における進捗評価	70
6.継続的排出に対する責任	72
6.1.任意のOER認定プログラム:参加の意向	72
6.2 任意のOER認定プログラム:適格性およびプログラムの構造	73
6.3 任意のOER認定プログラム:支援対象となる活動の十全性基準	77
6.4 任意のOER認定プログラム:算定および報告	80
6.5 2035年以降:責任に関する要件	82
6.6 残余排出量の中和	83
主な用語	85
附属書A: 排出集約型活動(EIA)	102

序文

序文 科学に基づく目標設定イニシアチブ(SBTi)議長 フランチェスコ スターラチェ

10年以上前、科学に基づく目標設定イニシアチブ(SBTi)の設立当時、その挑戦は単純明快でした。直接の解決ではないとしても、気候科学に沿った排出量削減に企業がコミットする手助けをしよう、ということでした。そして何千社もの企業が誓いを立てました。我々のネットワークは、全世界で目標検証を受けた企業が1万社を超えるまでに成長し、すべての期待を上回ってきました。この成長は続き、2024年および2025年に検証を求めて目標を提出した企業は記録的な数に達しました。

しかし、これらの企業と共に努力を続けた10年間、重要なことを学びました。最も難しいのはコミットメントではない。その実現が何より難しいのだ、ということです。

次から次へと、どの企業の話も同じでした—誠実に自社の目標を立てたけれど、サプライチェーンについては限られた情報しかないし、完全に統制することもできずに右往左往している、技術の大規模利用がまだ可能になっていない、設備投資サイクルが目標期間(目標時間枠)と合わない、そしてスコープ3排出量は、それぞれまったく違う段階を歩む何千社ものサプライヤーや顧客の意思決定にかかっている...障壁は本物だったのです。これらの障壁を考慮しない基準では、企業にも移行にも役立たない、必要な役割を果たさない。

今回の更新版基準は、10年間学び続け、耳を傾けて聴き続けた我々の回答です。

また、近年大幅に変化してきた世界に応答するものでもあります。地政学的状況は、移行の混乱を拡大する方向に変化していますが、その一方でエネルギー安全保障を達成して化石燃料に付随する価格の変動リスクを分散する手段として、説得力も増しています。多くの国で規制枠組みが策定され、全世界で何千社もの企業が急速に移行計画の策定を始めています。太陽光・風力発電およびエネルギー貯蔵など、重要技術のコスト下降は予想を超えて進行しており、車両および暖房の電化による化石燃料需要の減少も始まっています。また、炭素捕捉および水素技術の開発にも進歩が見られます。

現在の世界情勢により、ネットゼロに向かう事業変革の経済合理性は、これまでになく強まっています。つまり、自社の移行リスクを管理し、事業の回復力・弾力を強化し、競争力を維持するには必要不可欠なのだ、と考えられるようになってきたのです。科学に基づく目標は規制および政策枠組みを補完する役割を果たしており、戦略的計画の策定、コスト削減、プロセス革新、顧客・金融機関による評価の向上という面で明らかなメリットがあります。

企業ネットゼロ基準バージョン2.0は、企業が自社の移行リスクを管理し、ありのままの現実世界で経済的な恩恵をアンロックするため、ナビゲーション用ツールとして設計したものです。

ネットゼロに向かう事業変革のパートナー

当初10年間、我々の主な役割は、科学に基づく原則に従って達成可能な基準を設定し、それと比較して設定された目標を検証することでした。その仕事はこれからも続きます。そして、本基準の十全性には、今後も疑問の余地がありません。しかし今、我々はそれ以上の何かになろうとしています—皆さんの移行パートナーになろうとしているのです。目標設定のみのガイダンスではなく、目標の実施についてもガイダンスを提供し、我々のネットワーク全体で何が有効な役割を果

たしているのかについて、データを収集していくという意味です。つまり、システム全体を覆う障壁を浮上させて明らかにし、各国政府および規制当局にエスカレーション(上申)する支援をしていくのです。それには、企業同士が互いから学ぶことのできる前競争的(基礎研究的)な空間を設けることになります。そして、評価段階だけではなく、これらのすべての領域において皆さんとエンゲージを続けていきます。

この変化を反映したのが我々の新戦略です。そして、今回の基準はその戦略を反映したものです。

野心からアクションへ

バージョン2.0の最も重要な変化は、「意思決定を助けるためのアクション枠組みとして設計」した、という点です。

これは、排出量を実際に決定する選択—資本の割り当て、技術投資、調達決定、サプライヤーのエンゲージ、そして長期資産(有形固定資産)の全ライフサイクルにわたる管理—を気候野心と結び付けていくということです。つまり、科学に基づくアプローチをセクター別、地理的地域別、ビジネスモデル別の現実に合わせて提供するのです。そしてこれは、取締役会、最高財務責任者(CFO)、運営チーム、調達部門の意思決定の仕方に取り込まれ、ビジネスの内部に腰を据えた基準を意味します。事前定義されたアルゴリズムとして、黙って座っているだけではありません。

取締役会およびCFOにとっては、目標が戦略的計画の策定と投資サイクルに直接結び付くことになります。運営および調達チームにとっては、何が重要なのか、優先順位をどう判断するべきかについて、より明確でアクション可能なガイダンスを得られることになります。サステナビリティリーダーにとっては、基準が事業の中核プロセスに埋め込まれ、移行リスクの管理と価値創生のツールとして取締役会レベルで正当性を主張できるものになります。

最善の努力を基礎として現実の障壁と闘う

また、企業がすべてをコントロールするのではないこと、それが正しいふりをするのは誰の役にも立たないことを認めるという、明示的な選択をしました。更新後の基準は、最善努力(ベストエフォート)の枠組みを土台に構築されています。期待することは明確です—合理的な実施プランを伴う目標を科学に基づいて設定し、自社の管理下にあるすべての手段を講じ、障壁で可能性が制限されたのはどの部分かを透明性をもって明らかにし、その障壁に自社が時間とともにどう対処しようとしているのかを示すことです。それができる企業は、今後もSBTi枠組みの中でネットゼロに向かって進み続けることができるのです。

市場発展とシステム変革への触媒作用

直接のサプライチェーンを超えて脱炭素化を推進する市場手段の役割を明らかにしました。企業が自社のオペレーションおよびバリューチェーンの内部で利用できるすべての手段を純粋に使い果たした場合に備え、更新後の基準には実施階層を導入し、アクションをさらに広い範囲で共有システムレベル、適切な場合はセクターレベルでも可能にします。このようなアクションは、基準に設定されたガードレール(適用上の制約条件)に従うことを前提に、市場手段で裏付けることができます。これには、さまざまな生産物流管理(CoC)モデル(マスバランス方式やブック・アンド・クレーム方式など)に基づくエネルギー属性証書やコモディティ証書が含まれます。こうして企業

は、ネットゼロ移行の次の段階にクリティカルとなる技術を実現させるための市場の発展を支援しつつ、目標を達成することが可能になるのです。

また、さらに大きな努力を惜しまない企業を認証したいと考えています。これは、自社の移行管理に留まらず、すべての者の脱炭素化を困難にしているシステムの変革に積極的に取り組む企業のことです。このような組織を対象に設計したのが、任意参加による「継続的排出責任」プログラムです。これは自社の排出量削減を補完するものであり、それに代わるものではありません。しかし、世界的な気候目標の達成に必要な脱炭素ファイナンスを進んでサポートしようとする企業は、その努力について認証されて当然です—この基準でそれを実施します。

首尾一貫したシステムの一部として

この基準は、単独で機能するものではありません。むしろ、算定アプローチや他の諸基準との相互運用性があり、野心を設定しアクションを推進するための包括的な枠組みを提供します。例えば、バージョン2.0の策定全体にわたり、GHGプロトコルと密接に協働してきました。これは今後、特にスコープ2排出量の時間単位照合（オンタイム照合）と市場手段の利用について継続していきます。また、ISO独自のネットゼロ基準策定についても、バージョン2.0を補完する—バージョン2.0への乗り入れ口として企業が魅力を感じる可能性がある—と考え、ISOとの密接な協働を続けています。さらに、市場手段の十全性について浮上中の新しい枠組みとも相互運用性を持たせ、第三者認定の枠組みを策定していきます。

SBTiとの協働で事業価値を高める

企業にとっては、どんな意味があるのでしょうか？ SBTiと共に努力することは、単に企業の信用を高めるだけでなく、企業を強化することになるべきです。SBTiは、今後も金融機関、顧客、規制当局に「ゴールドスタンダード（最高水準の指標）」として認められ、資本アクセス、顧客獲得、移行リスク削減について、SBTi枠組み内の企業に真の優位性をもたらします。我々は、それを新しい要素—我々のネットワーク全体で何が有効な役割を果たしているのかに関するアクション可能なデータ、同輩組織との学び合い、前競争的（基礎研究的）なコラボレーション、企業が単独で解決することは不可能な、システム全体を覆う障壁について、各国政府と積極的にエンゲージすること—で支援していきます。そのゴールはシンプルです。SBTi検証が取締役会に戦略的資産と見なされる存在になることです。

これからの5年間は、企業のネットゼロ移行に決定的な5年間になります。この道のりを進むパートナーとして、ビジネス上の恩恵をアンロックし、世界的な気候目標の達成に寄与する皆さんを支援することを楽しみにしています。

科学に基づく目標設定イニシアチブ議長 フランチェスコ スターラーチェ

この序文は、本基準の規範部分を構成するものではありません。

A. 免責事項

本書の作成には相当の注意を払っておりますが、Science Based Targets initiative (SBTi) は、明示と黙示を問わず、本書の内容について、その正確性、完全性、十分性、目的適合性を含めて表明も保証もせずに本書を提供することを確認します。さらにSBTiは、本書もしくは何らかの発言の利用、その他に関連する損害または損失について、直接的と間接的とを問わず、不法行為により、契約上、法律、その他により生じたものを問わず、法律で許可される最大の範囲ですべての義務、賠償責任もしくは責任(のあらゆるもの)を一切否認します。

本書に記載する情報(データを含めて)は、いかなる助言(法的、財務上、その他を問わず)の根拠とすることも意図していません。SBTiは、本書内の何らかのデータもしくは情報の利用、またはそれらに依拠したことから生じるあらゆる請求もしくは損失について一切の義務、賠償責任もしくは責任を認めません。

可能であれば、SBTi基準と同一の主題を取り扱う規制体制との相互運用性を確保するよう努力しておりますが、SBTi基準の遵守を規制・法律遵守に代わるもの、もしくはその保証と受け止めるべきではありません。企業に対しては、国家、地方、地域の該当する法域で法規制に適合する、またはそれらを上回るよう確実に期すため、独立した法的助言を受けることを推奨します。

本書は著作権により保護されています。本書の情報または素材は、改変せずに個人的な非営利用途に限って複製することができます。その他のすべての権利を留保します。本書に使用した情報または素材は、英国1988年著作権、意匠及び特許法(随時改正)(以下、「著作権法」)により許可される私的研究、批評、レビューを目的とする場合に限り使用することができます。著作権法により許可されるあらゆる複製には、選択する抜粋、引用、図表、内容、その他の情報の出典が本書であることを明記するものとします。

SBTiは、既定の改訂スケジュールに従い、または最新の排出シナリオ、規制上、法律上の、もしくは科学的な進展もしくは温室効果ガス(GHG)算定のベストプラクティスの変更を反映するために望ましい場合、本書を改訂する権利を留保します。

本書内の情報およびあらゆる変更・修正案は暫定的なものであり、利害関係者の意見、組織のニーズ、その他の検討事項(場合によります。)に基づいて変更される場合があります。

「Science Based Targets initiative」および「SBTi」は、イングランドで設立された会社登記番号14960097の非公開会社であり、英国登録慈善団体番号1205768のScience Based Targets initiativeを指します。

© SBTi 2026

エグゼクティブ・サマリー

免責事項: このエグゼクティブ・サマリーは、利害関係者に概要およびガイダンスを提供することを目的としており、本基準の規範部分を構成するものではありません。要件の全対象範囲については、基準本文を参照すべきです。本基準のすべての翻訳版は、情報提供のみを目的としています。不一致または疑いが生じた場合、公式英語版の同基準を参照すべきであり、それを決定版と見なすものとします。

はじめに

The Science Based Targets initiative (SBTi) のミッションは、遅くとも2050年までのネットゼロ達成と整合する形で、科学に基づく企業の気候アクションを加速し、今世紀末までの気温上昇を1.5°Cに抑える国際的な取組に貢献することです。今日までにSBTiと共同で目標を設定した企業は1万1,000社を超え、これらの企業は国際的な気候目標の達成に寄与しながら明確な事業上の利益を実現しています。

しかし、幅広い参加を得たコンサルテーションから明らかとなったのは、炭素制約の厳しい世界で移行リスクを管理し、ビジネスの強靱性を強化しながら、企業の競争力を維持することができる企業気候アクションに関する共通基準が今なお必要であるということです。企業ネットゼロ基準バージョン2.0は、各企業のさまざまな背景、それに付随する排出量削減の機会と課題を許容し、各企業が持つ脱炭素化のための活用可能な手段に整合させました。また、炭素排出量の算定方法や市場手段といった、発展中の枠組みとも相互運用性があり、これまでのアプローチとの連続性も確保しています。改訂版の本基準は、10年間にわたる経験と知見の蓄積、幅広い参加を得たコンサルテーション、パイロットテストを反映し、SBTiの大きな前進を表しています。

企業ネットゼロ基準バージョン2.0には、以下の重要な新しい特徴が含まれます。

- 市場間で差別化したアプローチ: 企業ネットゼロ基準バージョン2.0には、中小企業や低所得国企業への配慮が含まれます。
- 背景に応じたアクション可能な目標の設定: 企業各社は、資本ストック、サプライチェーン／バリューチェーン、セクター、地域といったさまざまな背景における排出量削減の機会を反映したスコープ1～スコープ3目標を設定します。企業のネットゼロ移行のベストプラクティスとして急速に定着した、移行計画とのつながりも強化しました。企業は2つ以上の短期目標を定めることとなり、また全体を包括するネットゼロ目標の設定を選択することもできます。
- 最善の努力を基礎とする透明性の高いアクション: 目標は、主要な前提条件と依存関係について透明性を確保しつつ、最善の努力に基づき追求されます。企業各社は、利用可能なすべての手段を活用して排出量を削減し、実施の障壁に対処することが期待されます。これは商業的インセンティブとの一致、定期的な保証を含む透明で継続的に精査される進捗報告、次期サイクルの目標設定における最低限の進捗基準によって確保されます。
- 利用可能なすべての手段を活用して排出量削減を実現: 企業は、科学に基づく目標の設定後、それを実施するアクションを取ります。企業ネットゼロ基準バージョン2.0では、自社オペレーションやバリューチェーンの排出量の直接削減から、適切と認められる場合はより広範囲の活動プールおよびセクターレベルの取組みに至るまで、アクションの優先順位を明確にする実施ヒエラルキーを導入します。これらのアクションは、ガードレール(適用上の制約条件)を前提に、エネルギー属性証書や様々なCoCモデルのコモディティ証

書(マスバランス方式やブック・アンド・クレーム方式など)といった市場ベースの手段を活用することも可能です。

- 進捗を継続的に評価、開示、強化:進捗と実施上の課題、そしてそれに対応するためのアクションに関する年次報告と定期評価、目標サイクル終了前または終了時に新しい目標を設定する(排出量と目標との間にギャップがある場合も含めて)というプロセスにより、ネットゼロ経路との継続的な整合を徹底します。この継続的改善のプロセスを通じて、企業はSBTiの枠組みに沿いながらネットゼロに向かって進み続けることが可能です。
- 継続的排出責任の維持:企業ネットゼロ基準バージョン2.0は、ボランティアな認証プログラムを通じて、十全性の高いカーボンクレジットやその他の気候への貢献手法を、自社のカーボンフットプリント削減の代替としてではなく、補完するものとして利用するというバランスをとったアプローチを採用しています。

本基準には、要件(Requirements)と推奨事項(Recommendations)の両方と、2つの分野(スコープ2排出量の時間的マッチングと継続的排出責任)におけるボランティアな認証が含まれています。表1は、目標設定の具体的な要件とオプションをまとめたものです。

表1.目標の種類と要件の概要

	スコープ1	スコープ2	スコープ3
短期目標(5年目標)	全企業に必須	全企業に必須	カテゴリーA企業に必須
長期目標 (遅くとも2050年までに 残余排出量レベルに達 するための目標)	目標設定手法によって 異なる	全企業へのオプション	全企業へのオプション
ネットゼロ目標は、スコープ1、2、3の短期および長期目標の両方と、加えてネットゼロ目標年の残余排出量の中和を含めたものです。ネットゼロ目標の設定は全企業に対して、必須ではなく任意です。 ¹			

企業ネットゼロ基準バージョン2.0の要素の多くは、移行措置を通じて、企業ネットゼロ基準バージョン1でも利用可能、または今後利用可能になります。最新データに基づく将来志向の目標設定(Forward-looking target setting)はすでに利用可能です。企業カテゴリー、目標実施のアプローチ、進捗評価、継続的排出責任は今後利用可能になります。統合されたスコープ1・スコープ2目標やスコープ3排出量へのアプローチなど、企業ネットゼロ基準バージョン1は、今後もSBTiへの導入として多くの企業にとって活用しやすいガイダンスです。したがって、企業ネットゼロ基準バージョン1をベースに目標設定にコミットし準備をしてきた企業には、今後もそれに基づいて目標を提出することが推奨されます。企業ネットゼロ基準バージョン1は、引き続き2027年末まで目標設定に有効です。さらに詳しくは、をご覧ください。

すでに2030年目標を設定した企業は、実施までに十分なリードタイムを設けるため、2028年から企業ネットゼロ基準バージョン2.0に基づき次期サイクル(2030年～2035年)の目標設定に着手すべきです。

¹企業ネットゼロ基準バージョン2.0は、SBTi短期目標基準と初期バージョンの企業ネットゼロ基準を統合し、その両方に代わるものとなるため、ネットゼロ目標をオプションとすることによって従前のアプローチとの一貫性を維持します。

SBTi基準の枠組みを支えるのが企業ネットゼロ基準で、これはGHGプロトコル企業基準の定義に従ってスコープ1、スコープ2、スコープ3(カテゴリー1からカテゴリー14)排出量のセクター横断型要件を規定しています。この枠組みには、金融機関向けネットゼロ基準、高排出業界向けセクター基準およびアプローチ式も含まれます。²企業ネットゼロ基準バージョン2.0との互換性を確保するため、現在SBTiはセクター基準を更新中で、新しいセクターも追加しています。この移行期間中、企業は引き続き既存のセクター基準を使用します。

企業ネットゼロ基準は、別途発行する次の3組の補足文書で補完されます。

- 方法論とパスウェイ: 目標設定の技術的な詳細を提示します。
- アシュアランス(保証): 目標検証とサイクル終了評価のプロセスを説明します。
- クレーム(主張): 企業が自社のSBTi目標についてコミュニケーションする方法を規定します。

更新後の本基準について、以下に各セクションの詳細を記載します。

A.1 企業カテゴリーの定義

企業ネットゼロ基準には2つの企業カテゴリーがあります。収益、その他の判断基準による定義に従い、カテゴリーA企業はすべての国の大企業、カテゴリーBはすべての国の小規模企業および低所得諸国の中規模企業で構成されます。

移行計画の開示、基準年データの保証、スコープ3目標の設定など、カテゴリーA企業の要件の一部はカテゴリーB企業には任意となりますが、カテゴリーB企業も最低要件を上回る努力をするようSBTiは強く奨励します。

コングロマリット内部の子会社が独自の事業を經營する場合、別の企業と見なされることがあります。

A.2 ネットゼロ・ガバナンス

第1章では、目標設定と実施について組織全体で経営層のコミットメントを確保し、それをサポートするガバナンスの確立を目指します。

まずSBTi短期目標の設定に何が必要となるのか理解するところから始まります。ネットゼロに向け取り組むこと、目標を実施するための主要なアクションを記載した移行計画の策定、定期的な進捗報告などが含まれます。社内の最高レベルのガバナンスにおけるSBTi目標の承認が必要で、加えて目標の実施を監督する補助的なガバナンスの整備と脱炭素戦略と事業戦略の統合が求められます。

全企業に求められるのは、目標実施のための主要なアクションとそれに付随する前提条件・依存関係を含む移行計画があること、そして大まかなネットゼロ経路を策定することです。カテゴリー

²本書内の「セクター基準」とは、セクター別のSBTi文書を指し、セクター別基準、セクター別要件、またはセクター別ガイドラインを含む場合があります。

A企業は、目標の検証を受ける際にこれを開示すべきです。開示は最大15か月まで、必要に応じて延期できるフレキシビリティもあります。SBTiは、移行計画の有無を検証し、そこに企業ネットゼロ基準バージョン2.0で規定する必要な要素が含まれていることを確認します。移行計画を公開することにより、関連当事者による評価が可能になります。

A.3 目標基準年評価

これが本基準による目標設定の基礎となります。過去の基準年を基礎とした企業ネットゼロ基準バージョン1とは対照的に、目標基準年用の最新データを使用することにより、ネットゼロへの継続的整合を徹底します。カテゴリーA企業は、最低でも目標基準年データの限定保証を義務づけられ、これはカテゴリーB企業への推奨事項でもあります。企業は引き続き各社の選択で、より早期の基準年に基づく目標を報告することができます。

A.4 スコープ1の目標設定

ここでは、企業が遅くとも2050年までにスコープ1排出量をネットゼロに移行することを目指します。短期目標を設定する際、企業は次の3種類のオプションのいずれかを選択することができます。

- 絶対排出量削減:これは目標基準年からネットゼロ達成年まで直線的な排出経路です。
- 排出強度削減:企業は、鉄鋼、セメント、化学といったセクター固有の排出量削減機会を反映したセクター別排出強度経路の選択が可能です。
- 資産移行:これは資本ストックの入替(設備更新)が線形経路またはセクター別経路に沿って進まない企業向けです。企業は、既定のマイルストーン(例:新規のGHG排出資産投資の段階的廃止や既存のGHG排出資産の運用を段階的に廃止するタイムライン)および/または科学に基づく経路から導出した炭素予算を利用して、既存の資産を効率的に運用しながら低炭素資産に置き換える移行計画を設計します。このアプローチでは、定量的目標、すなわち該当する目標サイクルにおける排出削減量を移行計画内で設定する必要があります。商業的な機密性を踏まえ、企業の投資計画の詳細を公表することを期待するものではありません。

これら3種類のアプローチはいずれも、遅くとも2050年までのネットゼロ達成に向けたものです。企業は遅くとも2050年を目指して、スコープ1の長期目標を設定することも可能です。短期目標を排出強度または資産移行について設定した企業は、長期目標の設定が義務付けられます。

A.5 スコープ2の目標設定

スコープ2排出量の目標設定方法は、低炭素電力使用への段階的な移行をサポートします。低炭素電力には、再生可能エネルギーおよび原子力エネルギーと併せ、炭素回収貯留機能を備えた電源も含めることができます。企業は、排出削減量および/または低炭素電力の使用比率増加を目標設定として選択することができ、オプションとして低炭素電力100%の達成またはスコープ2排出量の残余レベル到達による長期目標の設定も含まれます。

目標の実施は、低炭素発電への投資または契約（例：電力購入契約、差額決済契約（CfD）、再生可能エネルギー証書等）を通して実施することができます。稼働開始後15年までの発電設備に関する契約は、他の枠組みとの整合や、プロジェクトの事業性（ビジネスケース）、ファイナンス期間と一致させることが許容されます。稼働開始後36か月未満の発電所についての電力購入契約は、さらに長期の契約が可能です。既存の契約は契約期間中、新たな規定の適用を免除され、新しい要件に合致する必要はありません。

本基準では消費と同一のシステム内で調達するという条件があります。これは供給可能（deliverability）地域に基づいて定義されます。隣接する供給可能地域との相互接続送電権がその企業にあることを証明できる場合は、例外となります。同様に、地域をまたがって需要を集約し、単一の長期契約を締結する方が実務的である場合には、企業はそうにすることができます。低炭素電力の供給が需要と比較して不足している場合など、構造的な障壁が存在する場合、企業はセクターレベルのアクション（例：他のシステムから購入）を取ることができます。

電力契約と消費を時間単位でマッチングすることは、一般的に年単位でのマッチングよりも望ましいとされます。これは、需要のシフトや低炭素発電・蓄電への投資に対してより効果的な価格シグナルをもたらし、電力需要と低炭素電力供給の整合性を高めることができるためです。実務の進展に伴い透明性の向上を図るため、電力使用量の多い企業は、時間単位で電力消費とマッチングされた低炭素電力の比率を報告することを義務付けられます。この分野でリーダーシップを示した企業は、時間的マッチングの一定水準達成についてSBTi認証を求めることができます。

A.6 スコープ3の目標設定

ここでは、企業が遅くとも2050年までにスコープ3排出量についてネットゼロに移行することを意図しています。

企業は、自社のバリューチェーンにおける重要性の高い排出源や自社が影響力を有する領域に注力するため、正当な理由に基づき、短期目標から限定的な除外を設けることを選択することができます。このような除外の例には、以下のものが含まれます。

- 個別に占める比率がスコープ3総排出量の5%未満のカテゴリ。
- スコープ1およびスコープ2目標に基づくエネルギー消費量削減を通じて排出量が削減されている場合は、カテゴリ3（燃料およびエネルギー関連活動）。
- 実務上の影響力が乏しい活動（例えばリース資産や販売した製品の加工で企業の業務上の支配権が及ばない場合）。

その上で、短期目標の設定について次の3種類のオプションから選択します。

- 包括的排出量削減目標：目標境界内の排出量を、目標基準年から遅くとも2050年までのネットゼロ達成年において残余排出量が10%以下になるように、直線的に削減する形で目標を構成します。
- 包括的サプライヤー／顧客整合目標：このアプローチでは、ティア1のサプライヤー／顧客のうち、科学に基づく目標を設定し、ネットゼロ目標年に向け段階的に進捗を続ける者の割合の増加がベンチマークに一致するよう、目標を設定します。
- カテゴリまたは活動固有の目標：このオプションは、スコープ3排出量の特定のカテゴリまたは高排出活動による排出量が集中する企業向けに、各社に合わせたテーラード

イドの目標設定が可能なオプションです。低炭素コモディティの調達や、低炭素製品およびサービスへ徐々に移行するのを促すための設計です。本オプションでは、選択可能なセクター別経路がある上流排出（例：鉄鋼、セメント、輸送）、その他の上流排出、ならびに下流排出を区別しています。これら3種類の区分に対して、利用可能な緩和手法を踏まえた目標設定を個別に提供するアプローチです。

これらのアプローチは、2050年のネットゼロ年を目指したものです。基本的に企業はスコープ3の長期目標の設定を義務付けられませんが、設定することを選択することもできます。

A.7 目標の実施

企業ネットゼロ基準バージョン2.0は、以下のヒエラルキーを導入することで、信頼性の高い目標達成の方法がどのようなものかを定義し、企業が自社事業とバリューチェーンを段階的に脱炭素化するアクションの優先順位を判断することを可能とします。

- 直接的アクション（活動レベル）：自社事業およびバリューチェーン内部の排出源で削減（例：効率改善、燃料転換、サプライヤーや顧客に排出量削減を促す）。
- 共用システム内におけるアクション（活動プール）：排出量が共用システム（例：送電網またはガス導管網、供給エリア（サプライ・シェッド）、物流ネットワークなど）に関係する場合、企業はこれらのシステム内部でアクションを取ることができます。低炭素属性を示す市場的手法（例：電力、バイオメタン、鉄鋼もしくはセメントなどの原料）の活用が場合によっては可能となり、また同一システム内の脱炭素化活動（例：供給エリア内におけるランドスケープ型の介入やその他の農業関連の介入）も含まれます。
- セクターレベルのアクション：活動または活動プールレベルのオプションに制約がある場合、企業はセクターレベルのアクションを取ることができます。企業ネットゼロ基準バージョン2.0は、これらの取り組みが企業が責任を負う排出量の削減に実質的に貢献するために、同一の活動種別に関連し、かつ適切な地理的またはシステム上の文脈の中で実施されることを求めています。

こうしたアクションや市場的手法は企業ネットゼロ基準バージョン2.0に規定される最低限の十全性（インテグリティ）評価基準を満たすことが求められます。今後のガイダンスでさらに詳細が示される予定です。これには、プロジェクトに関する追加性要件や該当する市場的手法の発行プログラムがシステムレベルのインパクトを確保しているかといった要件が含まれます。SBTiは、適切とみなされる場合には、関連する第三者枠組みの認証を行うことを計画しています。企業が実施可能な主張は、実施したアクションの結果によって異なります。当該企業の物理的インベントリ内の排出量削減という結果を生じたアクションは、その企業の主張に反映することができます。一方、活動プールまたはセクターレベルの脱炭素化を支援したアクションは、システム貢献として主張することになります。

A.8 目標に対する進捗状況の評価

企業は、各種前提条件に依存しつつも、最善の努力をベースとして目標実現を目指します。企業は、排出量削減の推進に利用可能な方法をすべて活用することを期待されます。企業は進捗評価により、成果を明らかにするとともに、生じているギャップやそれに関する障壁を特定し、それ

らにどう対処するかという継続的なプロセスを進めていきます。その上で企業は、次期サイクルの目標を設定し、ネットゼロへの継続的な整合性を確保します。目標年に排出量が目標を上回った場合、次期目標サイクルでは、より大幅な削減とアクションの加速が義務付けられます。次期サイクルの新しい目標を設定する企業に対する最低進捗評価基準は、SBTiアシュアランス・マニュアルに記載します。このプロセスに従って進む企業は、引き続きSBTi枠組みに参加し続け、目標設定および実施、ネットゼロへの進展を継続することができます。

A.9 継続的排出責任

これは、世界全体での気候目標を達成するために気候貢献を加速する必要性の反映を意図しています。これは企業による自社排出量の削減に代わるものではなく補完するものであり、自社排出量の削減は今後もSBTi枠組みの中核であり続けます。

包括的なネットゼロ戦略の一環として、自社の継続的排出の責任を負うことに価値を見出す企業に対しては任意の認証が用意されています。このアプローチは、野心のレベルについて柔軟性を持たせており、継続的排出量の1%から100%までの範囲で実施が可能です。また、達成手段についても柔軟性があり、例えば排出量削減または除去（長期的除去か否かを問わず）、その他の気候アクション（例：将来的な緩和への先行投資、低炭素技術の研究開発、適応およびレジリエンス、損失と損害対策など）を実施することも可能です。

継続的排出責任プログラムに基づく認証を受ける活動については、十全性枠組みと一致する最低基準を設定済みです。今後SBTiでは、関連する第三者枠組みの認証のためのアプローチを開発します。2035年からは継続的排出責任を義務付けることを意図しており、ネットゼロ時には残余排出量の中和が求められます。

以上が企業ネットゼロ基準バージョン2.0の概要です。同基準の全文は本書のこれ以降の部分に記載されています。

B.基準とシステムの概要

B.1 言語および用語

SBTi基準の業務言語は英語です。SBTi基準を英語以外の言語へ翻訳する必要がある場合、SBTiが翻訳を手配する場合があります。本基準のすべての翻訳版は、情報提供のみを目的としており、何らかの疑義が生じた場合、公式英語版を正式版とみなします。

この文書には、企業ネットゼロ基準バージョン2.0で使用する[主要用語](#)の一覧表を収録しています。[SBTi用語集](#)は、SBTiの技術資料全体に使用する用語、略語、定義をまとめた包括的なリストです。

企業ネットゼロ基準バージョン2.0で使用する重要な用語は以下に記載されています：

1. 「ものとし/しなければなりません」(Shall)は、科学に基づく目標を[SBTi認定の審査機関](#)による[評価](#)に提出する企業が満たさなければならない要件を示します。
2. 推奨は、「企業は、～が推奨されます」のように明記するものです。推奨はグッドプラクティスを反映した重要なものですが、義務付けられるものではありません。
3. 「することができます」(May)は、本基準において許可されている事項を示します。
4. 「することができます/可能です」(Can)は、本基準の利用者が何かを行うことができる能力、または利用者に開かれている可能性を示します。
5. 「なければなりません」(Must)は、基準の要件以外の外部的な制約で、参考として記載するもの示します。例えば、「なければなりません」(Must)は、ユーザーの国、地域またはセクターにおける適用法令の遵守を指す場合があります。
6. 「[提出する](#)」(Submit)という語は、評価プロセスの一環としてSBTi認定の審査機関に情報を提供し、検討または判断を求めることを指します。
7. 「報告」(reporting)は、企業のウェブサイトまたは年次報告書など、公共のアクセスが可能な、アクセス障壁のない場所で情報を一般に開示することを指します。「[SBTiダッシュボード](#)」(SBTi Dashboard)による開示とは、SBTiが公表する情報で、別途指定がある場合を除いて企業による別の資料で公表することを義務付けられないものを指します。

基準 (**CNZS-C#**) および 下位基準 (**C#. #**) は、企業ネットゼロ基準の要件です。企業が[SBTi認定の審査機関](#)による評価を受ける企業は、これらに従うものとします。各基準は、以下の要素を示します：

- [企業カテゴリー](#) (company category) は、その基準、下位基準および推奨が各カテゴリーの企業に適用されることを示します。
- 一部の基準は、企業区分の横に「任意」と示されています。企業が任意の基準を採用する場合は、すべてのサブ基準を含め、その基準の要求事項を完全に満たさなければなりません。
- [評価段階](#) (assessment stage) は、その基準について評価される時期を示します(セクションB.4を参照)。

基準には、推奨 (**R#. #**) を伴う場合があります。これはベストプラクティスを示し、企業が従うことを奨励します。

用語

B.2 SBTi基準の枠組み

SBTi基準は、企業ネットゼロ基準を土台とするモジュール式枠組みとして構成されています。企業ネットゼロ基準はGHGプロトコル企業基準の定義に従い、全企業を対象として、スコープ1排出量、スコープ2排出量、スコープ3排出量（カテゴリー1～カテゴリー14）に関するセクター横断型の基本要件を規定したものです。この枠組みには、[金融機関](#)を対象として金融業務（GHGプロトコル企業基準ではスコープ3、カテゴリー15と定義）に関する要件を規定した[金融機関向けネットゼロ基準](#)、高排出業界を対象に設計した複数のセクター別基準も含まれます。³[セクター別資料概要](#)は、セクター別基準として利用可能なものと計画中のもの、それらに関する資料の概要です。

すべての企業は、企業ネットゼロ基準バージョン2.0を基礎的な基準として使用するものとし、金融機関向けネットゼロ基準を含めていずれかのSBTiセクター別基準も適用されるかどうかを判断するものとします。他に適用されるSBTi基準の指定により、企業ネットゼロ基準の一定の要件が修正、置き換え、不適用とされた場合、企業はそちらの基準に従うものとします。このような場合、関係する排出源または活動については、適用されるSBTi基準の規定に従います。別途指定がある場合を除き、すでに企業ネットゼロ基準または他に適用されるSBTi基準に基づいて対処した排出量については、重複する目標（同一の排出源を対象とする複数の目標）を設定する必要はありません。

B.3 SBTi企業ネットゼロ基準バージョン2.0の対象範囲

企業ネットゼロ基準は、全世界の[企業](#)を対象とします。

企業カテゴリー

表2に記載する通り、企業ネットゼロ基準バージョン2.0には企業の規模と地理的地域⁴に基づく2種類の企業カテゴリーがあります。

表2. 企業カテゴリーの閾値、条件、地理的地域。

閾値と条件	地理的地域 ⁵	企業カテゴリー
少なくとも以下の1項目に合致する： - 純売上高：≥4億5,000万ユーロ（€） - FTE⁶：≥1,000（フルタイム当量・常勤換算）	すべての国	カテゴリーA
スコープ1およびスコープ2排出量が≥10,000 tCO ₂ e、または少なくとも以下の2項目に合致する： - 貸借対照表価額：≥2,500万ユーロ（€） - 純売上高：≥5,000万ユーロ（€） - FTE：≥250	高所得国	カテゴリーA

³本書内の「セクター基準」とは、セクター別のSBTi文書を指し、セクター別基準、セクター別要件、またはセクター別ガイドダンスと題する場合があります。

⁴地理的地域は最終親会社の設立地の法域から判断し、[世界銀行の所得水準別分類](#)を使用して分類します。

⁵最終親会社の設立地の法域によります。

⁶フルタイム当量・常勤換算（FTE）は、年平均被雇用者数を常勤勤務時間に換算して表すもの。

閾値と条件	地理的地域 ⁵	企業カテゴリー
上の行でカテゴリーA基準に適合しない	すべての国	カテゴリーB

以下の注記は上の表2に記載した閾値および条件に適用されます：

- 企業カテゴリーの判定：[カテゴリーA](#)または[カテゴリーB](#)という企業分類は登録時に判定するものとし、⁷[目標審査](#)時に再確認するものとし、それを5年間の[目標サイクル](#)に適用するものとします。企業は、新しい目標を設定する時点で自社の企業カテゴリーを再判定するものとします。
- 連結数値：企業が企業グループ構造の一部である場合、被雇用者数、売上、貸借対照表価額、排出量の閾値はグループ全体として統合した連結数値に基づいて評価するものとします。⁸
- 排出量：排出量閾値は、その企業のGHG排出量の物理的インベントリから算出した数値を使用して評価するものとします。
- 通貨：閾値は、その企業の連結財務諸表の通貨で適用するものとします。その企業がユーロで報告しない場合、閾値を評価する目的上、報告内の関連する数値をユーロに換算するものとします。⁹
- 直近の2年：閾値は、その企業の直近2年の財務諸表または年次報告書から引き出した平均値を使用して評価するものとします。

化石燃料企業

石油、天然ガス、石炭、その他の化石燃料の探査、抽出、採鉱および／または生産に直接、何らかのレベルで関与する企業は、そのセクター用の方法および／またはガイダンスが最終決定するまで、現段階では目標を検証することができません。これには、統合石油ガス企業、統合ガス企業、探査専業および生産専業企業、精製専業およびマーケティング専業企業、石油製品販売企業、ガス供給企業および小売企業ならびに従来の石油およびガスサービス企業が含まれ、それらに限りません。

収益の50%未満を(i)化石燃料の販売、伝送および供給から、または(ii)化石燃料企業への機器もしくはサービスの供給から得ている企業を含め、例外が適用されます。全対象範囲、定義および例外については、[SBTiの化石燃料に関する方針](#)を参照してください。

B.4 SBTiアシュアランス・モデル

企業ネットゼロ基準バージョン2.0は、企業のネットゼロ移行の歩み全体を通して継続的改善を[評価](#)する支援として、[SBTiアシュアランス・モデル](#)を導入します。これは、そもそもSBTi認定の審査機関による目標審査の時点で目標の野心度を審査することに始まり、現在では企業が審査済目標に対する次期目標サイクル中の進捗を報告し、それを独立した第三者保証データに基づいて認定するまでに発展した[SBTiアシュアランス・フレームワーク](#)の進化を表すものです。

⁷企業は、まずSBTiに登録し、自社が目標設定に適格かどうか、カテゴリーA企業またはカテゴリーB企業のどちらに分類されるのかを確認します。企業はこの段階で、科学に基づく目標を設定する意図を一般にコミュニケーションすることができます。詳しくは、SBTiサービスの[法人登録標準業務手順書](#)を参照。

⁸グループ全体として連結ベースで閾値を算定する要件は、組織境界をグループ内のより低いレベルで設定する場合にも適用されます。その理論的根拠は、グループのどのレベルで目標を設定するかを問わず、大企業グループ間の比較可能性と公正性を確保することにあります。

⁹通貨を別の通貨に換算する目的上、企業は関連する財務諸表の公表日付で[ロイター](#)が引用した為替レートを使用するものとします。

SBTiも、いずれのSBTi認定の審査機関も、企業が提供する排出量データ、その他の情報を単独で実証することはありません。あらゆる評価中にSBTiに提出するデータの正確性と完全性は、常にその企業とその企業が利用する保証機関の責任です。企業ネットゼロ基準バージョン2.0に基づいて義務付けられる場合、企業には特定の情報について[独立した](#)第三者保証を取得することが期待されます。

審査サイクルには2種類の主要な評価があります。

- **目標審査**: このプロセスを通じて、SBTi認定の審査機関がその企業に該当する企業ネットゼロ基準の目標審査基準への適合性を評価し、そこから企業の目標を審査します。初回の目標審査は、その企業がSBTiに登録した後に行われます。企業ネットゼロ基準バージョン2.0を使用して目標を設定した企業は、次期サイクルで目標を設定する際、前回審査済の目標期間終了の早くとも24か月前から遅くとも12か月後までに、新しい目標を審査のために提出するものとします。
- **サイクル終了時の評価**: このプロセスを通じて、SBTi認定の審査機関がその企業に該当する企業ネットゼロ基準サイクル終了時評価基準への適合性を評価します。この評価は、企業が提出する目標進捗評価(カテゴリーA企業については、独立第三者保証を受けたもの)に基づいて行います。この評価は目標期間の終了時に行い、12か月以内に完了するものとします。SBTiでは、企業ネットゼロ基準バージョン2.0に基づく初回サイクルを終了後、目標の再検証を希望する企業向けに最低進捗基準の導入を意図しています。これはSBTiアシュアランス・マニュアルで規定することになります。

企業には、すべての目標審査またはサイクル終了時評価の時点で、適切なバージョンの企業ネットゼロ基準と必須なあらゆるSBTiセクター別基準を適用することが期待されます(セクションA3を参照)。¹⁰従前の評価を通じて特定した重大な不適合があれば、企業はそのすべてを目標審査の承認に先立って解決することが期待されます。

審査を受けようとする企業は、SBTi保証モデルに規定する要件、ならびに利用可能な場合は対応するSBTiの保証に関する[規範](#)文書に従うものとします。

B.5 SBTi主張システム

企業ネットゼロ基準、その他の該当するSBTi基準に関係するあらゆるコミュニケーションについては、SBTi主張システムで規定する要件、ならびに利用可能な場合は対応する[SBTiの主張](#)に関する規範文書やガイダンスに従うものとします。企業が検証済目標、その目標に対する進捗、企業ネットゼロ基準に基づく表彰プログラムへの参加について主張を述べる場合に従うべき条件は、「SBTiの主張に関する方針」および関連ガイダンスで定義するものとします。SBTiアシュアランス・モデルは、企業各社のさらに広い範囲の環境パフォーマンスまたは責任に関する[主張](#)を保証するものにはなりません。一般に公表する主張の正確性、適切な裏付け、規制およびガイダンスとの一致を徹底することは、常に各企業の責任です。

¹⁰SBTi基準の複数のバージョンが同時期に有効の場合、企業はバージョン移行規定、該当するセクター別基準、各社に特有の状況に従い、有効ないずれかのバージョンを適用して使用することができます。

1. ネットゼロ・ガバナンス

背景: SBTi目標を設定する企業は、今世紀中盤までに実現する排出量ネットゼロの世界的達成に向けて、科学に基づく経路に則して排出量を削減する意図を発信することになります。これには、企業が移行計画の規定に従って短期アクションを取り、その進捗を定期的に報告することが義務付けられます。説明責任を裏付けるため、SBTi目標は各企業の最高位のガバナンス機関による承認を受け、企業戦略および意思決定に組み入れなければなりません。

この章では、企業の検証済目標を適切なガバナンス機構と信頼できる実施計画の策定で裏付け、支えるよう徹底するための要件を規定します。移行計画の役割は、将来を見越した実施経路に目標を翻訳することです。つまり、排出量削減の達成に付随するアクションの対象期間、前提条件および依存関係を概説します。したがって、透明な移行計画の策定はどの企業にとっても、自社の気候戦略を実施する上で最も重要なものであり、その企業は目標をどのように実現する意図があるのかについて、利害関係者に明らかにするものです。

SBTiは、移行計画の有無を検証し、本章に規定する要件が含まれているかどうかを確認します。しかし、それが移行計画全体の質、完全性、実行可能性について適用法・規制要件の遵守も含めて評価する、または是認・賛同することにはなりません。移行計画の設定、実施、実現は、常に企業の責任です。

1.1 科学に基づく目標設定に関する経営陣の説明責任

意図: 企業の科学に基づく目標が、組織の最高レベルによる監督、実施に関する明確な経営責任、ならびに気候目標の企業戦略および意思決定への統合を伴う、強固なガバナンスによって支えられることを確保すること。

CNZS-C1. 企業は、SBTi目標の設定および提出について、社内の最高位のガバナンス機関による承認を得るものとし、そのレベルで目標実施を監督するよう徹底するものとします。

企業カテゴリー: 全企業
評価段階: 目標審査

- C1.1. 説明責任: その企業の最高位のガバナンス機関（取締役会、その他の同等の）は、目標の設定、審査を目的とする提出、目標実施の監督を含め、SBTi目標全体の全体的な説明責任を負うものとします。
- C1.2. ガバナンス機構の開示: 企業は、自社の目標の監督および実施に責任を負うガバナンス機構の説明を提出し、報告するものとします。
- C1.3. 見直しのメカニズム: 企業は、科学の進化、企業の業績、ベストプラクティスを反映した定期的な再検討、調整、目標に対する進捗の報告のプロセスを文書化して規定するものとします。

推奨:

- R1.1. 責任: 企業には、目標の監督・実施について経営陣およびガバナンス機構に明確な役割と責任を割り当てる(例: 経営幹部を専用ガバナンス機構がサポート)ことが推奨されます。
- R1.2. 政策エンゲージメント: 企業には、公共政策へのエンゲージメント、ロビー活動、唱導(アドボカシー)活動が自社の気候目標と整合性を保つよう徹底することが推奨されます。企業には、[インフルエンスマップ\(InfluenceMap\)](#)、[気候変動政策への責任ある企業エンゲージメントガイド\(Guide for Responsible Corporate Engagement in Climate Policy\)](#)、[責任ある企業気候変動ロビー活動に関するグローバル基準\(Global Standard on Responsible Corporate Climate Lobbying\)](#)などのベストプラクティス枠組みに従うことが推奨されます。

1.2 移行計画の策定

意図: 企業の検証済目標は、時間制限を設けた信頼できる移行計画で目標の実施方法を概説し、主要な前提条件と依存関係を特定し、透明なガバナンス機構と実施の説明責任を明記して裏付けるよう徹底します。企業ネットゼロ基準バージョン2.0の目的上、移行計画はその企業の検証済目標の実現に必要なアクションと対象期間に集中するものにします。

-
- CNZS-C2.** 企業は、自社の科学に基づく目標をどのように実施していくかを示す移行計画を策定し、維持管理するものとします。
-

企業カテゴリー: 全企業

評価段階: 目標審査

- C2.1. プランの内容: 移行計画は、遅くとも2050年までに実現するネットゼロの達成に一致する方法で自社の目標を実施するため、必要なアクションとそれに対応する対象期間について記述するものとします。このプランには、以下の項目を含めるものとします:
 - a. 目標の詳細: 適用されるSBTiセクター別基準に基づいて検証済の目標があればすべて含め、SBTiによる検証済の科学に基づく全目標。
 - b. 対象範囲: 移行計画には、企業の検証済目標が対象とするすべての[排出源](#)および活動を記載するものとします。¹¹
 - c. アクション: [短期目標](#)への適合を期待するアクション、その後5年間について示唆するアクションを記述し、さらに[カテゴリーA企業](#)および該当するスコープ1設定法を使用する企業については、長期的にネットゼロに向かう大まかなロードマップ。¹²

¹¹例えば、カテゴリーA企業はスコープ1からスコープ3目標を対象とすることが義務付けられ、スコープ1とスコープ2について短期目標を設定したカテゴリーB企業は、それらの目標のみを対象とすることが義務付けられます。

¹²スコープ1短期目標を排出強度目標または資産移行目標として設定する企業は、さらに長期目標および移行計画に関する要件にも従います。

- d. 前提条件と依存関係:その企業が目標を実施する能力に重大な影響を与える主要な前提条件と外部の依存関係、その依存関係を積極的に管理するためのアクションの説明。
- e. 未対策化石燃料の段階的廃止:関係する場合、[未対策化石燃料](#)を使用する製品および[サービス](#)から得る収益を[ネットゼロ経路](#)に則して段階的に廃止するコミットメント。¹³
- f. 排出集約型[活動](#)プラン:自社の[バリューチェーン](#)内で重要な[排出集約型活動\(EIA, emissions-intensive activity\)](#)を特定(CNZS-C6を参照)した企業は、その排出量を脱炭素化するプランを策定するものとします。
- C2.2. 承認:移行計画は、その企業の最高位のガバナンス機関(例:取締役会または同等の組織)が正式に承認して採用するものとします。
- C2.3. 企業戦略:企業は、自社の移行計画を企業戦略と整合させる、または企業戦略内に組み込むよう徹底するものとします。
- C2.4. プランの開示(カテゴリーA企業のみ):カテゴリーA企業は、目標審査完了後の15か月以内に、または国家・自治体が適用する規制枠組みで義務付けられる場合はさらに早期に、最低でもCNZS-C2.1に記載した要素を含めて自社の移行計画を公表し、開示するものとします。¹⁴
- C2.5. 定期的な見直し:企業は、最低でも5年毎に自社の移行計画を見直し、必要に応じて更新するものとします。¹⁵

推奨

- R2.1. プランの追加内容:企業には、自社の移行計画を財務計画と堅牢なガバナンス機構がどのように支持・サポートしているのかを示すため、明確な説明責任、インセンティブ、監督メカニズムについて記載することが推奨されます。
- R2.2. プランの開示(全企業):カテゴリーA企業には、自社の移行計画を15か月以内に公表して開示することが義務付けられていますが、それをすべての企業が目標審査の完了と同時に行うことが推奨されます。
- R2.3. ガイダンス:企業には、移行計画タスクフォース(TPT、Transition Planning Taskforce)開示フレームワークなどの国際基準に則して移行計画を策定することが推奨されます。該当する場合、ESRS E1-1(「気候変動緩和のための移行計画」)に記載した開示要件などの国家または自治体の規制枠組み、それに付随する欧州財務報告諮問グループ(ERFAG、European Financial Reporting Advisory Group)による実施ガイダンスの遵守を徹底しなければなりません。
- R2.4. 移行支援:カテゴリーA企業には、財政協力、対応能力の構築および／または技術移転を通じて、自社のバリューチェーン内の[カテゴリーB企業](#)各社による移行計画策定および実施を支援することが推奨されます。

¹³これはごく限られた残余排出量を除いて、未対策化石燃料の使用による排出量を可能な限り削減することを意味します。

¹⁴移行計画の公表に適用される規制要件の遵守を徹底するため、企業には独自の法的助言を得ることが推奨されます。

¹⁵目標審査の時点で利用可能な既存のプランがある場合、見直しサイクルはそのプランの当初の公表日から計算します。

2.目標基準年評価

背景:この章では、SBTi基準に基づく企業の[目標基準年](#)排出量判定の基礎的要件とそれに関連する必須指標について規定します。このプロセスは、組織境界と活動境界の定義に始まります。これにより、その後のすべての算定と目標に企業の構造・活動を正確に反映するよう確保します。

目標設定は、定義したサイクル内で機能します。新しい各[目標サイクル](#)毎に、企業は短期目標の基準年として最も包括的なデータを備えた[直近](#)の1年を選択するよう義務付けられます。これは企業の組織構造や排出量の変化を経時的に反映し、過去のその企業の基準年排出量よりも現在の排出プロファイルに基づいて野心度を決定するというSBTiの目標設定法と一致します。目標基準年の更新はリセットではなく、脱炭素化の歩みの継続を表すもので、連続する目標サイクルすべてにわたって継続的な進捗を実証することが、企業に期待されます。

さらにこの章では、GHGプロトコル基準に整合する包括的なGHG排出量インベントリの作成要件、[低炭素電力](#) (LCE)などの必須指標の計算、[排出集約型活動](#) (EIA)の特定、[第三者保証](#)の適用について規定します。これらの規定は一体となり、信頼できるサイクル(周期)ベースの目標設定と進捗追跡の技術的、ガバナンス上の基礎となります。

2.1 組織境界と活動境界

意図:セクター別基準を含むすべてのSBTi基準を一貫して適用する土台として、また目標を設定し、その進捗を追跡および評価する基礎として、明確で包括的な組織境界と活動境界を確立します。

CNZS-C3. 企業は、組織境界と活動境界を定義するものとし、それらに該当するSBTi基準のすべての[基準](#)を適用するものとします。

企業カテゴリー: 全企業
評価段階: 目標審査

- C3.1. 境界の定義: 組織境界と活動境界は、該当するGHGプロトコル基準の有効で入手可能な最新バージョンに整合して、または適用される国家もしくは自治体の規制枠組み適合の義務付けに従って定義するものとします。
- C3.2. グループ全体の境界: 企業は、自社の組織境界を最終親会社のレベルで確立するものとします。[子会社](#)が別の企業として操業する場合、自社の組織境界を子会社レベルで確立できる場合があります。ただし、そのアプローチに正当な理由があることを条件とします。¹⁶
- C3.3. 子会社の対象範囲: 企業は、自社の組織境界内部のすべての子会社の活動を含めるものとします。子会社が自社の目標を定める場合も、自社の組織境界内部のあらゆる子会社の活動を含めるものとします。

¹⁶セクションA.4に規定した通り、企業カテゴリーの閾値は組織境界をどのレベルで設定するかを問わず、連結グループを基本に判定します。これにより、複数の大規模企業グループのすべてにわたる比較可能性と公正性を確保します。

- C3.4. 親会社の開示: 目標を定める会社の子会社の場合は、[最終親会社](#)の完全な法人名を目標審査プロセスの一環として提出するものとします。
- C3.5. 報告: 企業は、組織境界を定義するために選択して使用した連結アプローチを目標審査後の次期[報告サイクル](#)で報告するものとします。

2.2 目標基準年の選択

意図: 各目標サイクルの開始時に、企業が自社の現在の組織構造と排出プロファイルが反映された目標基準年を確実に選択します。これは、過去の基準年ではなく現在の排出量に基づいて野心度を決定し、説明責任を維持し、達成済の排出削減量を土台に構築するSBTiの目標設定法と一致します。

CNZS-C4. 企業は、その企業の組織構造と活動が正確に反映された目標基準年を選択するものとします。¹⁷

企業カテゴリー: 全企業

評価段階: 目標審査

- C4.1. 短期目標基準年: 企業は、短期目標基準年として、包括的な排出量、その他の該当するデータが利用可能な直近の1年を選択するものとします。
- C4.2. その後の目標サイクルの目標基準年: その後の各目標サイクルでは、更新の時点で包括的な排出量、その他の該当するデータが利用可能な直近の1年に対応する新たな目標基準年を設定するものとします。
- C4.3. 直近年の例外: 直近の1年がその企業の構造および活動を正確に反映していない場合、企業は自社の構造および活動の典型を表す別の目標基準年を選択するものとし、その正当な理由を目標審査後の次期報告サイクルで報告するものとします。
- C4.4. 複数の目標すべての一貫性: 企業は、複数の短期目標のすべてに一貫する目標基準年を適用するものとします。
- C4.5. より早期の基準年に関するコミュニケーション: 企業は、より早期の基準年(例: インベントリ基準年)と比較して自社の目標をコミュニケーションすることができます。ただし、審査中にその基準年について相対的に同等の野心度を検討・確認済であることを条件とします。

推奨:

- R4.1. 排出量データと財務データの一貫性: 企業には、GHG算定対象期間を年次財務報告期間と整合し、財務データと排出量データの一貫性を確保することが推奨されます。

¹⁷目標基準年は、必ずしもインベントリ基準年と同じとは限りません。GHGプロトコル(2004年版)の定義によるインベントリ基準年は、「企業の排出量を経時的に追跡して対照する過去のデータ」です。これと対照的に、目標基準年は目標設定の時点で選択する基準年です。

2.3 目標基準年のGHG排出量インベントリ

意図: 基準年のGHG排出量インベントリの算定および報告をGHGプロトコル、その他の目標設定指標と整合することにより、企業が信頼できる目標設定とサイクル終了時の進捗評価の堅牢かつ透明な土台を確立するよう徹底します。

CNZS-C5. 企業は、**GHGプロトコル基準**に沿って**GHG排出量インベントリ**を算定し、報告するものとします。

企業カテゴリー: 全企業
評価段階: 目標審査

- C5.1. **GHGプロトコル基準:** 企業は、有効で入手可能な最新版GHGプロトコル基準およびガイダンスを使用し、それに従って自社のGHG排出量インベントリを算定して報告するものとします。
- C5.2. **対象範囲:** カテゴリーA企業およびカテゴリーB企業は、スコープ1およびスコープ2排出量を算定して報告するものとし、カテゴリーA企業は自社のGHG排出量インベントリ内のスコープ3排出量も報告するものとします。
- C5.3. **GHGの対象範囲:** 企業は、自社の温室効果ガス排出量インベントリに二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、亜酸化窒素 (N₂O)、六フッ化硫黄 (SF₆)、三フッ化窒素 (NF₃) およびパーフルオロカーボン (PFC) を含め、京都議定書に基づく対象範囲のすべての温室効果ガスを含めるものとします。
- C5.4. **インベントリ算定のアプローチ:** 企業は、GHG排出量の物理的インベントリを算定して報告するものとします。該当する場合、GHG排出量の物理的インベントリに反映されないアクションおよび市場手段について、適切なGHG算定基準が利用可能であればそれに従い、別個に算定・報告するものとします。このようなアクションおよび市場手段は、すべて目標実施の章でセクション4.2に規定する十全性基準に合致するものとします。¹⁸
- C5.5. **土地、バイオエネルギーおよび除去:** 森林・土地利用・農業 (FLAG、Forestry, Land Use and Agriculture) 排出量、バイオエネルギー排出量、有機的除去量および技術的除去量の両方については、GHGプロトコル土地セクター・除去基準 (LSRS) に従って算定および報告するものとし、排出量と除去量の分離を徹底してカーボンクレジットに関係するすべての要件に従うものとします。¹⁹
- C5.6. **スコープ3カテゴリーの最小境界 (カテゴリー1~14):** 企業は、GHGプロトコル企業バリューチェーン (スコープ3) 基準の表5.4に記載された最小境界に従ってスコープ3排出量を定義し、報告するものとします。
- a. **WTW (原油採掘から利用まで、Well-to-Wheel / 原油採掘から航跡まで、Well-to-Wake) 輸送排出量:** 表5.4に定義された最小境界に加え、企業はすべての輸送関連スコープ3排出量をWTW (Well-to-WheelまたはWell-to-Wake) ベースで算定し、報告するものとします。

¹⁸ 基準内のGHG算定の側面に絞った修正、それに関連するGHGプロトコルの更新に関するバージョン移行中の取決めがあれば、すべてGHGプロトコルの改訂プロセスの終結後に検討します。

¹⁹ GHGプロトコルLSRSで森林排出量に適用する算定ガイダンスが規定されるまで、企業はそれに代わる方法論を利用することができます。ただし、その手法と根拠とする前提条件が堅牢であり、透明性をもって報告されることを条件とします。

- b. 任意算定対象のスコープ3排出量: 最小境界外部のスコープ3排出量を算定する場合、その排出量は別に報告するものとし、重要なスコープ3排出量カテゴリー(CNZS-C5.7)の判定には含めないものとします。
- C5.7. **重要なスコープ3排出量カテゴリー**(カテゴリーA企業のみ): 企業は、GHGプロトコル企業バリューチェーン(スコープ3)基準の定義に従い、GHG排出量の物理的インベントリに基づくスコープ3排出量カテゴリー1~14の5%以上を占めるスコープ3排出量カテゴリーを判定して報告するものとします。²⁰
- C5.8. 総電力消費量: 企業は、自社の電力総消費量を報告するものとします。²¹
- C5.9. **低炭素電力(LCE)**: 企業は、電力総消費量の中で低炭素と見なされる閾値に適合する部分のパーセンテージ、また該当する場合は目標実施の章のセクション4.2および4.3の基準に適合する部分のパーセンテージ²²を算定して報告するものとします。
- C5.10. データの欠落と限界: 企業は、GHGインベントリ作成時の重大なデータの欠落、手法の限界、不確実性、推算または代理(プロキシ)データの使用について報告するものとします。
- C5.11. 報告の対象期間: 企業は、C5.1~C5.10で義務付けられる情報を目標審査に続く次期報告サイクルで報告するものとし、関係する情報が目標審査の完了後6か月以内に[SBTiダッシュボード](#)で一般に公開されることを了承するものとします。

²⁰ スコープ3目標設定用の目標バウンダリは、重要なスコープ3排出量カテゴリーに基づいてCNZS-C14で提示します。そこでは、重要なカテゴリー内で許容可能ないくつかの除外について説明します。

²¹ その企業が統制する発電源による(スコープ1)電力、その企業が統制しない発電源による(スコープ2)電力を含みます。

²² その企業が統制する発電源による電力(スコープ1)、その企業が統制しない発電源による電力(スコープ2)を含みます。

2.4 EIA (排出集約型活動) の特定

意図: バリューチェーン内の最も排出集約的な活動を明確に可視化し、目標または移行計画の策定を通じて対処するよう徹底するため、より広範なスコープ3カテゴリとは別に、CNZS-C15に基づくEIA専用の目標設定オプションを使用してEIAの特定および定量化を行うことが義務付けられます。

CNZS-C6. 企業は、自社のバリューチェーン内部の**EIA**による排出量を特定し、定量化するものとします。

企業カテゴリ: カテゴリーA、カテゴリーB(任意)

評価段階: 目標審査

- C6.1. **EIAへの曝露:** 企業は、[表A.1](#)に記載されたEIAの中で自社のバリューチェーン内に存在するものを特定するものとします。
- C6.2. **EIA排出量の定量化:** 企業は、入手可能な最良のデータを使用してEIAによるスコープ3排出量の物理的インベントリを定量化するものとします。目標審査の時点でこの定量化を完了できない場合、企業はどのEIAをまだ定量化していないかを説明するものとし、データの限界について記述して次回の移行計画更新内で完了するものとします。企業は適切な分析を実施せずにEIAが存在しないと思い込まないものとします。
- C6.3. **重要なEIAの特定:** 企業は、スコープ3排出量のどのカテゴリで報告するかを問わず、物理的インベントリ内のスコープ3排出量(カテゴリー1~14)の5%以上を占めるものを重要なEIAとみなすものとします。同一のEIAがスコープ3排出量の複数のカテゴリにわたって生じる場合、企業はそれらすべてのカテゴリにわたるEIAを集計化することができます。
- C6.4. **重要なEIAの報告:** 特定したそれぞれの**重要なEIA**について、付随する絶対排出量と、それが物理的インベントリ内のスコープ3総排出量に占めるパーセンテージの両方を報告するものとします。
- C6.5. **報告の対象期間:** 企業は目標審査後の次期報告サイクルで、この情報を報告するものとします。それが実行可能でないことを企業が合理的に示せる場合、目標審査後の2回目の報告サイクルで報告するものとします。

2.5 第三者保証

意図: [独立](#) 第三者保証を通じて目標基準年のGHG排出量インベントリと関連する算定法の信憑性と信頼性の強化を目指します。保証は、報告する排出量の透明性と信頼性を高める重要なメカニズムとして、カテゴリーA企業に義務付けられており、カテゴリーB企業にも強く奨励します。

CNZS-C7. 企業は、目標基準年のGHG排出量インベントリと付随する必須指標の独立第三者保証を取得するものとします。

企業カテゴリー: カテゴリーA、カテゴリーB(任意)

評価段階: 目標審査

- C7.1. 保証の対象範囲: 保証は、目標基準年のスコープ1、スコープ2およびスコープ3排出量、低炭素電力の算定、重要なEIAによる排出量、目標設定に使用する他のすべての指標を対象とするものとします。
- C7.2. 保証レベル: 企業は、最低保証水準を[限定的保証](#)とする独立第三者保証を取得するものとします。
- C7.3. 第三者保証機関: 保証は、認定を受けた独立第三者が国際的に認知された保証基準に従って実施するものとします。²³
- C7.4. 報告: 企業は、自社の保証手続きについて以下の情報を報告するものとします。
 - a. 時期。
 - b. 境界、対象とする排出量、特定の除外事項または限界を含め、保証の対象範囲。
 - c. プロバイダーが使用する方法論および基準ならびに前提条件およびデータの限界があればそのすべて。
 - d. 保証の種類(例: 限定的、合理的、または高水準)。
 - e. 推奨事項があればそれを含め、プロバイダーによる所見の要旨。
- C7.5. 報告の対象期間: 企業は、C7.4の情報を目標審査に続く次期報告サイクル中に報告するものとし、目標審査の完了後6か月以内に[保証レベル](#)が[SBTiダッシュボード](#)で一般に公開されることを了承するものとします。

²³ SBTiは、該当する場合、第三者枠組み、基準、プログラムの認定を目的とする基準と手続きを策定します。ない場合、[SBTi保証枠組み](#)が[第三者保証](#)提供機関のプロセスで使用される保証の範囲を定義します。

2.6 目標基準年排出量の再算定

意図: 構造上または方法論上の重大な変更に対応する再算定を義務付けることにより、目標基準年の排出量および付随する必須指標が継続的に正確な典型であり、経時的に比較可能であるよう徹底します。

CNZS-C8. 企業は、自社の目標基準年のGHG排出量インベントリおよび付随する必須指標を重大な変更に応じて再算定するものとします。

企業カテゴリー: 全企業
評価段階: 目標審査(再審査)

- C8.1. 評価の継続: 企業は、目標期間内で随時、以下の事象が発生した場合に再算定が必要か否かを評価するものとします:
- a. 組織境界または活動境界の変更(例: 合併、買収または売却)。
 - b. 連結アプローチの変更(例: 出資比率/株式持分アプローチから経営支配力/管理アプローチへ)。
 - c. 排出量の原因となる企業活動の変更によるスコープの移動。
 - d. 排出量の原因となる企業活動の変更によるスコープ3カテゴリーの移動。
- C8.2. サイクル終了時の評価: 企業は、目標期間内で随時、以下の事象が発生した場合に再算定が必要か否かを目標サイクル終了時に評価するものとします:
- a. 使用する手法の変更および/またはデータ品質の向上。
 - b. データまたは算定のエラー。
- C8.3. 重要性の閾値: 企業は、再算定が必要か否かの判断に5%の重要性閾値を適用するものとします。この閾値に達するのは、特定した変化・変更の累積的影響の結果、目標基準年の個々のスコープ(スコープ1、2または3)のいずれかの総排出量に5%以上の変動を生じる場合です。スコープ3排出量については、変化・変更を原因として新たに目標設定の対象とする5%の閾値に達した、または達しなくなったカテゴリーがあるか否かも評価するものとします。
- C8.4. 目標基準年排出量の再算定: 重要性閾値を超えた場合、企業は以下の項目を行うものとします:
- a. 目標基準年のGHG排出量インベントリの再算定、ならびに
 - b. 付随するすべての必須指標の適切な更新。
- C8.5. **SBTi**による再確認: 再算定が必要となった場合、企業は更新済の目標基準年排出量インベントリをSBTiに提出して再確認を求めるものとします。このプロセスの一環として、その企業の既存の目標が引き続き企業ネットゼロ基準、ならびに適用されるSBTiセクター別基準があればそのすべてに適合するか否かをSBTi認定の審査機関が評価するものとします(CNZS-C20を参照)。
- C8.6. 保証 (カテゴリーA企業のみ): 企業は、再算定したGHG排出量インベントリ、その他の指標について、限定的保証を最低保証水準とする独立第三者保証をCNZS-C7に従って取得するものとします。
- C8.7. 報告: 企業は以下の項目を実行するものとします:
- a. 目標基準年排出量の再算定があった場合はそのすべてについて、かかる再算定の理由を併せ、再算定後の次期報告サイクルで報告するものとします。
 - b. 関係する情報が再算定の完了後6か月以内にSBTiダッシュボードで一般に公開されることを了承するものとします。

3.目標設定

背景:組織境界または活動境界を定義し、現在のパフォーマンスを理解した後、企業は自社の業務およびバリューチェーンから発生する排出量の削減目標をネットゼロ経路に則して設定します。この章では、測定可能な目標をスコープ1、スコープ2およびスコープ3排出量のすべてにわたって確立する要件を規定します。

目標を設定する際、企業は自社のGHG排出量の物理的インベントリに基づき、該当する場合はスコープ2排出量に関するロケーションベースの手法も含め、自社の野心度を決定します。これにより、各社の業務およびバリューチェーンの根本にある排出生成活動に付随する排出量に根差した目標であることを確保します。

目標実施を支援するより幅広い取り組みを評価できるよう、企業は、第2章に定める関連するGHG算定基準に従い、自社の実排出量インベントリには反映されないアクションおよび市場手段について、区分して算定・報告するものとします。このアプローチは、目標設定の基礎としてGHG排出量の物理的インベントリを維持しながら、企業が目標実施と脱炭素化の支援を目的とする追加アクションを透明性をもって報告することを可能にします。

企業は、SBTiが定義する指標および手法を科学に基づくネットゼロ経路に合わせて調整して使用し、目標を設定します。これらは報告および目標設定の枠組み全体にわたる一貫性をサポートするよう設計されています。適切な手続き(今後公表予定)に従い、科学に基づく目標設定の手法と経路をSBTiに追加提案して検討を求めることができます。

SBTi目標は、前提条件および外部の依存関係を明確に記述することを条件に、[最善の努力に基づく](#)達成を目指すことが期待されます。企業には、自社の統制または影響力の範囲内で利用可能なあらゆる手段を積極的に活用して目標を実施し、業務改善、調達を選択、サプライヤーのエンゲージメント、製品またはサービスの技術革新を含め、積極的に障壁や依存関係に対処する努力が期待されます。

これらの要件は一体となって、各目標が企業の現在の排出プロファイルを反映しつつ適格なネットゼロ経路との整合を維持するよう徹底し、企業レベルの排出量削減に向かう進捗を追跡するために信頼できる根拠を提示し、遅くとも2050年までにネットゼロ経済を達成するさらに広い概念の努力に寄与するよう確保します。²⁴

²⁴ ネットゼロ経路との整合は、目標設定時に目標の野心度の調整に使用した科学に基づく参照軌道との一貫性を反映するものです。このような整合は、個々の企業による目標の実施だけで、経済全体またはセクター全体のネットゼロの実現に十分であることを予測、保証、または確約するものではありません。経済全体またはセクター全体でのネットゼロの実現は、単一の企業では制御できない、より広範なシステムレベルの要因に左右されます。

3.1 目標設定全般について

意図: 企業が自社の業務およびバリューチェーンによる排出量について堅牢な目標を設定し、標準化した指標と科学に基づくネットゼロ経路に整合した手法、確立した算定アプローチを使用して測定可能な進捗を推進するよう徹底します。

CNZS-C9. 企業は、自社の業務およびバリューチェーンによる排出量について、科学に基づくネットゼロ経路と一貫する目標を設定するものとします。

企業カテゴリー: 全企業

評価段階: 目標審査

- C9.1. スコープ毎の分離: カテゴリーA企業は、スコープ1排出量、スコープ2排出量、スコープ3排出量の削減目標をそれぞれ別に設定するものとします。カテゴリーB企業は、スコープ1排出量とスコープ2排出量の削減目標をそれぞれ別に設定するものとします。
- C9.2. 短期目標の対象期間: 短期目標は、審査を目的に提出する時点で最新の報告期間の開始時から5年間を対象とするものとします。
 - a. 初回の目標審査: 企業ネットゼロ基準バージョン2.0に基づいて初めて目標を設定する際、企業は自社のビジネスサイクルまたは報告サイクルに整合するため、任意で5年未満の期間を対象とする目標を設定することもできます。
 - b. その後の目標審査: その後の目標サイクルについては、前回の目標年に続く5年の期間を対象とする短期目標を設定するものとします。
- C9.3. 長期目標の対象期間: 長期目標は、遅くとも2050年を達成年に設定するものとします。
- C9.4. インベントリを基礎とする目標設定企業は、スコープ2排出量に関するロケーションベースの手法も含めて目標の野心度を決定するものとします。
- C9.5. 目標の指標、手法および経路: 企業は、該当する適格なSBTiの指標、手法および経路を使用して目標を設定するものとし、目標期間全体を通してそれらを一貫して適用するものとします。²⁵
- C9.6. 目標の野心度: 目標は、関係する1年に適格なネットゼロ経路に整合したパフォーマンスレベルを満たすように設定するものとします。
- C9.7. 目標の依存関係: 企業は、自社の目標を実施する能力に重大な影響を与える可能性のある依存関係 (例: 技術成熟度、サプライチェーンの対応能力、財務、政策) の説明を提出するものとします。²⁶
- C9.8. **FLAG** 目標の分離: FLAG (森林・土地利用・農業、Forestry, Land Use and Agriculture) 目標を設定する企業は、それを非FLAG目標と分けて別に設定するものとし、単一の目標内で両方を集計化しないものとします。
- C9.9. 目標の集計化: 企業は目標のコミュニケーションを目的として、スコープ内で、または複数のスコープ内の、複数の目標を集計化することができます。ただし、それらの目標は同一の指標 (例: 排出量) に基づくことを条件とします。集計化した目標は、進捗評価を目的とする独立した目標にはならないものとします。²⁷

²⁵適切な手続き (今後公表予定) に従い、科学に基づく目標設定の手法と経路をSBTiに追加提案して検討を求めることができます。

²⁶依存関係の開示は透明性を目的とするものであり、企業が最善の努力を基礎として自社の目標達成を追求する責任は変わりません。重大な依存関係については、企業の移行計画 (CNZS-C2.1.sを参照) にも、付随するリスクの管理を目的とするアクションを含めて記載しなければなりません。

²⁷スコープ3目標を一括する取りまとめに関係する要件はCNZS-C19を参照してください。

- C9.10. ネットゼロのパフォーマンスを維持する:企業がすでに自社の業務またはバリューチェーン内の活動または排出源の一部について[ネットゼロのベンチマーク](#)に達している場合、そのパフォーマンスレベルを前年比で維持する、またはさらに向上させるものとします。

推奨:

- R9.1. 野心度の加速:より迅速に移行する対応能力のある企業には、それぞれの目標設定の最低要件(例:最小限の目標対象範囲または[ベンチマーク](#))を上回る目標を設定することが推奨されます。
- R9.2. 金融活動:スコープ3カテゴリ15排出量があり、[金融機関向けネットゼロ基準](#)の適用を義務付けられる収益閾値に達しない企業にも、その排出量の目標設定に同基準の適用が推奨されます。

3.2 スコープ1目標

意図: 包括的な目標設定により、自社が所有または統制する排出源からのスコープ1排出量を削減し、最終的には除去します。企業は、絶対排出量削減、セクター別排出強度または企業固有の資産移行目標を含めて自社の活動に適切な、標準化した目標設定オプションを使用し、すべての目標が遅くとも2050年までに実現する排出量ネットゼロの達成と一致するよう設定します。

CNZS-C10. 企業は、自社が所有または統制する排出源からの排出量について、**スコープ1短期目標**を設定するものとします。

企業カテゴリー: 全企業
評価段階: 目標審査

- C10.1. 対象範囲: 短期目標は、スコープ1排出量の100%を対象とするものとします。
- C10.2. **目標設定の選択肢:** 企業は、以下のオプションのいずれかを使用して1件以上の短期目標を設定するものとします:
- スコープ1絶対排出量削減目標: 線形軌道により、スコープ1絶対排出量を遅くとも2050年までに[残余排出レベル](#)まで削減するための目標。
 - スコープ1排出強度削減: 該当するセクター別活動によるスコープ1排出強度を遅くとも2050年までに残余排出レベルまで削減するための目標。
 - 資産移行目標: 資産脱炭素化プランで定義する軌道に則して、スコープ1排出量を削減するための目標。この計画は、遅くとも2050年までに実現する排出量ネットゼロの達成に一致する方法で、既定のマイルストーン(例: 新規のGHG排出資産への設備投資および既存資産の稼働を段階的に廃止するスケジュール)および/または1件以上の科学に基づく参照経路を使用してGHG排出[資産](#)の減少、使用停止または廃止のスケジュールを規定するものとします。
- C10.3. 移行計画の開示: 企業がスコープ1短期目標を排出強度削減または資産移行目標として設定する場合、移行計画は目標審査の時点で公表されるものとします。
- C10.4. 目標の集計化: 複数のスコープ1短期目標を設定する企業は、すべてを集計化して単一のスコープ1排出量削減目標に取りまとめるものとします。この目標は、コ

コミュニケーションのみを目的とするものであり、進捗評価を目的とする独立した目標にはならないものとします。

-
- CNZS-C11.** スコープ1短期目標を排出強度目標または資産移行目標として設定する企業は、自社が所有または統制する排出源からの排出量を遅くとも**2050年**までに残余排出レベルまで削減するスコープ1長期目標を設定するものとします。
-

企業カテゴリー: カテゴリーA、カテゴリーB(任意)

評価段階: 目標審査

- C11.1. 適用対象: スコープ1短期目標を排出強度目標または資産移行目標として設定する企業は、スコープ1長期目標を設定するものとします。
- C11.2. 対象範囲: 長期目標は、スコープ1排出量の100%を対象とするものとします。
- C11.3. 目標の野心度: スコープ1長期目標は、適用するネットゼロ経路に則して残余排出レベルを達成するように設定するものとします。
- C11.4. 目標の集計化: 複数のスコープ1長期目標を設定する企業は、それらを集計化して単一のスコープ1排出量削減目標に統合して取りまとめるものとします。この目標は、コミュニケーションのみを目的とするものであり、進捗評価を目的とする独立した目標にはならないものとします。

推奨:

- R11.1. 適用対象: スコープ1短期目標を絶対排出量削減目標として設定する企業には、スコープ1長期目標の設定が推奨されます。

3.3 スコープ2目標

意図: 包括的なスコープ2目標の設定を通じて、企業が購入した電力、熱、蒸気、冷却の脱炭素化を可能にし、自社が供給を受けるエネルギーシステムの脱炭素化に貢献することを可能にします。スコープ2目標の実施要件は、地理的地域および[時間単位照合](#)を含め、目標実施の章のセクション[4.3](#)および[4.4](#)で取り扱います。

CNZS-C12. 企業は、自社が購入して消費した電力、熱、蒸気および冷却による排出量について、スコープ2短期目標を設定するものとします。²⁸

企業カテゴリー: 全企業

評価段階: 目標審査

- C12.1. 対象範囲: 短期目標は、スコープ2排出量の100%を対象とするものとします。
- C12.2. 目標設定の選択肢企業は、以下のオプションのいずれかを使用して1件以上の短期目標を設定するものとします:
 - a. **低炭素電力(LCE) 整合目標:** 使用、契約または照合するLCEのパーセンテージを適格なネットゼロ経路に則した線形軌道に沿って増加するための目標。
 - b. **スコープ2絶対排出量削減目標:** スコープ2絶対排出量を適格なネットゼロ経路と一致する定義済の残余排出レベルまで、線形軌道に沿って削減するための目標。
- C12.3. 電力消費量予測(カテゴリーA企業のみ): 企業は、合理的で透明な前提条件に基づき、目標期間全体を通して予測する電力消費量を推算し、提出するものとします。
- C12.4. 電力需要の伸長が大きい企業のスコープ2目標(カテゴリーA企業のみ): 平均年間電力消費量の伸長が目標サイクル全体を通して20%を上回ると予測する企業は、スコープ2排出量削減目標を設定するものとし、任意でLCE整合目標も追加するものとします。

CNZS-C13. スコープ2長期目標の設定を選択した企業は、自社が購入して消費する電力、熱、蒸気、冷却による排出量を遅くとも**2050年**までに残余排出レベルまで削減するものとします。

企業カテゴリー: 全企業(任意)

評価段階: 目標審査

- C13.1. 対象範囲: 長期目標は、スコープ2排出量の100%を対象とするものとします。
- C13.2. 目標設定の選択肢企業は、以下の手法のいずれかを使用して1件以上の長期目標を設定するものとします:
 - a. **低炭素電力(LCE) 整合目標:** 使用、契約または照合するLCE発電が適格なネットゼロ経路と一致する比率で100%に達するための目標。
 - b. **スコープ2絶対排出量削減目標:** 適格なネットゼロ経路に則してスコープ2絶対排出量の残余排出レベルを達成するための目標。

²⁸「購入した」とは、購買その他によって組織境界内に持ち込まれるエネルギーを指します。

3.4 スコープ3目標

スコープ3短期目標バウンダリ

意図: 企業が、バリューチェーンにおける最も重要な排出源、および実効性のある対応を確実に講じることができる領域にスコープ3目標を重点化する一方で、企業が成果に影響を及ぼす実務上の能力を欠く排出量については、限定的かつ正当な除外を許容します。

CNZS-C14. 企業は、重要なスコープ3カテゴリーを対象に、スコープ3短期目標を設定するものとします。

企業カテゴリー: カテゴリーA、カテゴリーB(任意)

評価段階: 目標審査

- C14.1. 重要なカテゴリー: 短期目標は、GHG排出量の物理的インベントリに基づいて、少なくともその企業のスコープ3カテゴリー1~14排出量の最低5%以上を占めるすべてのカテゴリーを対象とするものとします。²⁹
- C14.2. 除外のオプション: 企業は以下の排出量について、それが重要なカテゴリーに該当するか否かを問わず、短期目標から除外することができます。
- a. カテゴリー1および2(購入した商品およびサービス、資本財): 中古品のCTG (Cradle-to-Gate) 排出量。
 - b. カテゴリー3(燃料・エネルギー関連の活動): ³⁰これらの排出量がスコープ1目標またはスコープ2目標によるエネルギー消費量の削減を通じて緩和されている場合、除外することができます。適用されるSBTiセクター別基準で義務付けられる場合、企業はカテゴリー3排出量を含めるものとします。
 - c. カテゴリー7(従業員の通勤): カテゴリー全体。
 - d. カテゴリー8(上流リース資産): 企業が当該リース資産に対する運用支配力を有しておらず、かつ、エネルギー調達に関する意思決定、内装仕様または運用慣行等を通じて、そのエネルギー使用量または排出実績に影響を及ぼすための契約上または実務上の手段を有していないリース資産からの排出量。
 - e. カテゴリー9(下流輸送および流通): 企業が、燃料の種類、輸送経路または輸送手段に影響を及ぼすための契約上またはその他の直接的な手段を有していない輸送活動からの排出量。
 - f. カテゴリー10(販売済製品の加工): 下流の加工手順が不明、または加工業者との契約関係がない場合の排出量。
 - g. カテゴリー14(フランチャイズ): (i)フランチャイズ加盟店がライセンスにより、独立した企業として操業しており、フランチャイズ本部は施設管理に影響を与えることができない場合、または (ii)フランチャイズ加盟店のスペースはリースであり、エネルギー使用を統制できない場合の排出量。
- C14.3. 除外の報告と正当な理由の提示: 除外する活動のそれぞれについて、企業は以下の項目を報告するものとします:
- a. 適用するCNZS-C14.2の除外条件とそれを自社の具体的な状況に適用する理由の説明。

²⁹任意の排出源(WTW輸送排出量以外の)、すなわちスコープ3の最小境界外部の排出源を除く。

³⁰ この除外は、輸送関連排出量のWTW報告要件には影響しません。

- b. 絶対排出量とスコープ3排出量(カテゴリー1～14)のパーセンテージの両方で示される除外排出量。
- c. これらの除外排出量を緩和するために意図するアクションの説明。

スコープ3目標の設定の選択肢

意図: ネットゼロ経済と互換性のあるサプライヤー、顧客、製品パフォーマンスを推進するため、企業が科学に基づく実践的なアプローチで包括的なスコープ3目標を設定すること。森林・土地利用・農業(FLAG)用を含め、適用するSBTiセクター別基準を通じて設定した目標の対象とするスコープ3活動については、同一活動のスコープ3目標を企業ネットゼロ基準に基づいて設定する必要はありません。

CNZS-C15. 企業は適格なオプションを1つ使用して、バリューチェーン排出量のスコープ3短期目標を設定するものとします。

企業カテゴリー: カテゴリーA、カテゴリーB(任意)
評価段階: 目標審査

- C15.1. オプション1 - スコープ3全体を包括する絶対排出量削減目標: スコープ3絶対排出量を適格なネットゼロ経路と一致する定義済の残余排出レベルまで、線形軌道に沿って削減するための目標。
- C15.2. オプション2 - サプライヤーおよび／または顧客を包括する整合目標: 移行中またはネットゼロに整合したティア1のサプライヤーおよび／または顧客が占める割合(排出量、支出または収益に基づく)を増加するための目標。³¹
- C15.3. オプション3 - カテゴリーまたは活動固有の目標: 特定のスコープ3カテゴリーまたはカテゴリー内の活動(例: 鉄鋼、セメント、化学品)に個別に、または組み合わせて適用する目標。³²適格な目標設定オプションは、以下で3グループに分けて説明し、表3にまとめます。そこにはスコープ3カテゴリーの適格性を明記します。

グループA: セクター固有または一次産品用経路が存在する上流排出量。カテゴリー1(購入した商品およびサービス - 経路が存在する一次産品)、カテゴリー2(資本財 - 経路が存在する一次産品)、カテゴリー4(上流輸送・配送)、カテゴリー6(出張)ならびにカテゴリー9(下流の輸送・配送)に適用可能です。³³適格なオプションは以下:

- a. スコープ3排出削減目標: スコープ3絶対排出量または排出強度を定義済の残余排出レベルまで、セクター別経路で指定する軌道に沿って削減するための目標。
- b. 量の整合: より低炭素またはネットゼロ整合した一次産品または輸送の購入が占める割合を増加するための目標。

³¹ この目標は、サプライヤー、顧客またはその両方を単一の目標内で対象とすることができ、企業に特定可能なティア1のサプライヤーまたは顧客と直接の関係があるスコープ3カテゴリーに適用されます。こうした直接の関係が存在しないカテゴリーや、サプライヤー／顧客の整合が表3に記載するように有効なオプションでないカテゴリーには適用されません。財務指標(支出および収益)を使用して目標を設定する場合、企業は支出(上流)と収益(下流)についてそれぞれ別の目標を設定するものとします。

³² 同一の手法、指標および経路を使用する目標は、複数のカテゴリーにわたって組み合わせることができます。

³³ カテゴリー9(下流輸送・配送)は、「上流排出量」の項目に記載してあります。これは手法がカテゴリー4(上流輸送・配送)と同一であるためです。

- c. サプライヤー整合: [移行中](#)または[ネットゼロに整合](#)したティア1のサプライヤー(排出量または支出に基づく)が占める割合を増加するための目標。

グループB: グループAのオプションを使用する目標で対象としない上流排出量。適格なオプションは以下:

- d. スコープ3排出削減目標: スコープ3絶対排出量を適格なネットゼロ経路と一致する定義済の残余排出レベルまで、線形軌道に沿って削減するための目標。
- e. サプライヤー整合: 上記C15.3.cの記載通り。

グループC: 下流排出量。適格なオプションは以下:

- f. スコープ3排出削減目標: スコープ3絶対排出量または排出強度を定義済の残余排出レベルまで、適格なネットゼロ経路で指定する軌道に沿って削減するための目標。
- g. 製品使用の整合: [より低炭素](#)または[ネットゼロ整合](#)した製品の販売が占める割合を増加するための目標。
- h. 製品寿命後の整合: [製品寿命後の資源循環](#)ソリューションを含めて設計された製品の占める割合(量または収益に基づく)を増加するための目標。
- i. 顧客整合: [移行中](#)または[ネットゼロに整合](#)したティア1の顧客が占める割合(排出量または収益に基づく)を増加するための目標。

- C15.4. 販売済製品の使用による排出量の代替オプション: 企業は、すべての下流スコープ3目標設定オプションを考慮するものとします。これらのオプションのいずれも合理的にカテゴリー11(販売済製品の使用)に適用できないことを示せる場合、企業は別のカテゴリー³⁴から同等量の排出量に適格ないずれかの目標設定オプション³⁵を通じて対処すること、またはこの部分の排出量について例外³⁶を申請することができます。この例外を通じて企業は、以下の項目を実行するものとします:
- a. カテゴリー11排出量について、遅くとも2050年までに残余排出レベルに達するための長期目標を設定します。
 - b. カテゴリー11排出量を経時的に削減するため、遅くとも2050年までに実現するネットゼロ状態の達成と一致するアクションおよび暫定マイルストーンに向かって企業が努力するための計画概要を策定します。この計画は、目標審査³⁷時の移行計画に含めるものとし、その後の目標審査毎に更新するものとします。
 - c. 毎年1回、カテゴリー11絶対排出量、C15.4.bに定めたアクションおよび進捗を報告します。

³⁴明確化のために付言すれば、別のカテゴリーで対処する排出量の分量は、該当するすべての目標設定要件およびそのカテゴリーの最低対象範囲に上乗せするものとするということ。

³⁵適切な手続き(今後公表予定)に従い、科学に基づく目標設定の手法と経路をSBTiに追加提案して検討を求めることができます。

³⁶本規定を使用する場合はすべて、SBTi例外手続き(今後公表予定)に従い、見直しと承認を受けることを条件とします。このオプションは、SBTiの化石燃料に関する方針の対象企業が利用することはできません。

³⁷これは、CNZS-C2.4によりカテゴリーA企業が目標審査後15か月以内に移行計画の公表を義務付けられる通常の移行計画開示要件とは異なります。ここでは猶予期間が認められないため、計画は目標審査の時点で提示するものとします。

表3。スコープ3カテゴリー別の目標設定オプションの概要。

カテゴリー	排出削減	量の整合	サプライヤー／顧客の整合	製品使用の整合	製品寿命後の整合
上流排出量					
カテゴリー1 – 購入した商品およびサービス(経路が存在する一次産品)	✓	✓	✓	-	-
カテゴリー1 – 購入した商品およびサービス(すべて)	✓	-	✓	-	-
カテゴリー2 – 資本財(経路が存在する一次産品)	✓	✓	✓	-	-
カテゴリー2 – 資本財(すべて)	✓	-	✓	-	-
カテゴリー3 – 燃料・エネルギー関連活動	✓	-	-	-	-
カテゴリー4 – 上流輸送・配送	✓	✓	✓	-	-
カテゴリー5 – 操業で発生する廃棄物	✓	-	-	-	-
カテゴリー6 – 出張	✓	✓	-	-	-
カテゴリー7 – 従業員の通勤	✓	-	-	-	-
カテゴリー8 – 上流リース資産	✓	-	✓	-	-
下流排出量					
カテゴリー9 – 下流輸送・配送	✓	✓	✓	-	-
カテゴリー10 – 販売された製品の加工	✓	-	✓	-	-
カテゴリー11 – 販売された製品の使用	✓	-	✓	✓	-
カテゴリー12 – 販売された製品の寿命後の処理	✓	-	-	-	✓
カテゴリー13 – 下流リース資産	✓	-	✓	✓	-
カテゴリー14 – フランチャイズ	✓	-	✓	-	-

推奨:

- R15.1. サプライヤー／顧客の目標の第三者保証:企業には、自社のサプライヤーおよび顧客が各自の目標について独立第三者保証を取得するよう奨励するメカニズムの提供が推奨されます。
- R15.2. 優先課題 ティア1のサプライヤーの整合:企業には、主な活動が一種類以上の排出集約型活動(EIA、CNZS-C6に特定)に対応する[ティア1のサプライヤー](#)の整合を優先することが推奨されます。
- R15.3. 重要なEIA:企業には、重要なEIAに関する目標を別に設定することが推奨されます。同一のEIAが複数のスコープ3カテゴリーにわたって生じる場合、企業は関連するすべてのカテゴリーについて、そのEIAを対象とする単一の目標を設定することができます。ただし、全体に一貫する指標を適用することを条件とします。
- R15.4. 任意算定対象のスコープ3排出量:最小境界外部にはみ出したスコープ3排出量をスコープ3オプション排出量として、それが最小境界とオプション排出量の両方を含むスコープ3排出量全体の5%以上を占める場合、その企業にはオプション排出量について別の目標を設定することが推奨されます。

CNZS-C16. スコープ3長期目標の設定を選択した企業は、バリューチェーン排出量を遅くとも2050年までに残余排出レベルまで削減するものとします。

企業カテゴリー: 全企業(任意)

評価段階: 目標審査

- C16.1. 対象範囲: 長期目標は、スコープ3排出量の100%を対象とするものとします。
- C16.2. 目標の野心度: スコープ3長期目標は、適用するネットゼロ経路に則して残余排出レベルを達成するように設定するものとします。
- C16.3. 目標の進捗: 長期整合目標は、組織もしくは活動の排出量がゼロに達した、もしくは排出レベルがニアゼロに達した場合、または製品がネットゼロ準拠の排出強度閾値に適合した場合、または製品寿命後の排出を除去した場合のみに達成されるものとします。長期排出目標は、GHG排出量の物理的インベントリによる判定に従い、排出量がネットゼロに達した場合のみに達成されるものとします。

3.5 ネットゼロ目標

意図: ネットゼロ目標を設定するすべての企業は、スコープ1、スコープ2およびスコープ3の全排出量を網羅する包括的な短期および長期目標を根拠とするネットゼロ目標を設定するよう、また深層排出削減および残余排出量の中和を通じてネットゼロ状態に達するよう確保する。

CNZS-C17. ネットゼロ目標の設定を選択する企業は、スコープ1、スコープ2およびスコープ3排出量を網羅する短期および長期目標を確立するものとし、残余排出量はすべて中和するものとします。

企業カテゴリー: 全企業(任意)

評価段階: 目標審査

- C17.1. 短期目標: 企業(カテゴリーB企業を含める)は、企業ネットゼロ基準または該当するSBTiセクター別基準に従い、適格な目標設定手法を使用してスコープ1、スコープ2およびスコープ3排出量の短期目標を設定するものとします。
- C17.2. 長期目標: 企業は、企業ネットゼロ基準または該当するSBTiセクター別基準に従い、適格な目標設定手法を使用してスコープ1、スコープ2およびスコープ3排出量の短期目標を設定するものとします。
- C17.3. 長期目標の対象範囲: 長期目標は、GHGプロトコルの定義する通り、企業ネットゼロ基準のバウンダリ規定に従い、その企業のスコープ1、スコープ2およびスコープ3排出量の100%を網羅するものとします。
- C17.4. ネットゼロ条件: 企業ネットゼロ基準適合の目的上、企業がネットゼロ状態に達するには、以下の項目を実行するものとします:
 - a. 排出量ゼロまたはニアゼロ: スコープ1、スコープ2およびスコープ3排出量を適格なネットゼロ経路と一致するゼロまたは残余排出レベルまで削減します。また、
 - b. 残余排出量: ネットゼロ目標達成日に残余排出量がある場合、ならびにその後放出する排出量がある場合は、企業ネットゼロ基準の規定に従ってすべて中和します。

推奨:

- R17.1. 早期ネットゼロ: 高所得国 ([世界銀行の所得水準別分類](#)に基づく) で設立された企業については、より大きな組織的、財務的、技術的能力を反映して2050年よりはるかに早く達成を目指すネットゼロ目標の設定が推奨されます。

3.6 目標に関する情報の報告

意図: 自社の目標基準年および目標について明確かつ一貫した情報を適時に報告するよう企業に義務付けることにより、透明性を推進する。

CNZS-C18. 企業は、審査プロセスの完了後、目標に関する情報を報告するものとします。

企業カテゴリー: 全企業

評価段階: 目標審査

- C18.1. 報告: 企業は、目標に関する以下の情報を報告するものとします:
- a. 目標の種類 (短期、長期またはネットゼロ)
 - b. 適用する手法、指標、経路ならびにその手法もしくは経路の対象とする活動
 - c. その目標が対象とする排出量のスコープおよびスコープ3カテゴリー
 - d. 目標の対象範囲 (その目標が対象とするスコープ1、スコープ2およびスコープ3排出量の総計に対するパーセンテージ)
 - e. 該当する場合、スコープ3目標バウンダリから正当な理由で除外したカテゴリーまたは活動
 - f. 該当する場合、目標基準年
 - g. 該当する場合、目標基準年の数値
 - h. 目標年
 - i. [目標値](#)
 - j. 該当する全スコープにわたる目標年の予測排出量
 - k. 使用したSBTi基準および目標設定ツールを参照し、目標設定に使用した情報 (データが商業上機微ではないと仮定した場合)
- C18.2. 基準年のコミュニケーション: CNZS-C18.1に基づく情報に加えて、企業は自社の目標をより早期の基準年 (例: [インベントリ基準年](#)) と比較してコミュニケーションすることができます。
- C18.3. タイミング: 企業は、目標に関する情報を目標審査後の次期報告サイクルで報告するものとし、関係する情報が目標審査の完了後6か月以内に[SBTiダッシュボード](#)で一般に公開されることを了承するものとします。

CNZS-C19. 複数のスコープ3目標を統合して単一の「[総合目標値](#)」に取りまとめる企業は、その総合目標値が一括目標の意図する結果を透明性をもってコミュニケーションするよう徹底するものとします。

企業カテゴリー: 全企業 (任意)

評価段階: 目標審査

- C19.1. 手法の一貫性:異なる単位を統合するため、企業はすべての目標の野心度を共通の排出単位、二酸化炭素換算トン(tCO₂e)に換算するものとします。
- C19.2. 算定方法:企業はSBTi手法を使用して、統合後の野心度の数値を算定するものとします。
- C19.3. スコープ3排出量削減目標の統合:「総合目標値」で個々のスコープ3排出量削減目標を統合して表す場合、その「総合目標値」はスコープ3総排出量の目標期間内の経時的変化をコミュニケーションするものとします。
- C19.4. スコープ3排出量と排出量以外の目標の統合:排出量と排出量以外の目標を一括し、取りまとめてコミュニケーションする場合、その数値が目標期間内の経時的な削減または整合を予測する自社のスコープ3排出量の割合を表すものであることを明確に伝える言葉遣いをするものとします。
- C19.5. コミュニケーション:集計化した「総合目標値」は、コミュニケーションの目的に限って使用するものとし、進捗評価を目的とする独立した目標にはならないものとします。
- C19.6. 目標の重複:企業が同一の排出量を対象とする複数の目標を設定する場合、複数の目標の対象排出量を「総合目標値」の対象排出量の一部として算入するのは1回のみとします。

3.7 目標の修正

意図: 構造上または方法論上の重大な変更があった場合、必要に応じて企業に目標の修正を義務付けることにより、目標が引き続き科学に基づく妥当なものであり、有効なSBTi基準への整合を長期にわたって維持するよう確保する。

CNZS-C20. 重大な変化の結果、自社の目標が企業ネットゼロ基準または該当するSBTiセクター別基準に適合しなくなった場合、企業はその目標を修正するものとします。

企業カテゴリー: 全企業
評価段階: 目標審査(再審査)

- C20.1. 目標の修正: 目標基準年の再算定(CNZS-C8を参照)、その他の重大な変更(例: セクター別基準の適用を義務付けられる企業活動の変更)があり、目標が企業ネットゼロ基準または該当するSBTiセクター別基準に適合しないと判断された場合、企業はその目標を修正し、提出して審査を受けるものとします。
- C20.2. 有効な基準: 企業は、目標を修正する時点で有効な企業ネットゼロ基準のバージョンおよび該当するSBTiセクター別基準に従うものとします。
- C20.3. 報告: 企業は、更新した目標とその更新の根拠となる理由を目標審査後の次期報告サイクルで報告するものとし、関係する情報が目標審査の完了後6か月以内に[SBTiダッシュボード](#)で一般に公開されることを了承するものとします。

4.目標の実施

背景:企業は、科学に基づく目標の設定後、それを実施するアクションを取ります。この章では、スコープ1、スコープ2およびスコープ3目標の実施全体に適用される階層を導入し、目標を実施するアクションの優先順位を判断する方法を紹介します。この方法で、企業の業務とバリューチェーンの排出量の有意義な削減の経時的な達成を目指します。この階層は、企業の排出を生じさせる活動とシステムの長期的な脱炭素化をサポートする目的で設計したものです。この章の要件を断固として適用できるよう、SBTiではさらにガイダンスを策定する予定です。

この章の[アクション](#)とは、企業が排出量削減を目的として、または自社の業務、バリューチェーン、[活動プール](#)もしくはセクター内でネットゼロ整合した慣行または技術の規模を拡大する支援として実施する対策を指します。これには、業務変更、[プロジェクト](#)、[市場手段](#)の使用を含む場合があります。

目標設定の最も重要な基礎を形作るのは、企業のGHGの物理的インベントリ内の排出量を直接削減するアクションです。より幅広い排出削減の取り組みを適切に評価できるよう、企業は、自社の実排出量インベントリには反映されないアクションおよび市場手段についても実施し、それらを活用することができます。このようなアクションは、企業のGHGの物理的インベントリの域を超える脱炭素化への貢献を認めると同時に透明性を確保するため、別個に算定・報告するものとします。

活動レベルでは、自社のGHGインベントリに反映される[排出源](#)を直接目標にします。効率を改善し、より排出量の少ない投入資源に切り替え、または業務慣行を変更することができます。適切な場合、これにはサプライヤーや顧客へのエンゲージメントも含まれます。このようなアクションは排出の根本原因に対処するため、市場手段ばかりに頼り続けるよりも、企業活動を脱炭素化し、その排出源への長期的な曝露を削減する最もダイレクトなルートとなります。

排出量は、企業の[購買](#)元または供給先となる送電網、ガス導管網、[農場群](#)もしくは物流ネットワークなどの共用システムー活動プールと呼びますーの内部で発生することが多いのです。このようなシステム内に排出量が活動プールに組み込まれている場合、企業は同一の活動プール内でアクションを取り、自社が利用するシステムの脱炭素化を目指します。このようなアクションは経時的に、その企業の排出を生じさせる根本となる活動に付随する排出量の物理的削減に寄与するのです。

[構造的な制約](#)により、目標期間以内に活動または活動プールレベルのアクションの実施が制限される状況もあります。このような制約は、技術的、インフラ上、規制上または市場の限界を含む場合があります。その場合、セクターレベルで対策を講じることができます。ただし、そのアクションが関係する排出源を反映し、その排出が生じるセクターの移行をサポートするものであることを条件とします。

活動プールまたはセクターレベルのアクションは、市場手段の利用も含め、業務およびバリューチェーン内で直接対策を講じる機会が得られるまでの暫定手段として、システムレベルでの脱炭素化に寄与することが可能です。例えば、このようなアクションには、さまざまな[加工・流通過程](#)

[の管理モデル](#)（例：マスバランス方式、ブック・アンド・クレーム方式など）によるエネルギー属性証書（例：電力またはガス）や[コモディティ証書](#)などの購入が含まれることがあります。このようなアクションが企業のGHGの物理的インベントリに反映されない場合、別個に報告します。

SBTiでは、[認定](#)枠組みの策定または交換を考えていません。そうではなく、この章では目標実施における当該証書の利用について最低限の十全性基準を確立する一方、SBTiが関係する第三者枠組み、基準、プログラムの認定基準および手続きを策定していきます。

企業が目標期間内に十分なアクションを実施することができない場合は、必要な技術、インフラまたは供給システムの開発に寄与するなど、根本にある制約への対処、将来の排出量削減の支援に役立つ[実現を可能にするアクション](#)を取るよう奨励します。

電力への適用

電力には、実施階層を明確に適用する価値があります。その理由は、多数の業務やバリューチェーン全体にわたる普遍的なインプットであり、一般的に定義の行き届いた活動プール（送電網）を通じて供給されるためです。スコープ2目標についてアクションを実施することができ、またはスコープ3目標には電力消費を要素とする部分で寄与することができます。

企業ネットゼロ基準バージョン2.0では、[到達可能地域](#)に基づく電力消費の直接または属性による地理的[照合](#)を義務付けています。照合は、到達可能地域を超えて相互接続地域まで拡大することも可能で、これは契約が相互接続者の低炭素プロジェクトへのアクセス権または低炭素プロジェクトを目的とする電力購入契約でサポートされている場合です。構造的な障壁が存在する場合、暫定期間として複数の企業がセクターレベルのアクションを取り、同時にその障壁を乗り越える対策を取ることができます。

過去には、スコープ2排出量の算定に年次照合を使用していましたが、時間単位で電力消費と発電との関係をよりよく反映するため、さらに細密なアプローチの採用がますます増えています。時間単位照合は、スコープ2排出量に関する[主張](#)の信頼を高め、電力需要と低炭素電力供給の整合を改善します。より強力な価格シグナルと、柔軟性、需要応答、エネルギー貯蔵、低炭素発電の新技术に対する投資インセンティブのサポートが可能です。

時間単位照合の手法がさらに発展するに従い、透明性を高めるため、企業ネットゼロ基準バージョン2.0では電力負荷の大きいカテゴリーA企業に対して、スコープ2電力消費量とその電力の低炭素属性を時間単位で照合し、低炭素電力のパーセンテージを報告するよう義務付けます。企業ネットゼロ基準には、目標実施において規定された時間単位のマッチング基準を満たした企業を対象とする任意の表彰枠組みも含まれています。これにより、電力需要と低炭素電源による発電との整合において先進的な取り組みを行う企業を評価するとともに、GHGプロトコルにおけるスコープ2要件の見直し・発展に合わせて、よりきめ細かな算定アプローチの導入を促進します。

企業ネットゼロ基準の将来の改訂に向けた検討材料として、SBTiは、目標設定プログラムを背景とする時間単位照合をどのように展開するべきかについて、特にボランタリーなアクションが市場力学と政策のインセンティブをどう補完することになるのかをより的確に把握するためのエビデンス募集を開始する予定です。

4.1 実施階層

意図: 可能な限り排出源に近い位置の排出量削減を優先すると同時に、定められた対象期間内で十分な脱炭素化が可能でない場合は活動プールまたはセクターレベルで、信頼できシステム全体に関連するアクションを実現化します。

CNZS-C21. 企業は自社の業務およびバリューチェーンから生じる排出量の削減を目的とする活動レベルのアクションを優先するものとし、より間接的なアクションはその後に追求するものとします。

企業カテゴリー: 全企業
評価段階: サイクル終了時の評価

- C21.1. 活動レベルのアクション: 企業は、活動レベルのアクションが評価を受け、実行可能³⁸であると判断された場合はそれを実施したことを記録して示すものとし、その後活動プールレベルまたはセクターレベルのアクションを活用するものとします。
- C21.2. 活動プールレベルのアクション: 排出量が活動プール内で生じる場合(例: 送電網、農場群、物流ネットワーク)、排出を生じさせる活動が存在する同一の活動プール内で、複数の企業がCNZS-C22に従って取り組みを実施することができます。
- C21.3. セクターレベルのアクション: [構造的な制約](#)を理由に、活動レベルまたは活動プールレベルで十分なアクションを取れない場合、企業はCNZS-23に従って制約を記録するものとし、セクターレベルでアクションを実施することができます。

推奨:

- R21.1. 実現を可能にするアクション: 構造的な制約により、活動レベル、活動プールレベルまたはセクターレベルで目標期間内に十分な対策を講じることを妨げられる場合、企業には将来の排出量削減を可能にするアクションを実施することが推奨されます。将来の排出量削減を可能にするアクションは、目標の進捗に算入しないものとしますが、[サイクル終了時の評価](#)で考慮することができます。

CNZS-C22. 活動プールレベルでアクションを取る際、その活動プール境界は、関連する活動による排出量を集団で脱炭素化することが合理的に可能な最小の地理的または業務レベルで定義するものとします。

企業カテゴリー: 全企業
評価段階: サイクル終了時の評価

- C22.1. バウンダリーの定義: 企業は、活動プールの地理的または業務上の対象範囲を明確に記述し、それが合理的に必要な最小限の範囲となる理由を説明するものとします。

³⁸実行可能とは、利用可能な技術、市場条件、信頼できる主要慣行を考慮に入れ、セクターの標準と技術的、商業的に比較して合理的な条件で達成可能であることを意味します。

-
- CNZS-C23.** セクターレベルのアクションを実施する場合、企業は構造的な制約により、活動レベルまたは活動プールレベルのアクションを目標期間内に取ることが妨げられることを示すものとします。³⁹
-

企業カテゴリー: 全企業
評価段階: サイクル終了時の評価

- C23.1. 構造上の制約: 構造上の制約は、以下の項目のみに限るものとします:
- a. 技術成熟度: 早期段階にある緩和ソリューションで、まだ関連する活動について商業的に利用可能な規模ではない、または
 - b. その他の制約: 地域または施設に固有のインフラ、規制、市場構造または供給上の制約により、関係する活動プール内で目標期間内にアクションを実施することが妨げられる場合。⁴⁰
- C23.2. 報告: 企業は、サイクル終了時評価に続く報告サイクルで、特定した構造上の制約、それを裏付ける証拠、十分なアクションを取れなかった具体的な活動または活動プールについて報告するものとします。

-
- CNZS-C24.** 目標の実施をサポートするために活動プールレベルまたはセクターレベルでアクションを取る企業は、そのアクションについて報告するものとします。
-

企業カテゴリー: 全企業
評価段階: サイクル終了時の評価

- C24.1. アクションの説明: 企業は、活動プールレベルまたはセクターレベルで実施したアクションの内容について、関連する活動、システムまたはセクターを含めて報告するものとします。
- C24.2. 補完性: 企業は、それらのアクションが自社の業務およびバリューチェーン内の活動レベルのアクションに代わるものではなく、それを補完するものであるという点を報告し、説明するものとします。
- C24.3. システムへの寄与: 企業は、そのアクションが関連する活動プールまたはセクター内の排出量削減にどのように寄与すると予測するかを報告し、説明するものとします。

³⁹スコープ1排出量については、活動プールから調達する燃料および原料に関する場合に限り、GHGの物理的インベントリを反映しない市場証書を使用することができます。

⁴⁰構造的な制約には、企業内の選好、調達上の選択、単なるコスト検討は含まれません。

4.2 アクションと市場手段の十全性基準

意図: 目標の実施をサポートするアクションと市場手段のもたらす結果が現実世界の排出量削減を反映してシステム全体の脱炭素化をサポートし、信頼できる十全性の高いものになるよう徹底します。

CNZS-C25. 企業は、目標の実施をサポートするプロジェクトや市場手段も含めたアクションが関連する十全性基準に適合するよう徹底するものとします。⁴¹

企業カテゴリー: 全企業
評価段階: サイクル終了時の評価

- C25.1. **活動照合:** 企業は、実施階層のどのレベルで取るアクションも、その企業のインベントリに反映される、排出を生じさせる根本となる活動と同じ活動の種類、製品、材料、燃料またはエネルギー源に対応するものであることを示すものとします。
- C25.2. **システム連携:** 企業は、セクターレベルの実現を可能にするアクションが同一のシステム内で、または**地理的に**、もしくは**システム全体に関係し**、その企業の調達元または供給先であるシステム内で行われることを実証するものとします。
- C25.3. **定量化:** 企業は、アクションに付随する規模および**結果**⁴²について、定評ある方法論に従い、透明性をもって控え目に定量化するものとします。
- C25.4. **検証可能性:** 企業は、アクションの結果を裏付け、実行可能な場合には独立した第三者保証を受けるために十分であり、監査可能な記録の文書化を継続するものとします。⁴³
- C25.5. **時間的な整合:** 企業は、自社の根本となる活動から12か月以内に生じる排出に対応するアクションを実証するものとします。ただし、通常の生産サイクル、保管期間もしくは関連する製品寿命、またはアクションが発生する市場内に確立された**使用期間の制限**のため、対象期間を延長する正当な理由がある場合を除きます。
- C25.6. **固有の帰属:** 企業は、アクションに付随する結果が明らかに自社に帰属することを示すものとします。バリューチェーン内の複数の**当事者**が同一のアクションに言及する場合、企業はこれを透明性のある形で記録して文書化し、付随する結果の帰属を過度に報告しないものとします。
- C25.7. **重複算入の防止:** 企業は、アクションを重複して算入しないよう徹底するものとします。**プロジェクト**の結果および市場手段については、固有の識別子(例: シリアル番号)を付けて結果および帰属を追跡するシステムを企業が使用または導入するものとし、適切な場合には**共同での主張**を可能にするものとします。企業は、利用可能な場合、第三者認定登録に言及するものとします。⁴⁴

⁴¹ 疑義を避けるために付言すれば、CNZS-C25とその下位基準は、プロジェクト、市場手段ならびにエネルギー属性およびコモディティ証書に適用されるということです。

⁴² SBTiは、該当する場合、第三者枠組み、基準、プログラムの認定を目的とする基準と手続きを策定します。

⁴³ SBTi保証枠組みで、第三者保証提供機関のプロセスで使用される保証の範囲を定義します。

⁴⁴ SBTiは、該当する場合、第三者枠組み、基準、プログラムの認定を目的とする基準と手続きを策定します。

CNZS-C26. 企業は、該当する場合、目標実施をサポートするすべてのプロジェクトが定評ある第三者の十全性基準⁴⁵およびSBTiによる最低限の十全性基準⁴⁶に適合するよう徹底するものとします。⁴⁷

企業カテゴリー: 全企業
評価段階: サイクル終了時の評価

- C26.1. 適格性: プロジェクトが適格と見なされるのは、以下の場合のみとします:
- a. 結果が測定可能な実証済の排出削減量または除去量であること。⁴⁸
 - b. スcope1およびscope2については、その企業のGHGの物理的インベントリに反映されます。
 - c. これらは、企業または企業に代わる者が実施します。
- C26.2. 除外対象のメカニズム: 以下のメカニズムは、目標の実施に適格と見なさないものとします。
- a. 仮定的なシナリオから導出した排出量削減、
 - b. 温室効果ガスクレジットを含め、SBTiの継続的排出責任プログラムまたは他の同等のプログラムもしくは制度に使用する排出削減量または除去量、
 - c. 売却、その他により第三者に譲渡した温室効果ガスクレジット、
 - d. 事前推算した排出削減量または除去量で、また実現していないもの。
- C26.3. 算定アプローチ: 企業は、プロジェクトの前後に測定した排出削減量または除去量を算定して報告し、そのプロジェクトに対する定義済の寄与割合に応じて結果を報告するものとします。
- C26.4. 排出量の照合: 企業は、プロジェクトによる何らかの活動に対応する排出量削減または除去の総量が目標サイクル内にそのアクションを通して達成した実際の物理的排出量削減量または除去量に見合う比率であり、超過することがないように徹底するものとします。
- C26.5. **漏出**: 企業は、潜在的な漏出(リーケージ)の可能性について評価して算定するものとし、報告する排出量削減または除去がプロジェクト境界外部の排出量増加を考慮後の正味結果を反映するよう徹底するものとします。
- C26.6. 因果関係: 企業は、報告する排出量削減または除去がそのプロジェクトの直接の結果であることを示すものとします。
- C26.7. 追加性: 企業は、プロジェクトによる排出量削減または除去が確立された枠組みまたは基準に基づく追加性要件に適合することを示すものとします。⁴⁹

CNZS-C27. 企業は、目標実施をサポートするすべての市場手段が定評ある第三者の十全性基準(該当する場合)およびSBTiによる最低限の十全性基準に適合するよう徹底するものとします。^{50 51}

企業カテゴリー: 全企業

⁴⁵ SBTiは、該当する場合、第三者枠組み、基準、プログラムの認定を目的とする基準と手続きを策定します。

⁴⁶ この基準の要件は、企業がGHGの物理的インベントリと併せてプロジェクトベースの排出削減量または除去量を別々に報告することを選択した場合、システムに寄与したという主張を可能にするために適用されます(C37.10.cを参照)。

⁴⁷ 疑義を避けるために付言すれば、CNZS-C25およびその下位基準がプロジェクトに適用されます。

⁴⁸ 大気中の炭素除去を結果として生じるプロジェクトは、企業ネットゼロ基準内の、または該当するセクター別基準の定義による中和目的のみに使用することができます。

⁴⁹ SBTiは、該当する場合、第三者枠組み、基準、プログラムの認定を目的とする基準と手続きを策定します。

⁵⁰ SBTiは、該当する場合、第三者枠組み、基準、プログラムの認定を目的とする基準と手続きを策定します。

⁵¹ 疑義を避けるために付言すれば、CNZS-C25およびその下位基準が市場手段に適用されます。

評価段階: サイクル終了時の評価

- C27.1. 代理手段(証書): 市場手段は、排出量または根本にある活動の物理的属性を正確かつ保守的に伝達するものとします。
- C27.2. 量の照合: 企業は、何らかの活動に照合した市場手段の分量がその企業のGHG排出量インベントリに反映された対応する活動の分量を上回らないよう徹底するものとします。
- C27.3. 算定基準: 排出因数を伝達する市場手段は、[同一の機能単位](#)に基づく[帰属算定](#)の原則を適用し、該当するGHGプロトコルの要件に一致するものとします。
- C27.4. 属性の保存: 証書を生成する時点の排出量の属性は、その比率でプロセス段階全体の物理フローに割り当てるものとします。これらの属性は、後に製品のサブセットに積み重ねる、比率を変えて再分配する、または凝縮することによって物理的に発生する事象を上回る結果に誇張しないものとします(例:「[炭素銀行](#)」モデル)。
- C27.5. システムレベルの影響: 企業がプログラムまたは枠組みを通じて発行された証書を購入する場合、関連するシステムの脱炭素化を実証するプログラムまたは枠組みのみからその証書を購入するものとします。⁵²

推奨:

- R27.1. 段階的な取得: 企業は、市場手段について、供給制約または市場での入手可能性がそれを妨げない限り、目標期間の終了時点まで取得を先延ばしにせず、目標期間中に段階的に取得することが推奨されます。

CNZS-C28. 企業は、目標の実施を支援するために使用されるすべてのエネルギー属性証書やコモディティ証書が、重複算定を防止する透明で安全な追跡・管理システムを通じて発行・移転・償却されるようにしなければなりません。⁵³

企業カテゴリー: 全企業
評価段階: サイクル終了時の評価

- C28.1. レジストリの透明性: 証書の発行、移転、償還、取消、および償却は、安全なレジストリまたは同等の記録システムに記録されます。
- C28.2. 保証 (カテゴリーA企業のみ): 使用 (CNZS-C25)、プロジェクト (CNZS-C26)、適格性 (CNZS-C27)、取引 (CNZS-C28) の要件への適合性は、該当する場合は、[CNZS-C37](#)の下で求められる、目標の進捗を実証するデータと計算に対する独立した第三者保証の一環として、検証されなければなりません。⁵⁴

⁵²例えば、低炭素コモディティ証書に対する需要が低炭素コモディティの供給拡大に貢献することを実証するプログラム。SBTiは、第三者表彰枠組みの一環として、プログラムや枠組みがもたらすシステムレベルの影響に関するさらなるガイダンスを策定することを予定しています。

⁵³疑義を避けるために付言すれば、CNZS-C25とその下位基準はエネルギー属性証書とコモディティ証書に適用されます。

⁵⁴SBTiは、該当する場合、第三者枠組み、基準、プログラムの認定を目的とする基準と手続きを策定します。ない場合、SBTi保証枠組みが第三者保証提供機関のプロセスで使用する保証の範囲を定義します。

4.3 実施の階層の電力消費への適用

意図: 自社事業とバリューチェーンの両面において、使用電力の供給源に対するアクションに重点を置き、それが依存するシステムの移行を支援しながら、電力消費の実質的な脱炭素化を促進すること。本章の前段で示した関連する基準は、電力関連のアクションにも等しく適用されます。したがって、企業は、電力に関する実施アクションが、時間的（12カ月）整合の要件 (CNZS-C25.5) も含み、該当するすべての要件を満たすことを担保しなければなりません。

CNZS-C29. 企業は、電力消費の脱炭素化において、活動レベルのアクションを優先する必要があります。

企業カテゴリー: 全企業
評価段階: サイクル終了時の評価

- C29.1. 適格なアクション: 電力消費の脱炭素化を目的とした活動レベルの適格なアクションには、電力使用量の削減、または、活動プールに含まれない発電源からの低炭素電力 (LCE)、すなわち、[ビハインド・ザ・メーター発電](#)の物理的な使用の拡大を含むものとします。
- C29.2. ビハインド・ザ・メーター発電: オンサイト発電、または、グリッド送電を介さず専用線を通じて供給されるオフサイト発電からの電力消費は、活動レベルのアクションを通じて脱炭素化されなければなりません。

CNZS-C30. 企業は、自社事業 (スコープ2) およびバリューチェーン (スコープ3) の電力消費に関する活動プール境界を[供給可能地域](#)に基づき定義する必要があります。⁵⁵

企業カテゴリー: 全企業
評価段階: サイクル終了時の評価

- C30.1. 購入または取得した電力に関する活動プール境界 (スコープ2): 企業は、活動プール境界を、自社が使用する電力を供給する供給可能地域に基づき定義する必要があります。
- C30.2. 企業の管理下でない電力消費に関する活動プール境界 (スコープ3): 企業のバリューチェーンにおける電力消費の地理的な位置が十分に把握されている場合、企業は、活動プール境界を供給可能地域に基づき定義する必要があります。そのような情報が利用できない場合、企業は、国またはその他の適切な地域境界を使用することができ、その適用の根拠を報告しなければなりません。
- C30.3. 活動プール間の供給可能性: 電力は、以下のいずれかの条件を満たす場合、相互に接続された活動プール間で[供給可能](#)とみなすことができます。
 - a. 企業が、電力とそれに関連した属性を発電地点から消費地点に物理的に送電できることを実証可能な場合。企業は、規制制度、契約、または関連する送電系統運営者により承認された認定済み市場手段を通じて、必要な送電に関する権利を保有している、または利用できることを示す必要があります。

⁵⁵企業ネットゼロ基準の温室効果ガス算定部分の限定的な改訂は、供給可能地域に対するGHGプロトコルでの定義を含め、GHGプロトコルの改訂プロセス完了後に検討されます。

- b. 企業の事業活動が[広域同期グリッド](#)内の2つ以上の相互接続された活動プール内に位置し、これらの事業における総電力負荷が、これらのいずれかの活動プールに位置するLCEプロジェクトとの間で結ばれた電力購入契約により供給される場合、かつ、[オフテイク](#)がプロジェクトの運転開始後36カ月以内に開始される場合。企業は、この柔軟性を、自社の電力消費に関する市場手段に適用される規制境界を超えて拡大することはできません。
- C30.4. 構造的な供給制約（電力）: セクターレベルのアクションを行う企業は、目標期間内に、関連する活動プール（供給可能地域）または相互接続された地域内で十分な量のLCE発電を契約により確保できないことを実証する必要があります。⁵⁶これらの制約が実証される場合、セクターレベルのアクションは、これらの制約が継続している間に限り実施することができ、また企業は、関連する活動プール内で新たなLCE発電を開発または調達できるようにするための対策を示す必要があります。
- C30.5. レガシー条項: 企業ネットゼロ基準バージョン2.0の発効日以前の既存の長期契約に基づく市場手段は、発効日以前にその手段が適用された同一の活動プール内で供給可能なものとみなすことができます。これらは、活動プールごとの電力負荷に基づく加重アプローチを用いて配分される必要があります。そのような契約の更新により、この供給可能性を継続的に延長することはできません。

CNZS-C31. 企業は、活動プールにおける電力消費に適用されるすべての市場手段が適格性基準を満たすようにしなければなりません。

企業カテゴリー: 全企業
評価段階: サイクル終了時の評価

- C31.1. 適格な市場手段:⁵⁷企業は、活動プールにおける電力関連目標を実施するために、以下の適格な市場手段を使用する必要があります。
- グリッドに接続されたLCE発電施設とのフィジカル電力購入契約。
 - Lグリッドに接続されたLCE発電施設とのフィナンシャル（バーチャル）電力購入契約。
 - 電力サプライヤーとのLCE属性に関する契約。
 - LCEに関するアンバンドル型エネルギー属性証書の購入。
 - [エネルギー属性証書に裏付けられた、標準供給される低炭素電力](#)⁵⁸。
 - [LCEが発電ミックスの95%以上を占め、LCE証書管理レジストリが存在しない活動プールにおいて、標準供給される低炭素電力](#)。
- C31.2. ビハインド・ザ・メーター発電: 活動プールにおける電力消費に使用されるエネルギー属性証書は、その活動プールに電力を供給するグリッドに供給されるLCE発電に対応する必要があります。ビハインド・ザ・メーターで発電され消費される

⁵⁶構造的な制約には、企業内の選好、調達上の選択、単なるコスト検討は含まれません。

⁵⁷より詳細な定義とガイダンスについては、RE100および24/7 Carbon-Free Coalitionが公開している技術基準書を参照してください。

⁵⁸[標準供給される低炭素電力 \(Default-delivered LCE\)](#) に関する詳細なガイダンスについては、RE100および24/7 Carbon-Free Coalitionの技術基準書を参照してください。今後のGHGプロトコルのスコープ2基準の改訂では、「標準供給される低炭素電力」に代わるものとして「標準供給サービス (SSS)」が導入される可能性があります。

電力に由来する証書は、グリッドからの電力の消費に適用することはできません。

- C31.3. 発電施設の年限: エネルギー属性証書は、市場手段が適用される電力消費期間の前15年以内に運転開始または[リパワリングされた](#)LCE発電施設のものに限るものとします。

4.4 スコープ2におけるアワリーマッチング

意図: 電力消費と低炭素電力 (LCE) 発電との間の時間的整合性に関する透明性を高めること、また、電力需要と低炭素電力供給を1時間単位で整合させることにリーダーシップを発揮している企業を認定すること。企業ネットゼロ基準の将来の改訂に向けた検討材料として、SBTiは、目標設定プログラムの中でアワリーマッチングをどのように適用すべきかをよりの確に把握するために、*Call for Evidence* (エビデンス募集) を開始する予定です。

CNZS-C32. 企業は、低炭素電力の供給契約で確保された、または低炭素電力と1時間単位で対応付けられた重要な電力使用を伴う活動プールにおけるスコープ2の電力消費の割合 (%) を計算し、報告しなければなりません。

企業カテゴリー: カテゴリーA、カテゴリーB(任意)

評価段階: サイクル終了時の評価

- C32.1. 重要性の閾値: 企業は、年間総電力消費が10GWh以上の活動プールにおける電力使用を、重要であるとみなさなければなりません。
- C32.2. アワリーマッチングの計算: 企業は、使用された、契約で確保された、またはエネルギー属性証書を用いて重要な電力使用と1時間単位で対応付けられたLCEの割合 (%) を計算する必要があります。
- C32.3. 時間的算定の一貫性: 企業は、各活動プール内で一貫した[算定時間間隔](#)を適用する必要があり、同一の活動プール内での電力消費に異なる算定間隔を組み合わせることはできません。⁵⁹
- C32.4. 保証 (カテゴリーA企業のみ): 企業は、アワリーマッチングの割合 (%) について、CNZS-C37の下で求められる、目標の進捗を実証するデータと計算に対する独立した第三者保証の一環として、保証を得なければなりません。⁶⁰
- C32.5. 報告: 企業は、スコープ2目標のサイクル終了時評価とあわせて、目標期間におけるアワリーマッチングの割合 (%) を報告し、サイクル終了時評価の完了から6カ月以内に[SBTiダッシュボード](#)に掲載されることに同意しなければなりません。

⁵⁹例えば、企業は、同一の活動プール内で、1時間単位と1年間単位の算定間隔を組み合わせ使用してはいけません。

⁶⁰ SBTiは、該当する場合、第三者枠組み、基準、プログラムの認定を目的とする基準と手続きを策定します。ない場合、SBTi保証枠組みが第三者保証提供機関のプロセスで使用される保証の範囲を定義します。

CNZS-C33. 企業は、**SBTiのスコープ2アフリーマッチング認定プログラム (任意)** に参加する意向があるかどうかを示さなければなりません。

企業カテゴリー: 全企業

評価段階: 目標審査

- C33.1. 根拠: 参加する意向がない企業は、目標審査プロセスの一環として、SBTiにその理由を提出しなければなりません。
- C33.2. 公開: 企業は、SBTiのスコープ2アフリーマッチング認定プログラムへの参加の意思を、目標審査の完了から6カ月以内に[SBTiダッシュボード](#)上で公開することに同意しなければなりません。

CNZS-C34. 報告した電力消費のスコープ2におけるアフリーマッチングの割合 (%) が、定義された認定の閾値を満たしている企業は、**SBTiダッシュボード**上で認定対象となります。

企業カテゴリー: 全企業(任意)
評価段階: サイクル終了時の評価

- C34.1. 認定の閾値: 企業は、スコープ2におけるアフリーマッチングの割合 (%) が、目標期間内の各報告年において該当する閾値を満たすか上回る場合に、SBTiダッシュボード上で認定の対象となるものとします。ここで、閾値は、報告期間の過半が含まれる暦年に基づき、以下のように決定されます。⁶¹
- a. 2030年まで: 少なくとも50%のアフリーマッチング
 - b. 2035年まで: 少なくとも75%のアフリーマッチング
 - c. 2035年から: 少なくとも90%のアフリーマッチング
- C34.2. 算定および報告: 企業は、スコープ2におけるアフリーマッチングの割合 (%) を計算するために、CNZS-C32に示した計算 (CNZS-C32.2)、算定 (CNZS-C32.3)、および報告 (CNZS-C32.5) の要件に従う必要があります。
- C34.3. 保証: カテゴリーB企業も含め、スコープ2アフリーマッチング認定プログラム (任意) に参加する企業は、アフリーマッチングの割合 (%) について、CNZS-C37の下で求められる、目標の進捗を実証するデータと計算に対する独立した第三者保証の一環として、保証を得なければなりません。⁶²

⁶¹ 複数の閾値期間にまたがる目標期間について、企業は、各年について、対応する暦年に基づく該当閾値を満たす必要があります。

⁶² SBTiは、該当する場合、第三者枠組み、基準、プログラムの認定を目的とする基準と手続きを策定します。ない場合、SBTi保証枠組みが第三者保証提供機関のプロセスで使用される保証の範囲を定義します。

4.5 バイオ由来原料のサステナビリティ

意図：企業が使用する[バイオ由来原料](#)が、持続可能な生産に寄与し、環境被害を回避し、土地関連の排出・除去を正確に算定できる形で調達・管理されるようにすること。

CNZS-C35. 企業は、バイオ由来原料が、該当する場合は認定された第三者機関のサステナビリティ基準を満たし、かつSBTiのサステナビリティに関する最低基準を満たすようにしなければなりません。

企業カテゴリー：カテゴリーA、カテゴリーB（任意）

評価段階：サイクル終了時の評価

- C35.1. 適用：これらの規定は、バイオエネルギー生産やバイオ由来製品の製造での利用を含め、バイオ由来原料を直接調達または加工する企業に適用されるものとします。
- C35.2. 固有データ：土地関連の排出・除去に関するデータは、関連するバイオマス原料とその生産システムに固有のものでなければなりません。⁶³このデータがサイクル終了時評価の時点で利用できない場合、企業は、データの制約事項について説明し、次の報告サイクル内で関連データが利用可能となるようにシステムおよびプロセスを確立する必要があります。
- C35.3. 森林減少のない場合：バイオマス原料の生産は、森林減少や自然生態系の転換を伴うものであってはなりません。
- C35.4. 原料の代替：原料は、炭素貯留量の長期的な減少を招かない再成長サイクルが確認されている、再生可能な生物由来資源に由来するものでなければなりません。
- C35.5. 認証：関連する原料と地域について認定された第三者認証制度が利用できる場合、バイオマスはそのような制度の下で認証されなければなりません。⁶⁴

⁶³GHGプロトコル土地セクター・除去基準によって森林関連排出に適用される算定ガイダンスが提供されるまで、企業は、その手法と根拠となる前提条件が妥当性が高く透明性を確保して報告されることを条件に、代替の手法を使用することができます。

⁶⁴SBTiは、該当する場合、第三者枠組み、基準、プログラムの認定を目的とする基準と手続きを策定します。

5.目標の進捗報告および評価

背景:進捗状況の継続的な追跡、評価、公開は、信頼性を維持するために不可欠です。排出量、実施アクション、および新たな課題を明確に開示することにより、ステークホルダーは、企業がネットゼロ目標達成に向けて予定どおり進捗しているかどうかを評価することができます。

SBTiの枠組みは、目標の設定、実施、継続的な進捗報告からなるサイクルとして運用されます。各目標サイクルの終了時に、企業は、審査済みの目標に対する進捗状況を評価し、開示します。

目標に対して進捗状況を評価し、開示するアプローチは、透明性のある算定・報告と信頼性のある主張に支えられています。進捗状況は、活動レベル、活動プールレベル、またはセクターレベルのアクションが、実施の階層に従って実施され、かつ企業ネットゼロ基準の該当する十全性基準を満たしていることを条件に、それらのアクションを通じて評価されます。

排出量の算定および報告のために、物理的な温室効果ガスインベントリの変化が、SBTiにおける排出削減に関する主張の根拠となります。活動プールレベルおよびセクターレベルのプロジェクトを含め、物理的な温室効果ガスインベントリに反映されていないアクションおよび市場手段は、バリューチェーン活動を支える基盤的なシステムのネットゼロ移行に貢献し得る追加的な活動として、個別に報告されます。

目標期間の終了時に、企業は、目標に向けてどれだけ前進したかを示す進捗評価をまとめます。カテゴリA企業の場合は、進捗評価について独立した第三者による保証を受けます。この進捗評価は、SBTi認定審査機関により実施され、企業が企業ネットゼロ基準の関連する基準を満たしているかどうかを確認するサイクル終了時評価の基盤となります。これは、企業間を比較する客観的かつ一貫した基盤を提供し、将来の目標設定の参考となります。SBTiは、透明性の向上や実施の支援のための追加的なデータ収集などを通じて、進捗状況のモニタリング手法を将来的に改善することがあります。

SBTi目標とは、明示された前提条件と依存関係を踏まえ、最善の努力に基づき達成を目指すものです。すなわち、企業には、重要な依存やリスクを管理することも含め、目標実施のために自社の管理下にある、または自社が影響をおよぼすことのできる関連アクションを全て講じることが期待されます。自社の管理下または影響下にある利用可能な手段を適用し、障壁を乗り越えるために信頼性のあるアクションを講じていることを示した企業は、新たな目標を設定し、引き続きネットゼロに向けて前進することができます。

企業ネットゼロ基準バージョン2.0の下で、初回サイクル終了後に新たな目標を設定しようとする企業向けに、最低進捗基準がSBTiアシュアランス・マニュアルで規定されます。

各サイクルの終了時に、企業は継続的な排出量削減を支援するため、直近の進捗に基づいて新たな目標を作成します。企業には、目標間でギャップが生じないように、現在の目標期間の終了前に次サイクルの目標を提出することが強く推奨されます。

5.1 進捗の追跡

意図: 審査済み目標に対する進捗状況を、透明性を保って一貫して追跡できるようにし、排出量の傾向と実施上の課題を明確に可視化すること。

CNZS-C36. 企業は、目標に対する進捗状況を、毎年、追跡・報告しなければなりません。

企業カテゴリー: 全企業
評価段階: サイクル終了時の評価

- C36.1. 報告年: 企業は、排出量データが対象となる報告期間を報告し、この期間が企業の財務報告年度と一致しているかどうかを示す必要があります。
- C36.2. 目標に関する情報: 企業は、[CNZS-C18](#)に従って、報告年の審査済み目標に関する情報を報告する必要があります。
- C36.3. 目標ごとの報告: 企業は、各個別目標ごとに、該当する場合はSBTi手法を用いた集計値も報告しなければなりません。複数の目標を1つの目標、すなわち「総合的な目標」に集約する場合、企業は個別目標レベルでも報告する必要があります。
- C36.4. スコープ1およびスコープ2排出量: 企業は、[CNZS-C5](#)に従って、スコープ1およびスコープ2の排出量を報告する必要があります。
- C36.5. アクション: 企業は、活動レベル、活動プールレベル、またはセクターレベルで実施したアクションの内容を、関連する活動、システム、またはセクターを含めて報告する必要があります。
- C36.6. 進捗に対する障壁: 企業は、進捗を阻む重要な障壁を特定・報告し、それを緩和するために実施した、または実施する予定のアクションを説明しなければなりません。
- C36.7. 保証: 企業は、温室効果ガスインベントリおよびその他の関連データについて、第三者保証の状況を報告しなければなりません。⁶⁵
- C36.8. 報告時期: 企業は、進捗に関する情報を、目標審査後の次の報告サイクルから毎年報告する必要があります。

推奨:

- R36.1. スコープ3排出量: 企業は、[CNZS-C5](#)に従って、スコープ3排出量インベントリを毎年報告することが推奨されます。
- R36.2. スコープ3のEIA: 重要なEIAを特定した企業は、それに関連する総排出量を物理的温室効果ガスインベントリに基づいて報告することが推奨されます。

⁶⁵SBTiは、第三者枠組み、基準、およびプログラムを認定するための基準とプロセスを策定します。その他の関連データについてない場合、SBTiアシュアランス・フレームワークが第三者保証提供機関のプロセスで使用される保証の範囲を定義します。

5.2 目標サイクル終了時における進捗評価

意図: 企業が、進捗状況について、物理的温室効果ガスインベントリの変化に基づき透明性を保って評価および開示できるようにすること。また、実施アクションおよび関連する成果について、該当する場合は適切な保証を受けた上で報告することで、信頼性の高い主張を可能にすること。

CNZS-C37. 企業は、各目標サイクルの終了時に、目標に対する進捗状況を評価・報告しなければなりません。⁶⁶

企業カテゴリー: 全企業
評価段階: サイクル終了時の評価

- C37.1. 目標の進捗評価: 企業は、目標サイクルの終了時に、各個別目標ごとの進捗を、該当する場合はSBTi手法を用いた集計値も含め、評価・報告しなければなりません。複数の目標を1つの目標、すなわち「総合的な目標」に集約する場合、企業は個別目標レベルの進捗も報告する必要があります。
- C37.2. 温室効果ガスインベントリ全体: 企業は、CNZS-C5に従って、報告年のスコープ1、2、および3の温室効果ガスインベントリを、その他の必須指標と共に算定・報告・提出しなければなりません。
- C37.3. 温室効果ガス排出量の評価: 企業は、目標基準年と目標年の間における各スコープの温室効果ガス排出量の変化を、全スコープ合計の変化とともに評価・報告しなければなりません。
- C37.4. アクションと手段の個別報告: 企業は、活動レベルで実施したアクションに加え、CNZS-C24に従い、活動プールレベルおよびセクターレベルで実施したアクションも報告しなければなりません。企業は、関連する場合、「実現を可能にするアクション (Enabling action)」についても報告する必要があります。アクションと手段が物理的な温室効果ガスインベントリに反映されていない場合、それらは、確立された温室効果ガス算定基準とCNZS-C5.4に従い、物理的な温室効果ガスインベントリとは別に報告されなければなりません。
- C37.5. スコープ3のEIAの整合性 (カテゴリーA企業のみ): カテゴリーA企業は、重要なEIAについて、低炭素である、またはネットゼロに整合したとみなすためのベンチマークを満たす割合を評価・報告しなければなりません。
- C37.6. スコープ1資産移行目標: 科学に基づく中間目標アプローチを用いてスコープ1資産移行目標を設定する企業は、以下について報告しなければなりません。
- 資産の運用: 利用可能なベストプラクティスに沿って、残余運用期間を通じた排出量を最低限に抑える形で既存資産を運用するために実施したアクション。
 - 排出削減対策が講じられていない新規資産なし: 排出削減対策が講じられていない新規資産への投資を停止したことの確認。
- C37.7. 保証 (カテゴリーA企業のみ): 企業は、進捗の評価を実証するデータと計算に対する独立した第三者保証を、少なくとも限定的保証レベルで取得し、この情報に関する第三者保証の状況を報告しなければなりません。⁶⁷

⁶⁶ 疑義を避けるために、企業は、目標サイクルの最終年には、CNZS-C37で規定される情報に加え、CNZS-C36で規定された情報も報告することが期待されます。

⁶⁷ SBTiは、該当する場合、第三者枠組み、基準、プログラムの認定を目的とする基準と手続きを策定します。ない場合、SBTi保証枠組みが第三者保証提供機関のプロセスで使用する保証の範囲を定義します。

- C37.8. 障壁:企業は、[CNZS-C23](#)において規定された[構造的な制約](#)も含め、進捗を阻んだ重要な障壁について説明・報告し、関連する内部および外部障壁を緩和するために実施した、または実施する予定のアクションを説明しなければなりません。これには、将来の排出量削減を支援するために施された「実現を可能にするアクション (Enabling action)」も含まれます。⁶⁸
- C37.9. 報告時期:企業は、サイクル終了時評価後の次の報告サイクルにおいて、本基準で求められる情報を各目標について報告し、関連する情報がサイクル終了時評価の完了から6カ月以内に[SBTiダッシュボード](#)に公開されることに同意しなければなりません。
- C37.10. 主張:企業は、目標の実施に向けたアクションと関連する成果について、該当するSBTiに関する主張のガイダンスに従って透明かつ信頼性の高い形で、開示しなければなりません。主張は、「目標の実施」章の該当するすべての基準を満たすアクションについてのみ、以下の規定に従って行うことができます。
- a. 排出量削減に関する主張:物理的な温室効果ガスインベントリの変化は、排出量削減に関する主張の根拠となります。
 - b. 整合性に関する主張:活動レベルのアクションが、企業の自社事業またはバリューチェーン内において測定可能な変化をもたらす場合、ネットゼロ経路との整合に関する主張の根拠となります。
 - c. システムへの貢献に関する主張:物理的な温室効果ガスインベントリに反映されておらず、目標の実施に向けたアクションとして別途報告される活動プールレベルまたはセクターレベルのアクションは、企業のバリューチェーン活動が組み込まれているシステムの脱炭素化に貢献するという主張の根拠となり、それ以外の主張の根拠とはなりません。

推奨:

- R37.1. 保証 (カテゴリーB企業):カテゴリーB企業は、進捗の評価を実証するデータと計算に対する独立した第三者保証を取得することが推奨されます。
- R37.2. 除去:企業は、目標が達成されない場合は炭素除去を自主的に購入することが推奨されます。そのような除去は目標進捗の算定対象にはなりません。企業は、CNZS-C42の十全性基準に準拠し、これらの除去を報告し、適用されるSBTiに関する主張の方針に従う必要があります。

⁶⁸構造的な制約や「実現を可能にするアクション (Enabling action)」によって目標の進捗評価が変更されることはありませんが、それは一般向け報告における進捗の説明方法に反映される場合があります。

6. 継続的排出に対する責任

背景: 企業は、ネットゼロへの経路において温室効果ガスを継続的に排出します。審査済み目標の要件を超える[検証済みの緩和](#)およびその他の気候アクションを支援する[気候貢献](#)を通じ、これら[継続的排出](#)の所定割合を対象とすることで、企業は、気温上昇のオーバーシュートを制限し、移行リスクを軽減し、気候ソリューションを支援することができます。これを促進するため、ボランティアな[継続的排出に対する責任](#) (OER) 認定プログラムは、その気候貢献に対して企業を[SBTiダッシュボード](#)上で認定します。

本章では、OER枠組みの次の3つの段階を反映する基準を示します。企業ネットゼロ基準バージョン2.0の下で実施される任意の認定プログラム、2035年以降の責任に関する要件、ネットゼロ時の残余排出量に関する要件。ネットゼロ時の残余排出量に関する要件が、スコープ1、スコープ2、およびスコープ3排出量が残余水準に到達した時点で適用されるのに対して、2035年以降の責任に関する要件は将来のある時点で発効します。両方の規定群は、企業ネットゼロ基準の関連する段階での期待を示すために設けられています。

任意のOER認定プログラムの下で、企業は、対象とする排出量の規模により区分された3つのレベル、すなわち「Engaged」、「Advanced」、「Leadership」の認定を取得することができます。Leadershipレベルは気候変動コストの完全な内部化を表し、すべての企業は、時間をかけてこのレベルの野心度に向けて取り組むことが推奨されます。

OER認定プログラムは、2035年までは任意の要件です。その後、カテゴリA企業は適格な炭素除去を支援することが求められます。この認定モデルは、2035年以降の責任に関する要件と並行して運用されます。ネットゼロ目標年までに、そしてその後も、ネットゼロ目標を持つすべての企業は、排出量をゼロまたは残余水準まで削減し、直接的にまたはバリューチェーンパートナーと共同で、残余排出量の100%を適格な炭素除去により中和することが期待されます。

SBTiは、既存のカーボנקレジット制度や気候貢献枠組みを置き換えることを目的としていません。その代わりに、本章では、既存の十全性の高い枠組みと整合するOER枠組みの下で、企業が認定されるための最低基準を規定します。SBTiは、関連する第三者枠組み、基準、および該当する場合はプログラムを認定するための基準とプロセスを開発します。

6.1. 任意のOER認定プログラム: 参加の意向

意図: 企業の意向を公開し、参加企業と非参加企業を明確に区別するシグナルを発して関与を促進することで、認定プログラムへの参加を促すこと。

CNZS-C38. 企業は、継続的排出に対する責任 (OER) 認定プログラム (任意) に参加する意向があるかどうかを示さなければなりません。

企業カテゴリー: 全企業
評価段階: 目標審査

C38.1. 根拠: 参加する意向がない企業は、目標審査プロセスの一環として、SBTiにその理由を提出しなければなりません。

- C38.2. 公開: 企業は、SBTiの継続的排出に対する責任 (OER) 認定プログラムへの参加の意向を、目標審査の完了から6カ月以内に[SBTiダッシュボード](#)上で公開することに同意しなければなりません。

6.2 任意のOER認定プログラム: 適格性およびプログラムの構造

意図: 審査済み目標の達成に取り組んでおり、選択した認定区分に整合したレベルにおいて、検証済み緩和、またはその他の気候アクションを支援する気候貢献を提供することによって継続的排出に対する責任を果たしている企業のみ、認定を付与できるようにすること。

-
- CNZS-C39.** 継続的排出に対する責任の認定は、選択した認定レベルに従い、検証済み目標に対する進捗と気候貢献の提供に基づき、サイクル終了時評価において評価され、付与されます。
-

企業カテゴリー: 全企業(任意)
評価段階: サイクル終了時の評価

- C39.1. 目標の進捗: 以下の目標の進捗に関する条件は、企業が認定対象となるための適格性要件として適用されます。
- a. 以前の基準の下で目標が審査済み: 企業が、SBTi基準の旧版の下で目標を設定し、かつ企業ネットゼロ基準バージョン2.0の下で目標を設定している場合、プログラムへの参加登録は、企業が既存目標に対して[最善の努力に基づき](#)取り組んでいるという期待に基づいて行われるものとします。
 - b. 以前の目標なし: 過去に審査済みの目標を持たない企業は、初回の目標サイクルにおいて認定対象となります。
 - c. 企業ネットゼロ基準バージョン2.0の下で目標を設定: 企業が、企業ネットゼロ基準バージョン2.0の下で審査済み目標を持ち、かつ後続のサイクルの目標を設定している場合、以下により裏付けられた、審査済み短期目標の達成に向けた実質的な進捗を実証する必要があります。
 - i. 各審査済み目標に対して想定される軌道に沿った進捗。
 - ii. 目標の実施を支援するためのアクションの確実な実施。
- C39.2. 認定レベルへの適合性: 企業は、本セクションで規定される責任レベルおよび関連する条件に従い、継続的排出量のうち求められる割合に対応していること、および、短期目標期間を通じて[検証済み緩和成果](#)およびその他の適格な気候アクションを支援する気候貢献を実施していることを実証しなければなりません。

-
- CNZS-C40.** 企業は、認定レベルを選択し、短期目標期間を通じて、そのレベルで求められるスコープ1、スコープ2、およびスコープ3の継続的排出量の対象割合に応じた規模で、気候貢献を実施しなければなりません。
-

企業カテゴリー: 全企業(任意)
評価段階: サイクル終了時の評価

- C40.1. 物理的な温室効果ガスインベントリ: 企業は、スコープ2のロケーション基準手法を含めた物理的な温室効果ガスインベントリに基づいて、対象とする排出量を計算しなければなりません。
- C40.2. 5年の計算期間: 企業は、直近の連続した5年間のスコープ1、スコープ2、およびスコープ3の継続的排出量を用いて、対象とする排出量の累積量を計算する必要があります。⁶⁹
- C40.3. **Engaged**認定レベル: Engaged認定レベルを選択した企業は、以下いずれかの気候貢献の実施を通じて、目標期間中のスコープ1、スコープ2、およびスコープ3の継続的排出量全体の少なくとも1%を対象にしなければなりません。
- 対象となる排出量とCO₂換算トン (tCO₂e) で同量の[検証済み緩和成果](#)への支援、または
 - 対象となる排出量に基づく[貢献予算](#)の設定と活用。
- C40.4. **Advanced**認定レベル: Advanced認定レベルを選択した企業は、以下いずれかの気候貢献の実施を通じて、目標期間中のスコープ1およびスコープ2の継続的排出量の100%を対象とし、かつ、必要に応じてスコープ3排出量を追加して、スコープ1、スコープ2、およびスコープ3の継続的排出量全体の少なくとも10%を対象にしなければなりません。
- 対象となる排出量とCO₂換算トン (tCO₂e) で同量の検証済み緩和成果への支援、または
 - 対象となる排出量の1CO₂換算トン (tCO₂e) 当たり20米ドルに相当する貢献予算の設定と活用。⁷⁰
- C40.5. **Leadership**認定レベル: Leadership認定レベルを選択した企業は、以下により、目標期間中のスコープ1、スコープ2、およびスコープ3の継続的排出量全体の100%を対象にしなければなりません。
- 対象となる排出量の1CO₂換算トン (tCO₂e) 当たり80米ドルに相当する貢献予算の設定、⁷¹および
 - 対象となる排出量とCO₂換算トン (tCO₂e) で同量の検証済み緩和成果を支援するための貢献予算の活用、かつ
 - 検証済み緩和またはその他の適格な気候アクションを支援するための残余資金の活用。
- C40.6. **Leadership**認定レベル (カテゴリーB企業向け調整): Leadership認定レベルを選択したカテゴリーB企業は、以下により、目標期間中のスコープ1およびスコープ2の継続的排出量の100%を対象とし、かつ、必要に応じてスコープ3排出量を追加して、スコープ1、スコープ2、およびスコープ3の継続的排出量全体の少なくとも10%を対象とすることができます。
- 対象となる排出量の1CO₂換算トン (tCO₂e) 当たり80米ドルに相当する貢献予算の設定、および
 - 対象となる排出量とCO₂換算トン (tCO₂e) で同量の検証済み緩和成果を支援するための貢献予算の活用、かつ

⁶⁹OER認定プログラムに参加する企業は、貢献の正確かつ透明な算定を確保するために、企業ネットゼロ基準の最低要件に加えてスコープ3インベントリ全体を毎年報告します。

⁷⁰このベンチマーク値は、ベストプラクティスを定義したり、緩和手段の市場価格を規定したりすることを目的とするものではありません。これは、確認された企業の取り組み、および、この水準の資金面でのコミットメントがコスト水準に応じた幅広い気候アクションを促進できることを示すSBTiの調査に基づいています。このベンチマーク値は、今後も定期的に見直されます。

⁷¹SBTiは、科学に基づく炭素価格のさまざまな設定手法を検討し、その推定値に大きなばらつきが生じていることから、Leadershipレベルの認定に対して少なくとも1CO₂換算トン当たり80米ドルのベンチマーク値を選択しました。これは、これらの推定値の下限を反映しており、今後見直しの対象となります。

- c. 検証済み緩和またはその他の適格な気候アクションを支援するための残余資金の活用。
- C40.7. 責任の分割: 企業は、対象となるスコープ3排出量を、同一の排出量を報告するバリューチェーンパートナーと分割することができます。スコープ3排出量を分割する場合、
 - a. 少なくとも1つの組織が、排出量への対応を明確に担う必要があります。
 - b. 企業は、対象となる排出量をどのように配分するかを記載した、書面による合意または契約を提出する必要があります。
- C40.8. 資金の拠出: 企業は、対象となる排出量の算定に使用した同一の5年間に、すべての資金を検証済み緩和成果またはその他の気候アクションのために拠出しなければなりません。

推奨:

- R40.1. **Engaged**レベルの貢献水準: Engaged認定レベルに対して貢献予算手法を用いる企業は、対象となる排出量の1CO₂換算トン (tCO₂e) 当たり少なくとも20米ドルに相当する貢献予算を設定することが推奨されます。
- R40.2. 段階的な拠出: 供給上の制約または市場での利用可能性により段階的な資金拠出が妨げられる場合を除き、企業は、拠出を目標期間の終了時まで繰り延べるのではなく、コミットした資金を目標期間にわたって段階的に拠出することが推奨されます。

表4.継続的排出に対する責任プログラムの認定レベルと気候貢献の実施手法のまとめ。

認定レベル		気候貢献の実施手法		
レベル名	対象範囲	気候予算手法 (米ドル)	適用方法	検証済み緩和手法 (tCO ₂ e)
Engaged	継続的排出量全体の1%	対象となる排出量 × 米ドル/CO ₂ 換算トン (価格設定なし)	または	対象となる排出量と CO ₂ 換算トン (tCO ₂ e) で同量の検 証済み緩和成果
Advanced	継続的排出量全体の10% (ス コープ1およびスコープ2の100% を含む)	対象となる排出量 × 20米ドル/CO ₂ 換算トン	または	対象となる排出量と CO ₂ 換算トン (tCO ₂ e) で同量の検 証済み緩和成果
Leadership	カテゴリーA企業:継続的排出量 全体の100% カテゴリーB企業:継続的排出量 全体の10% (スコープ1およびス コープ2の100%を含む)	対象となる排出量 × 80米ドル/CO ₂ 換算トン	かつ	対象となる排出量と CO ₂ 換算トン (tCO ₂ e) で同量の検 証済み緩和成果

CNZS-C41. 企業は、継続的排出に対する責任認定プログラムにおける認定に向けて、適格な検証済み緩和成果またはその他の適格な気候アクションのみを支援するために、気候貢献を使用しなければなりません。

企業カテゴリー: 全企業(任意)
評価段階: サイクル終了時の評価

- C41.1. 検証済み緩和成果⁷²: このプログラムにおける認定のために検証済み緩和成果を支援する企業は、そのような成果が以下の活動から生じることを確保しなければなりません。
- a. 独立した第三者によって保証され、CO₂換算トン (tCO₂e) で測定される事後の成果、および
 - b. 企業のバリューチェーン内に含まれない排出源からの排出量の削減、および/または
 - c. 自然の炭素吸収源の回復、保護、または強化、および/または
 - d. 炭素の大気中からの除去、および炭素貯留プールへの貯留。
- C41.2. 検証済み緩和成果の時期: 認定に向けて使用する検証済み緩和成果は、企業が認定を受けようとする報告年より前の5年以内に生じたものでなければなりません。
- C41.3. その他の気候アクション: 貢献予算を設定する企業は、以下の気候アクションカテゴリーのいずれかを支援しなければなりません。
- a. 検証済み緩和成果 (CNZS-C41.1による)

⁷²疑義を避けるために、販売した製品の使用に関連する製品レベルの回避排出量は、本プログラムにおける認定の対象とはなりません。

- b. [事前の緩和対策に対する資金提供](#)
- c. [低炭素/ゼロ炭素研究とイノベーションに対する資金提供](#)
- d. [緩和を促進する成果に対する資金提供](#)
- e. [適応・レジリエンス資金](#)
- f. [損失と損害\(ロス&ダメージ\)に対する資金提供](#)

推奨:

- R41.1. 優先事項: 企業は、気候影響を最大化し、資金ギャップを解消し(特に低所得国において国が決定する貢献[NDC]を支援するために)、社会的・環境的な副次的便益をもたらし、地域社会の基本的なエネルギーサービスへのアクセス向上への貢献を含めた気候公平性を推進する、緩和対策への資金提供を優先することが推奨されます。⁷³

6.3 任意のOER認定プログラム: 支援対象となる活動の十全性基準

意図: OER認定プログラムにおいて支援対象となる活動が、信頼性の高い気候変動緩和効果をもたらし、高い十全性および品質の基準に準拠し、環境的・社会的成果が確保されるようにすること。

-
- CNZS-C42.** 企業は、継続的排出に対する責任 (OER) 認定プログラムの一環として支援する活動が、認知された第三者機関の高十全性基準、および該当する場合は、SBTiが定める最低限の十全性基準を満たすことを保証しなければなりません。⁷⁴
-

企業カテゴリー: 全企業(任意)
評価段階: サイクル終了時の評価

- C42.1. 十全性(インテグリティ)基準: OER認定プログラムの一環として支援対象となるすべての活動について、企業は、最低限、以下を実施しなければなりません。
- a. デューデリジェンス: 実施主体と資金提供を受ける活動について、文書化されたデューデリジェンスを実施する。
 - b. 害を及ぼさない: 支援対象となる活動が、持続可能な開発にプラスの成果をもたらしながら、人権、生物多様性、先住民族および地域社会の権利の尊重を含む、社会的または環境的な悪影響を防ぐためのセーフガードを備える形で設計・実施されることを保証する。
 - c. カーボン・ロックインの回避: 支援対象となる活動が、高炭素技術またはインフラの固定化(ロックイン)を回避することを保証する。
 - d. 透明性: 支援対象となる活動、方法論、成果について、毎年、アクセスしやすい形で報告する。また、該当する場合は[便益配分の取り決め](#)に関する十分な情報を同様に報告する。

⁷³これらの原則の詳細については、[SBTi Above and Beyond Report](#)の附属書Bを参照してください。

⁷⁴ SBTiは、該当する場合、第三者枠組み、基準、プログラムの認定を目的とする基準と手続きを策定します。ない場合、SBTi保証枠組みが第三者保証提供機関のプロセスで使用される保証の範囲を定義します。

- C42.2. 検証済み緩和成果: OER認定プログラムの一環として支援対象となる、検証済み緩和成果をもたらす活動は、以下を満たす必要があります。
- a. ガバナンス: 実効性のあるガバナンス体制の下で監督され、かつ、緩和成果が一意に記録され一度だけ配分されることが担保された透明で追跡可能なシステム内で記録・使用されること。
 - b. 定量化: 事後に、以下を行う、保守的かつ科学的に信頼性の高い手法を用いて測定されること。
 - i. 境界を定義する。
 - ii. 既存の規制要件を反映したベースライン値を設定する。ベースライン値は、最新の方法論に基づき、時間の経過とともに野心度を段階的に高められるように、定期的な再評価の対象となる。
 - iii. モニタリング手順と不確実性の取り扱いを含める。
 - iv. 漏出(リーケージ)を低減する。
 - c. プロジェクトレベルまたはプログラムレベルの追加性: この介入がなければ実現しなかった緩和成果を表す。緩和活動またはプロジェクトは、法令により義務付けられたものでも、その介入なしで財務的に実行可能なものでも、既存政策の下で既に十分な資金が確保されたものであってもならない。
 - d. [リバーサル](#)リスクに対するセーフガード: リスク評価と、[リバーサルリスク](#)が存在する場合はリバーサルを監視し、対処し、その影響を相殺するためのセーフガードを含めること。
 - e. 保証: 独立し、認定された第三者機関から保証を受けていること。
 - f. 規制上の余剰: Engaged認定レベルに向けた算定の場合、検証済み緩和は、コミットメントを行った時点で有効な規制または法令上の遵守義務に上乗せされるものでなければなりません。AdvancedレベルおよびLeadershipレベルでは、規制または遵守目的で使用する検証済み緩和も、本セクションの十全性基準に従うことを条件に、考慮することができる。
- C42.3. その他の気候アクション: OER認定プログラムの一環として支援対象となるその他の適格な気候アクションは、以下を満たす必要があります。
- a. ベースライン評価: この介入がなかった場合に実現していた可能性が高い成果に対する、文書化された評価を含むこと。
 - b. 影響の定義: 気候目標、想定される影響、測定可能な指標と中間目標、および実現期間およびその実施上のセーフガードを定義する、文書化された影響の経路を含むこと。
 - c. モニタリング: 定義された影響および目標に対する進捗を文書化するために実施されるモニタリング・報告計画を伴うこと。
 - d. 保証: 設定された目標に照らして達成状況および有効性を確認するために、独立した第三者保証の対象とすること。
 - e. 通常の事業活動(BAU)を超えた資金提供: 審査済み目標達成のための支出、法令により義務付けられた支出、または通常の事業活動に上乗せされる新規の資金による資金提供を受けること。

6.4 任意のOER認定プログラム: 算定および報告

意図: 継続的排出に対する責任が透明性のある形で算定され、インベントリおよび目標の進捗状況とは別個に報告されることを確保し、基準要件への適合性を評価できるようにすること。

CNZS-C43. 継続的排出に対する責任(OER) 認定プログラムに参加する企業は、支援した検証済み緩和成果をインベントリおよび目標の進捗状況とは別個に報告し、かつ、**二重主張**を防止しなければなりません。

企業カテゴリー: 全企業(任意)
評価段階: サイクル終了時の評価

- C43.1. 二重計上や相殺の禁止: OER認定プログラムで支援した検証済み緩和成果は、スコープ1、スコープ2、またはスコープ3の目標の実施に向けた実績として算定してはいけません。また、温室効果ガスインベントリから相殺してもいけません。
- C43.2. インベントリ上の排出量削減: 企業のスコープ1、スコープ2、またはスコープ3インベントリにおいて報告された排出量削減、および目標の実施に使用されたもののインベントリに反映されていないアクションまたは市場手段は、OER認定プログラムにおける実績として算定してはいけません。
- C43.3. インベントリ上の除去: 企業のインベントリにおいて報告された除去は、他のSBTi目標に対する進捗に向けた実績として算定されていない場合に限り、OER認定プログラムにおける実績として算定できます。
- C43.4. カーボンクレジット: 継続的排出に対する責任に使用される**カーボンクレジット**に関して、以下が適用されるものとします。
 - a. 主張が行われる時点で、恒久的に償却しなければならない。
 - b. クレジットを創出する活動に関連する緩和成果は、他の主体が規制遵守、オフセット、または補償目的のために同時に主張していない場合、緩和への貢献 (tCO₂e) としてのみ報告される。
- C43.5. **2035年以降の要件およびネットゼロ要件との相互関係:** OER認定プログラムに既に使用された検証済み緩和成果は、2035年以降の責任に関する要件またはネットゼロ要件を満たすために使用してはいけません。

CNZS-C44. 継続的排出に対する責任(OER) 認定プログラムに参加する企業は、選択した認定レベルに適合していることを実証するために、情報を報告し、独立した第三者保証を取得しなければなりません。

企業カテゴリー: 全企業(任意)
評価段階: サイクル終了時の評価

- C44.1. 報告: 企業は、以下を含め、選択した認定レベルに対応する責任レベルへの適合性を実証するために十分な情報を報告する必要があります。
 - a. 総排出量: スコープ1、スコープ2、およびスコープ3ごとの内訳を示した、関連する目標期間における継続的排出量の累積量。
 - b. **OERの対象範囲:** 企業が、関連する目標期間においてOER認定プログラムの一環として対象とした排出量およびその割合 (排出スコープごとの内訳を含む)。

- c. **OER認定レベルおよび手法**: 選択した認定レベル、および、EngagedレベルまたはAdvancedレベルを選択した場合は気候貢献の実施手法 (C40.3およびC40.4で概説され、表4にまとめられているとおり)。
 - d. **炭素価格**: 該当する場合、適用される炭素価格、および最終的な金額ベースの総貢献予算。
 - e. **金額ベースの貢献**: 関連する目標期間において実施された適格な気候貢献の金銭的価値の総額 (適格な活動ごとの内訳を含む)。
 - f. **緩和による貢献**: 関連する目標期間において支援された適格な検証済み緩和成果のCO₂換算トン単位での総量 (適格な活動ごとの内訳を含む)。
 - g. **責任の分割**: 該当する場合、分割の取り決めの定量化と責任分割契約の詳細を含む、スコープ3の責任の分割についての詳細。
- C44.2. **保証**: 企業は、十全性基準への適合と関連する目標期間内における資金の全額拠出を確認するために、独立した第三者保証を取得しなければなりません。
- C44.3. **報告時期**: 企業は、サイクル終了時評価後の次の報告サイクルにおいて、CNZS-C44.1により要求される情報を報告し、関連する情報 (事業上の機密データを除く) がサイクル終了時評価の完了から6カ月以内に[SBTiダッシュボード](#)に掲載されることに同意しなければなりません。

6.5 2035年以降:責任に関する要件

意図: 2035年以降の継続的排出に対する責任について、将来的な期待を示し、企業が時間をかけて体制を整え、対応能力を構築できるようにすること。

免責事項: 例として示すこの要件は、企業が、2035年以降の継続的排出の影響に対する責任を段階的に果たすという方針を示しています。この要件は2035年から有効となる予定であり、本基準は、次回的大幅改訂である企業ネットゼロ基準 (バージョン3) の中で、その時点で利用可能な最良の科学を反映させるために見直されます。

CNZS-C45. 2035年から、企業は、**スコープ1、スコープ2、およびスコープ3の継続的排出量の少なくとも1%と同量の適格な炭素除去を支援しなければなりません。**これには、一定の割合を長期貯留型除去とし、その割合を段階的に引き上げることも含まれます。

企業カテゴリー: カテゴリーA、カテゴリーB(任意)

評価段階: 2035年以降のサイクル終了時の評価

- C45.1. 責任のレベル: 企業は、スコープ1、スコープ2、およびスコープ3の継続的排出量のうち対象とする割合を2035年は1%とし、企業のネットゼロ目標年までに、かつ遅くとも2050年までに、その割合を線形的に100%まで引き上げる必要があります。
- C45.2. 適格な活動: 企業は、以下の条件を満たす炭素除去活動を支援しなければなりません。
 - a. 対象となる排出量と同一の報告期間内において、CO₂換算トンで測定された検証済み緩和成果を実現する。
 - b. CNZS-C42で示した十全性基準に適合する。
- C45.3. 長寿命温室効果ガス排出量の算定: 企業は、対象となる排出量のうち、**長寿命温室効果ガス**が占める割合を算定しなければなりません。
- C45.4. 耐久性要件の段階的導入⁷⁵: 2035年から、企業は、対象となる排出量のうち、長寿命温室効果ガスによる排出量の少なくとも10%と同量の**長期貯留型除去**を支援しなければなりません。この最低割合は、遅くともネットゼロ年までに、線形的に100%まで引き上げる必要があります。
- C45.5. 残存する責任に対する除去のポートフォリオ: 企業は、CNZS-45.4が適用されない、対象となる排出量について、**短期貯留型除去**、長期貯留型除去、またはそれらの組み合わせを支援しなければなりません。
- C45.6. スコープ3排出量に対する責任の分割: 企業は、対象となるスコープ3排出量を、同一の排出量を報告するバリューチェーンパートナーと分割することができます。スコープ3排出量を分割する場合、
 - a. 少なくとも1つの組織が、排出量への対応を明確に担う必要があります。
 - b. 企業は、対象となる排出量をどのように配分するかを記載した、書面による

⁷⁵ **炭素貯留プール**の想定される貯留期間は、実際の永続性は人為的または自然のかく乱により影響を受けるものの、貯蔵媒体 (岩石、土壌、バイオマスなど) の物理的、化学的、生物学的性質によって決まります。SBTiは、短期貯留型炭素除去が、長期貯留型除去と気候等価な永続性を実現するかどうか、また契約上、財務上、またはスチュワードシップの仕組みを通じて長寿命温室効果ガスを中和するかどうかについてCall for Evidence (エビデンス募集) を発行する予定です。

合意または契約を提出する必要があります。

C45.7. 最低要件を超えた認定:これらの要件を超える責任を果たす企業は、SBTiの任意のOER認定プログラムの下で認定対象となります。

6.6 残余排出量の中和

意図: 適格かつ十全性基準を満たす炭素除去を用いた全残余排出量の中和を通じて、ネットゼロの状態を達成・維持できるようにすること。

免責事項: SBTiは、科学的知見の進展に合わせて、本セクションの基準および推奨事項を継続的に見直し、更新します。

CNZS-C46. ネットゼロ目標年およびそれ以降において、企業は、**スコープ1**、**スコープ2**、および**スコープ3**排出量をゼロまたは残余水準まで削減し、適格な炭素除去を用いてすべての残余排出量を中和しなければなりません。

企業カテゴリー: 全企業

評価段階: ネットゼロのサイクル終了時評価

- C46.1. 適格な活動: 企業は、すべての残余排出量を、以下の条件を満たす炭素除去活動によって中和しなければなりません。
- a. 残余排出量と同一の報告期間内において、CO₂換算トンで測定された検証済み緩和成果を実現する。
 - b. CNZS-C42で示した十全性基準に適合する。
 - c. 炭素除去活動は、企業のバリューチェーン内外で実施することができる。
- C46.2. 貯留の耐久性に関する要件: 企業は、長寿命温室効果ガスの残余排出量が**長期貯留型除去**によって中和され、残されたすべての残余排出量が短期貯留型除去、長期貯留型除去、またはそれらの組み合わせによって中和されることを確保しなければなりません。
- C46.3. **スコープ1**残余排出量に対する直接的な責任: 企業は、すべての**スコープ1**残余排出量の中和に対する直接的な責任を引き受けなければいけません。
- C46.4. **スコープ3**残余排出量に対する責任: 企業は、すべての**スコープ3**残余排出量が、同一の排出量を報告するバリューチェーンパートナーと共同で、またはその中和がパートナーによって実証されていない場合は直接的に、中和されていることを確保しなければなりません。
- C46.5. 重複算定: 企業は、この要件を満たすために使用した除去が、企業の算定システム内で他の別個の残余排出源の中和に同時に使用されていないことを確保しなければなりません。
- C46.6. 報告: 企業は、中和に使用した除去クレジットについて、ホスト国により承認されているかどうか、また対応する調整の対象となっているかどうかを報告しなければなりません。

推奨:

- R46.1. **NDC**との二重主張: 企業は、可能な限りネットゼロの主張の十全性を高めるために、利用可能な場合は対応する調整を適用することも含め、各国の**国が決定す**

[る貢献](#) (NDC) の達成に対して同時に主張されていない除去を使用することが推奨されます。

主な用語

SBTiの用語、定義、略語の完全なリストは、[SBTi用語集](#)にまとめられています。以下の表には、企業ネットゼロ基準バージョン2.0で使用する新規または改訂された用語を掲載しています。

用語	定義
アクション (Action)	企業が、その事業活動、バリューチェーン、活動プール、セクター内で排出量を削減したり、ネットゼロに整合した慣行や技術のスケールアップを支援するために行う対策。アクションには、事業活動上の変更、投資、調達上の判断、認められる場合は市場手段の使用などが含まれますがこれらに限定されるものではありません。(出典: GHGプロトコル、2026年) 注意:アクションは、介入 (interventions) と呼ばれることもあります (AIMプラットフォーム、2026年)。
活動	個別の排出源。この用語は、企業ネットゼロ基準全体を通じて、カテゴリ1排出量に関連するセメントや鉄鋼、カテゴリ4排出量に関連する輸送モード (海運や航空輸送など) などの排出源となるコモディティ、製品、サービス、および活動を指します (出典: GHGプロトコル – WRI, WBCSD、2011年)。注意:活動は、排出源 (emissions sources) と呼ばれることもあります (IPCCおよびAIMプラットフォーム、2026年 を参照)。
活動プール	報告主体に製品やサービスを提供する活動 (activities) について、個別の活動や活動群が現実的にこれ以上特定できなくなる最小単位のシステム境界で定義された活動から成る、共有されたシステム (仕組み)。例としては、ガスグリッド (スコープ1)、電力グリッド (スコープ2)、サプライシェッド (スコープ3)、物流ネットワーク (スコープ3) などが挙げられます (出典: Brander & Bjørn、2023年 、 Value Change Initiative、2025年)。
アクター	公的領域または民間領域で活動する組織、機関、または他の正式な団体 (企業、国際機関、非政府組織など)。
適応・レジリエンス資金	特に、気候変動に脆弱な地域やコミュニティにおいて、脆弱性を低減し、気候変動による影響に対する強靭性を高めるアクションへの資金提供。
整合性	目標、活動、または成果が、関連する科学に基づく基準経路と一致する程度。
整合性目標	定められた時点 (2050年以前) までに排出量ネットゼロを達成するという長期的な世界全体での目標に整合した、特定の成果を実現するために設定された目標。これらの目標は、科学に基づく所定のパフォーマンス・ベンチマークを満たす企業の活動、調達、または収益の割合を段階的に高めることで、ネットゼロ移行を促進します。
評価	特定の要件に対する、製品、プロセス、システム、個人、または組織の準拠状況や達成状況の評価 (ISEAL、2025年)。
評価段階	審査サイクルに従って、各基準が目標サイクル内のどの特定の 適合性評価 において、いつ評価されるかを指します。
資産	企業が所有している、または運営管理している有形の物理的対象、個別の設備、またはインフラであって、活動において定められた機能を実現し、スコープ1温室効果ガス排出の発生源となるエネルギーまたは物質のフローと関連づけられるもの。
アシュアランス (保証):	製品、プロセス、システム、個人、または組織に関する特定の要件が満たされていることを実証すること (ISEAL、2025年)。
帰属的算定方式	定められたインベントリ境界内での温室効果ガス総排出量 (該当する場合は除去やその他の算定カテゴリも) を、通常は過去の基準年との比較で時間の経過とともに定量化し、追跡するための温室効果ガス算定方式の1つ。企業インベントリ算定は帰属的算定方式の1つであり、企業やその他の組織が事業運営やバリューチェーンからの排出量を報告するために使用する主な方法です。帰属的算定アプローチでは、報告組織は、排出量が算定され、スコープ1、2、および3に分類される明確な組織境界および活動境界を定義する必要があります (GHGプロトコル、2026年)。

用語	定義
障壁	企業の目標に向けた進捗を阻害または遅延させる要因または条件。障壁は、社内または社外の状況により生じる可能性があり、企業はそれを主体的に管理したり、緩和したりすることが期待されます。障壁には、構造的な制約も含まれます。
基準年 (インベントリ)	企業の排出量を経時的に追跡する基準となる過去のデータ (特定の年または複数年にわたる平均値) (GHGプロトコル、2004年)。
基準年 (目標)	目標基準年は、「2010年までに二酸化炭素排出量を2000年 (目標基準年) 比で25%削減する」といった温室効果ガス削減目標を定義する際に使用されます (GHGプロトコル、2004年)。
ビハインド・ザ・メーター	ビハインド・ザ・メーターとは、電力会社のサービスマーターの顧客側に設置され、オンラインで使用したりグリッドに送電したりする電力を供給する発電施設またはエネルギー貯蔵システムを指します (出典: 米国エネルギー省統合エネルギーシステム局、2021年)。
ベンチマーク	企業のパフォーマンスを対比するための参照ポイント。
便益配分の取り決め	便益配分の取り決めは、緩和対策に関わる地域のステークホルダーに対して金銭的および非金銭的な便益をどのように分配するか、その分配をどのように実施するかを決定します。これらの取り決めは、誰がコストを負担し誰が便益を受けるのか、どのような制度的取り決めや実施条件が整備されているか、決定がどのように行われ実施されるのか、その概略を定めています (出典: Climate Focus、2023年)。
最善の努力	最善の努力に基づくとは、重要な依存や関連するリスクの特定、報告、主体的な管理など、目標達成のために必要かつ適切で企業の管理下または影響の及ぶ範囲にあるすべてのアクションの実施を通じて示される努力の水準を意味します。
バイオ由来原料	バイオエネルギー、バイオ由来燃料、バイオ由来製品の生産に使用される、バイオガス、バイオマス、作物残渣、廃棄物、その他の農作物などの生物由来コモディティ (出典: GHGプロトコル、2026年)。
炭素バンク	排出削減量または除去量が算定され、その根拠となる生産成果との物理的かつ数量的なつながりがないまま、企業が販売する製品や市場手段に関連付けられた属性として再配分される、企業内部または外部の仕組み。
カーボנקレジット	ベースラインに対して、二酸化炭素換算 (tCO₂e) で1トンの排出の回避、削減、または除去に相当する証書または取引可能単位。ボランタリー炭素市場のカーボנקレジットは、炭素基準によって認証されたプロジェクトやプログラムの活動により創出されます。認証されるGHG削減量、除去量、または回避量は、プロジェクトベースもしくは介入ベースの算定方式によって算定されます。これは、確認された排出量を、そのクレジットを創出した緩和活動がなかったとすれば生じた可能性が最も高い状態を表す反事実的ベースラインシナリオまたはパフォーマンスベンチマークと比較する方法です (出典:ICVCM、2024年、GHGプロトコル、2026年)。 カーボנקレジットは、以下の活動に基づいて発行されます。 - 反事実的シナリオと比較して、排出が生じる可能性を未然に防ぐ (排出回避クレジット) - ベースラインと比較して、温室効果ガス排出量を削減する (排出削減クレジット) - 大気中の二酸化炭素を除去し、貯留する (除去クレジット) 事後カーボנקレジットは、モニタリング期間が終了し、主張された緩和効果が達成されたことを確認する独立した検証が行われた場合に限り、発行されます。
炭素貯留プール／貯留層	大気以外の物理的な媒体 (岩石、土壌、バイオマスなど) であって、炭素が、その媒体の物理的かつ生物地球化学的な性質によって決まる期間 (一定期間または無期限に) にわたり大気以外の場所に貯留されるもの (出典: GHGプロトコル、2026年)。
カテゴリ-A企業	SBTiにより定義された企業分類に関する企業規模または排出量の閾値と条件のうち、少なくとも1つを満たす企業。これには、(i) 世界共通の企業規模基準に基づき、所在地域を問わず大企業に該当する企業、または(ii) 所定の排出量基準もしくは財務基準を満たす

用語	定義
	高所得国の企業、が含まれます。
カテゴリB企業	企業分類に関するSBTiの閾値と条件に対して、カテゴリAの基準を満たさない企業。
コモディティ証書	対象となる商品、製品、またはサービスの環境属性を表す、第三者保証を受けた市場手段（出典： GHGプロトコル、2026年 ）。注意：定義語である「コモディティ」は、「コモディティ証書」という用語の適用範囲を限定するものではありません。「コモディティ証書」は、あらゆる種類のコモディティに関する証書に適用される場合があります。
認証	その結果が要件への適合を示す、独立した第三者による既定の基準または要件（通常は規格）に対するパフォーマンスの評価。認証は、基準に準拠していることを確認する、保証の仕組みです。
CoC (加工・流通過程の管理) モデル	入力と出力を管理し、加工・流通過程の管理システムの中で特定の属性を引き継ぐための方式 (ISEAL、2025年)。
循環型エンドオブライフ	製品が、その使用寿命終了時に、それを構成するコモディティや原材料が再利用、リサイクル、または回収できるようにするための、製品の設計およびライフサイクル管理に関するアプローチ。循環型エンドオブライフモデルの下で、製品は、廃棄物を最小限に抑え（発生予防）、資源価値を最大限維持するように設計されます。これには、例えば、分解のための設計、材料の分離、耐久性、修理可能性、既存の回収・リサイクル体制との適合性が含まれます。目的は、製品に埋め込まれたコモディティができる限り長期間にわたって有効活用できる状態に保ち、新品資源採取の必要性を低減し、関連する環境影響を軽減できるようにすることです。循環型エンドオブライフは、製品が資源回収されることなく埋立または焼却によって処分される線形型エンドオブライフ経路と対照をなします（出典： EU廃棄物枠組み指令、2008年 ）。
主張	製品、プロセス、サービス、または組織のサステナビリティ属性に関する対外的なコミュニケーション。これには、顧客の状況や顧客と制度との関係に関するコミュニケーションも含まれます（出典： ISEAL、2025年 ）。 SBTiに関する主張 を参照してください。
気候貢献	企業ネットゼロ基準における気候貢献は、企業が、検証済み緩和成果や、気候変動ソリューションの規模を拡大し気候緩和および適応を実現するその他のアクションを支援するために拠出する資金を指します。企業ネットゼロ基準では、気候貢献は、継続的排出に対する責任（OER）枠組みの下で実施され、企業ネットゼロ基準の下で要求される審査済み目標の達成を目的としたアクションとは別に、それに上乗せする形で企業が実施する補完的なアクションを指します。気候貢献は、実際の排出量のオフセットや中和には使用されません（出典：New Climate Institute、2023年）。 企業ネットゼロ基準では、気候貢献は、金額ベース（適格な気候変動対策カテゴリーを支援するために拠出される資金など）、または緩和成果ベース（CO₂換算トン単位での検証済み緩和成果など）で表現されます。
共同主張	複数の共同投資家やバリューチェーンパートナーが協力し、共同の気候変動緩和活動から得られる温室効果ガス排出量の総量削減または炭素除去などの検証済み環境便益を主張できる権利を報告し、分割するプロセス（出典： VCI、2022年 ）。
コモディティ	企業ネットゼロ基準において、コモディティとは、有形かつ均質で、生産者によらず品質が一貫しており、コモディティごとに特化した脱炭素化経路（排出原単位ベースの削減経路または整合経路など）を有する、標準化された工業材料または土地利用由来の材料を指します。
企業	社会的事業体などの複合的な目的を有する組織を含み、商業的に運営され、利益やその他の経済的利益を生み出すことができる、法人格を有する組織。この定義では、都市、地方政府、および慈善活動のみを目的とする組織は除きます。
企業カテゴリ	企業の規模と地理区分に基づいて割り当てられるカテゴリ（カテゴリAまたはB）。企業ネットゼロ基準における各基準の適用は、企業カテゴリごとに異なります。

用語	定義
適合性評価	企業が特定の基準の要件を満たすかどうかを決定するプロセス (出典: ISEAL, 2025年 および ISO 9000, 2015年)。
帰結的算定方式	特定のプロジェクト、アクション、または介入が実施されなかったベースラインシナリオと比較して、それらのプロジェクト、アクション、または介入によって生じるGHG排出量(および除去量)への影響または変化を推計するGHG会計の一種。帰結的算定方式は、アクション、プロジェクト、または介入により大気中で発生する温室効果ガスの世界規模の変化を算定します (GHGプロトコル, 2026年)。
貢献予算	選択した継続的排出に対する責任 (OER) の認定レベルの対象となる排出量に、所定のCO ₂ 換算トン (tCO ₂ e) 当たりの価格を適用して計算され、検証済み緩和成果やその他の適格な気候変動対策の支援に気候貢献を提供するために使われる、資金提供に対するコミットメント。
基準	特定の基準に適合するために企業が満たす必要のある必須要件。
標準供給される低炭素電力 (Default-delivered LCE)	低炭素電力 (LCE) 属性を自主的に調達しなくても電力供給に含まれているLCE属性。例えば、他の電力源よりもLCEを優先的に選択していない電力供給契約がこれに該当します (出典: RE100, 2025年)。
LCEが発電ミックスの95%以上を占め、LCE証書管理レジストリが存在しない活動プールにおいて、標準供給される低炭素電力	LCEのための特定の市場手段 (エネルギー属性証書など) がなくても、グリッドからの電力消費に対応付けられたものとみなされるLCE。このような対応付けが可能になるのは、高度に脱炭素化されたグリッド (発電ミックスの95%以上がLCE) 上で、LCE属性を契約で割り当てる (エネルギー属性証書レジストリなど) 仕組みのない場合に限られます (出典: RE100, 2025年)。
エネルギー属性証書に裏付けられた、標準供給される低炭素電力	規制により、電力サプライヤー供給者が顧客に代わりエネルギー属性証書を償却することが求められるケース。例えば、米国の再生可能エネルギーポートフォリオ基準 (RPS) 法や、オーストラリアの再生可能エネルギー目標 (RET) 制度が挙げられます。これにより、顧客は、低炭素エネルギー (LCE) 製品を特別に選んで購入しなくても、これらの属性に関する主張を行うことができます (出典: RE100, 2025年)。
供給可能性 (電力)	発電源が電力消費先に電力を供給する能力 (出典: GHGプロトコル, 2025年)。
供給可能地域 (電力)	同期グリッドに接続されたすべての発電源が、当該系統に接続された電力消費地点に電力を供給できると合理的に見込まれる地理的範囲。供給可能地域は、電力系統内の地域において以下の要素のバランスを考慮して設定されます。(i) 同期グリッド境界、(ii) 送電系統の混雑、(iii) 地域的接続性 (出典: GHGプロトコル, 2025年)。
供給可能 (電力)	特定の電力消費先に電力を供給可能な発電源 (出典: GHGプロトコル, 2025年)。
依存性	企業の目標達成に必要な能力に影響を与える可能性があるが、その企業の完全な直接管理下にはない、外部条件または外部環境の変化。依存性の要素の例としては、緩和技術の商業的な利用可能性および実施可能性、低炭素な原材料やサービスを提供するサプライチェーンの能力、支援的な政策・規制枠組みや市場インセンティブの存在などが挙げられます。
情報開示	特定の情報を一般に公開すること、または想定利用者がアクセスできるようにすること。
二重主張	2社以上の報告企業が、同一の排出量または削減量を主張すること (出典: GHG Protocol, 2004年)。
発効日	文書、決定、または要件が有効となる日付。例えば、それが実際に適用される、または提出や評価などの関連プロセスで使用される日付。

用語	定義
排出削減	過去のベースラインと比較して、温室効果ガスの排出源を削減または除去するために行われる人為的な活動。例えば、エネルギー消費の削減、再生可能エネルギー源への移行、化学肥料の使用削減など。
排出源	温室効果ガスを排出するコモディティ、製品、サービス、または活動。これは、 活動 (activities) と呼ばれることもあります。
排出集約型活動 (Emissions-intensive activity)	附属書A に示されたエネルギー集約型セクターや土地利用集約型セクターにおける活動など、世界的な温室効果ガスの排出に大きく寄与する、または気候変動を悪化させる活動、製品、サービス、またはプロセスを指します。
実現を可能にするアクション (Enabling action)	目標期間内での排出削減を制限する構造的な制約に対処するために、企業が行うアクション。実現を可能にするアクション (Enabling action) は、排出削減のために必要な技術、インフラ、供給体制、政策枠組み、市場環境の整備・開発に貢献することで、将来の脱炭素化を支援することを目的としています。
サイクル終了時の評価	SBTi認定審査機関が、企業ネットゼロ基準の該当するサイクル終了時基準に企業が適合するかどうかを評価するプロセス。この評価は、企業が提出する目標進捗評価 (カテゴリーA企業の場合は独立した第三者による保証を受けたもの) に基づいて行われます。
エネルギー属性証書	エネルギーの生成に用いられた資源や、そのエネルギーの生産・使用に伴う排出量など、エネルギー単位に関する情報 (属性) を示す市場手段。エネルギー属性証書には、そのエネルギー単位を生成した施設の所在地、その施設の運転開始日、そのエネルギー単位を生成した日に関する情報も含まれます。これは、再生可能エネルギーまたは低炭素エネルギーの生産を証明するための市場手段です (出典: US EPA, 2024年)。
事前の緩和対策に対する資金提供	将来、検証済み緩和成果をもたらすことが見込まれるプロジェクトまたは活動の開発を可能にする、または加速するために、検証された緩和成果が創出される前に行う資金拠出または契約上のコミットメント。
事後 (Ex-post)	過去を振り返るものであり、すでに生じた結果に基づきくもの。企業ネットゼロ基準において、事後 (Ex-post) とは、緩和対策の実施後に、その温室効果ガスへの影響を算定するプロセスを指します。
金融機関	収益の5%以上を投資、融資、または保険業務から得ている事業体。これは、世界中の商業的に運営される民間および公的な金融機関を対象としており、公的年金基金や政府系ファンドも含まれます。例えば、銀行、資産運用会社、プライベートエクイティ会社、資産保有機関、保険会社および再保険会社などですが、これらに限定されるものではありません。
化石燃料支援サービス	排出削減対策が講じられていない化石燃料の生産、加工、輸送、および供給を支援するサービス。設備や専門的なサービスも含まれます。(例えば、法務、提唱活動およびロビイング、コンサルティング、広報および広告、データ、専用ソフトウェアおよびその他ITサービス、保証、建築・設計、知的財産サービスなど)
地理的マッチング	活動または排出量が発生する地理的な場所またはシステム境界に基づき、アクション、成果、または属性と、その根拠となる活動または排出とを対応付けること。
地理的に関連する	その成果が企業のインベントリに反映されている物理的システムと合理的に関連付けられるように、企業が製品、材料、燃料、またはエネルギーを調達している地域、または製品もしくはサービスを供給している地域と同一の地理的地域内で発生していること。
温室効果ガスクレジット	通常は温室効果ガスプログラムにより付与される、特定量の温室効果ガス排出削減または二酸化炭素除去を表す転換可能かつ譲渡可能な手段。なお、必ずしもオフセットとして使用されるものではありません (GHGプロトコル, 2026年)。
総合的な野心性 (Headline ambition)	企業のスコープ3目標を集約した単一の割合値 (%)。これは、各活動が目標とする割合 (%) に、各活動が目標基準年の排出量に占める割合による重み付けを行って計算します。これは、企業のスコープ3インベントリのうち、スコープ3目標の対象となる割合を表しており、排出量の削減総量を表すものではありません。これは、情報提供のみを目的とし

用語	定義
	たものであり、目標サイクル終了時における進捗評価のための別個の目標を構成するものではありません。
均質な機能単位	すべての単位が直接比較可能となるような、一貫性があり、均一な産出単位（1kWhの電力、1トンの鉄鋼など）を指します。均質な機能単位は、証書の発行や排出源との対応付けを行う際に、適用した排出係数が正確で有意義であることを保証するために重要です。
アワリーマッチング	電力消費と発電属性を、物理的または契約上の仕組みを通じて、同一の時間区分（1時間単位）内で対応付けること。
移行途上の事業体	認められた科学に基づく基準に従い2050年までのネットゼロ達成に整合した、スコープ1、スコープ2、および重要性の高いスコープ3排出量（カテゴリーB企業はスコープ1および2のみ）を対象とする科学に基づく短期目標を持つ事業体（サプライヤー、顧客など）、または、認定サステナブルファイナンス・タクソノミーにおいて移行活動または移行促進活動として分類される活動から、その収益の90%超を生み出している事業体。 ⁷⁶ 時間の経過に伴い、事業体は、移行途上という分類を維持するために、測定可能な進捗を実証する必要があります。
独立した	専門的判断または公平性を損なう可能性のある影響を受けず、実質的にも外観上も客観性および誠実性が確保されていること。独立した保証提供者は、SBTi要件に関して企業に提供するサービスの結果に影響を与える可能性のある金銭的、商業的、個人的、またはその他の利益関係、または実際のあるいは潜在的な利益相反を持ちません。
漏出（リーケージ）	環境影響の移転を引き起こし、それにより当初のアクションによって意図された効果を相殺してしまう、アクションの影響（出典： IPCC、2022年 ）。
保証水準	保証プロセスの一貫としての保証ステートメントにおける対象の確信の程度。例えば、限定的保証、合理的保証など（ ISO 14064、2018年 、 ISO14065、2020年 ）。
限定的保証	検証活動の性質および範囲が、過去のデータと情報に対して、より低い水準の保証を提供するように設計されている保証水準（ ISO 14064-3、2019年 ）。
長寿命温室効果ガス	大気中での寿命の長い、十分に混合された温室効果ガス。この一群の化合物には、二酸化炭素（CO ₂ ）、亜酸化窒素（N ₂ O）、および一部のハロゲン化合物（SF ₆ など）が含まれます。これらには、気候に対する温暖化効果があります。これらの化合物は、数十年から数百年の時間尺度で大気中に蓄積するため、その気候に対する影響は排出後も数十年から数百年にわたって持続します（出典： IPCC、2021年 ）。
長期貯留型除去	炭素を数百年から数千年にわたり貯留することのできる、二酸化炭素の除去活動（出典： IPCC、2022年 ）。注意：SBTiはこの定義について、科学の進展に沿って引き続き見直し、更新します。
損失と損害（ロス＆ダメージ）に対する資金提供	回避できない気候関連の損失と損害への対応、およびそれからの回復を支援するために、排出に対する責任が最も小さく、その影響を最も大きく受ける人々を優先し、資金を提供すること。 損失と損害について、国際的に合意された定義は存在しませんが、それは通常、人々が適応できる限界（適応の「ハードリミット」）を超えた、または適応策の選択肢は存在するもののコミュニティにはそれにアクセスしたり活用したりするためのリソースがない場合（適応の「ソフトリミット」）の気候変動の悪影響を指します。
低炭素電力	温室効果ガスの直接排出量が0.048 kg CO ₂ /kWh以下である発電設備で発電された電力。この閾値は、2035年に0.024 kg CO ₂ /kWhに変更されます。
低炭素/ゼロ炭素の研究開発とイノベーションに対する資金提供	適格な科学に基づくネットゼロ経路と整合した気候ソリューションの利用拡大、スケーラビリティおよび費用対効果の向上を加速する研究開発、実証、技術または実践の早期導入に対する資金提供。例えば、これにはシステムのボトルネックに対処する研究（エネルギー貯蔵、水素インフラ、二酸化炭素の回収・貯留、低炭素材料など）に対する資金提供

⁷⁶ SBTiは、該当する場合、第三者枠組み、基準、プログラムの認定を目的とする基準と手続きを策定します。

用語	定義
	も含まれます。
低炭素	低炭素技術、製品、材料、燃料、エネルギー源、またはサービスとは、その排出パフォーマンスが、関連する科学に基づくベンチマーク、認められたタクソノミー、または該当するSBTi手法および経路に示されたその他の適格な基準に照らして、遅くとも2050年までの排出量ネットゼロ達成に向けた軌道と整合すると評価されるものを指します。 ⁷⁷
製品使用段階における低炭素パフォーマンス	認められたタクソノミー、エネルギー効率基準、または該当するSBTi手法および経路に示されたその他の適格な基準に照らして、遅くとも2050年までの排出量ネットゼロ達成に向けた軌道と整合すると評価される、製品使用段階における排出パフォーマンスの水準。 ⁷⁸
市場手段	温室効果ガス関連の環境属性（排出係数や生産属性など）の発行、移転、またはその主張を可能にする、2者以上の当事者間の契約上の取り決め。市場手段には、証書、緩和関連契約、および温室効果ガスクレジットなどが含まれます（これらに限定されるものではありません）（出典： VCL、2026年 および GHGプロトコル、2026年 ）。
マッチング	定義された基準（量、活動の種類、時間的または地理的境界）に基づき、アクション、成果、または属性と、その根拠となる活動または排出とを対応付けること。電力の文脈で「マッチング」とは、電力消費を時間的・地理的属性を含む発電属性と対応付けることを指します。
緩和成果	気候緩和に寄与する人為的な活動のtCO ₂ eで測定可能な定量的結果（出典： IPCC、2022年 ）。
緩和を促進する成果に対する資金提供	構造的またはシステムレベルの変革を促進する介入に資金を提供し、それによって大規模な緩和の実現を可能にしたり加速したりすること。これらの介入は、企業の自社事業やバリューチェーンにおける排出を直接的には削減しない代わりに、広範な脱炭素化に必要な環境条件（政策、市場、制度、またはインフラ）を変革します。例えば、地域計画当局が再生可能エネルギーの導入用地の確保に向けた空間計画を策定するために企業から資金を提供する、あるいは、グリッドの相互接続や共有インフラを加速する共同行動のためのプラットフォームへの資金プールに貢献する、などが考えられます。
最新年	申請日前2年以内で、報告期間全体を対象とするスコープ1、2、および3温室効果ガスインベントリが利用可能な最新の年。その年を基準として企業の排出量が経時的に追跡されます。
国が決定する貢献（NDC）	国が決定する貢献（NDC）は、パリ協定の下で各国が策定する国家レベルの気候行動計画です。各国のNDCは、気温上昇を1.5°Cに抑え、気候変動の影響に適応するという地球規模の目標を達成できるよう、温室効果ガス排出量をどのように削減していくか、その概要を示します（ 国連、2025年 ）。
短期目標	5年間の時間軸で、または排出量ネットゼロの達成に向けたマイルストーンとなる年に合わせて、企業が設定する目標。
ネットゼロに整合した	その排出パフォーマンスが、認められたネットゼロ経路、タクソノミー、または該当するSBTi手法および経路に示されたその他の適格な基準に照らして、排出量ネットゼロに整合するレベルに到達していると評価される技術、製品、材料、燃料、エネルギー源、またはサービスの特徴を表す用語。 ⁷⁹
ネットゼロに整合したベンチマーク	遅くとも2050年までにネットゼロ経済に適合するために必要なパフォーマンス水準を規定するベンチマーク（指標の最終値）。

⁷⁷ SBTiは、該当する場合、第三者枠組み、基準、プログラムの認定を目的とする基準と手続きを策定します。

⁷⁸ SBTiは、該当する場合、第三者枠組み、基準、プログラムの認定を目的とする基準と手続きを策定します。

⁷⁹ SBTiは、該当する場合、第三者枠組み、基準、プログラムの認定を目的とする基準と手続きを策定します。

用語	定義
ネットゼロに整合した事業体	スコープ1、2、および3全体で排出量がゼロまたは残余水準となっている、または、収益の90%超を、認められたサステナブルファイナンス・タクソミーによりネットゼロに整合していると分類される活動から生み出している事業体（サプライヤー、顧客など）。 ⁸⁰
ネットゼロ経路	経済・人口の成長パターンや技術の進展といった主要な要因に関して、相互に整合した一連の前提条件に基づき、2050年までに排出量ネットゼロを達成するという目標に整合した、気候関連指標の経時的な変化を示す定量的な軌道。
製品使用段階におけるネットゼロパフォーマンス	認められたタクソミー、または該当するSBTi手法および経路に示されたその他の適格な基準に照らして、排出量ネットゼロと整合すると評価される、製品使用段階における排出パフォーマンスの水準。 ⁸¹
ネットゼロ目標	科学に基づくネットゼロ目標には、以下が含まれます。 - スコープ1、2、および3の排出量をゼロに削減する、または、適格なネットゼロ経路において世界全体または関連セクターでの排出量ネットゼロの達成に整合した残余水準まで削減する、および - ネットゼロ目標年における残余排出量と、それ以降に大気中へ放出される温室効果ガス排出量を、永続的な除去・貯留によってすべて中和する。
中和	企業が、ネットゼロ目標日時点およびそれ以降に大気中に放出される削減困難な（残余）温室効果ガス排出量による気候影響を相殺するために、大気中から二酸化炭素を永続的に除去・貯留することによって実行する対策。
変動のない低炭素電力（LCE）発電	変動のない低炭素電力（LCE）発電資源は、安定した（信頼性が高く、給電可能な）LCE資源です。安定したLCE発電資源には、風力、太陽光、海洋発電資源は含まれません。これらは変動する（信頼性、給電可能性が限定される）LCE資源です。
規範的な	企業（目標審査の申請を行う企業など）が、SBTi基準の要件に準拠するために従う必要のある、規定的な要素を指します。
オフテイク（契約）	プロジェクトの資金調達においてよく用いられる契約で、プロジェクトによって生産される産出物または製品のすべてまたは大部分を引き取るための契約。プロジェクトの内容に応じて、この契約は購入契約またはサービス契約の形態をとることがあります（ トムソン・ロイター ）。
継続的排出	目標期間中に大気中に継続的に排出される、全スコープの温室効果ガス排出量（出典： Gold Standard、2024年 ）。
継続的排出に対する責任	企業が、ネットゼロに向けて取り組む間も温室効果ガス排出が継続していることを認識し、必要とされるバリューチェーン目標を超えた気候貢献を行う際の自主的な取り組み。企業が、SBTiの継続的排出に対する責任（OER）認定プログラムの下で行う気候貢献の規模は、その継続的排出量に応じて決定されます。OERは自主的な認定枠組みであり、排出量の相殺に関する法的責任、過失、または法的義務を生じさせるものではなく、またこれらを示唆するものでもありません。
成果	排出量、除去活動、またはシステムの変化を含み、定量化可能で当該アクションに紐付けることができる、アクションの結果（出典： AIMプラットフォーム、2026年 ）。
パフォーマンス	ある時点における成果の状態。これは、定義された参照点と比較して評価される場合があります。
物理的な温室効果ガスインベントリ	報告主体の活動に起因する、スコープ1、スコープ2、スコープ3にわたる年間の温室効果ガス排出量（該当する場合は除去量を含む）を包括的に算定する、帰属的インベントリ。排出量は、報告主体との物理的な関係や商品・サービスの物理的な流れに基づき、配分されます。これには、スコープ2のロケーション基準方式も含まれます。

⁸⁰ SBTiは、該当する場合、第三者枠組み、基準、プログラムの認定を目的とする基準と手続きを策定します。

⁸¹ SBTiは、該当する場合、第三者枠組み、基準、プログラムの認定を目的とする基準と手続きを策定します。

用語	定義
	物理的な温室効果ガスインベントリでは、報告主体までの 物理的トレーサビリティ を確立するCoC（加工・流通過程の管理）モデルを利用し、物理的トレーサビリティがそのプールを超えて及ばない共有プールからの平均排出量を反映する場合があります（出典： GHGプロトコル、2026年 ）。
物理的トレーサビリティ	バリューチェーン内の商品・サービスの物質フローに関連する活動に関する情報（活動データ、温室効果ガス排出量、排出係数など）を、その上流および下流のプロセス・製品にわたって特定、追跡、収集する企業の能力（ GHGプロトコル、2026年 ）。
進捗	企業の目標期間内での目標達成に向けた進捗の程度。排出量の変化とそれら目標に整合したアクションの実施に基づき、目標サイクルの終了時に評価されます。
進捗の評価	企業が、目標期間の終了時に、審査済み目標の達成に向けた進捗状況について、報告された排出量とアクションの実施に基づいて行う評価。この評価結果はSBTiに提出され、必要とされる場合は、独立した第三者保証の対象となり、サイクル終了時評価の基礎データとなります。
プロジェクト	温室効果ガス排出量の削減、炭素の貯留、または大気からの温室効果ガス除去の拡大を目的とした具体的なアクション。温室効果ガスプロジェクトは、単独のプロジェクトとなる場合もあれば、温室効果ガス関連ではない、より大きなプロジェクト内の具体的なアクションや要素となる場合もあります（出典：「温室効果ガスプロジェクト」、 GHGプロトコル、2004年 ）。
購入	組織がエネルギー、材料、またはサービスを、直接生産者から、間接的に仲介者や市場手段（証書、クレジット、または環境属性に関する契約上の権利）を通じて、または自社事業を通じて入手するプロセス。
リパワリング	既存の発電施設に対して、効率向上、容量拡大、寿命延長、またはその他の改善（例えば、水力発電施設の巻線更新、風力タービンのアップグレード、太陽光発電施設のパネル増設など）を行うために設備投資すること。リパワリング活動の内容に応じて、リパワリング日は、その発電施設全体に関連する場合もあれば、発電容量の増分のみに関連する場合もあります（出典： 米国エネルギー省統合エネルギーシステム局、2021年 ）。
報告	社内の経営層や、規制当局、株主、一般市民、特定のステークホルダーグループなどの外部利用者に対して、科学に基づく目標に関連する温室効果ガス指標および非温室効果ガス指標のデータを提示すること（出典： GHGプロトコル、2004年 ）。これは、情報やデータを、透明性が高くアクセスしやすい方法（例えば、SBTiのウェブサイト、企業のウェブサイト、企業の年次報告書、またはその他の手段など）を通じて、一般に公開することも含みます。
報告サイクル	通常は12カ月ごとに繰り返される、企業がサステナビリティ関連情報を取り纏め、検証し、開示する、通常は財務報告年度に沿った期間を指します（出典： 国際サステナビリティ基準審議会、2026年 の要件）。
残余排出量	2050年までにCO ₂ 排出量ネットゼロを達成するという目標に整合する経路において考慮されている利用可能なすべての緩和策を実施した後も、ネットゼロ目標年になお削減されずに残ると予想される排出量。
残余水準	2050年までにCO ₂ 排出量ネットゼロを達成するという目標に整合する適格な経路を適用して決定される、ネットゼロ目標年において予想される残余排出量の水準。この水準は、これらの経路において考慮されている利用可能なすべての緩和策を実施した後も、企業が実施する、または関与する活動に基づいて残る排出量を表しています。
リバーサル	一般に、以前に貯留された炭素の全部または一部が再び大気中に放出され、以前達成された緩和成果が失われることを指します。この用語は、主として炭素除去活動と関連して使用されます。
リバーサルリスク	リバーサルが起こる、すなわち、緩和成果のすべてまたは一部が時間の経過とともに失わ

用語	定義
	れる可能性。炭素除去活動に対して、貯留された炭素がその後放出される場合（森林火災、土壌かく乱、貯留の失敗などにより）に、このリスクが顕在化します。
SBTi保証	SBTi認定審査機関により実施される保証プロセスを通じて、SBTi基準で規定された基準が満たされていることを実証すること。
SBTi保証枠組み	審査および評価プロセスに適用されるSBTi基準の要件が一貫して満たされていることを担保するためのSBTiの方針、プロセス、および要件。これには、目標審査を監督する保証および監視システム、サイクル終了時の評価、SBTi認定審査機関、審査済み目標を持つ企業が含まれます。
SBTiアシュアランス・モデル	SBTiアシュアランス・フレームワークを導入し、SBTi基準および評価プロセスの期待される成果と影響を実現するための戦略的アプローチ。SBTi基準に規定されているように、このモデルには、審査と評価を繰り返し行うプロセスが組み込まれています。また、カテゴリA企業については、企業が報告した情報に対する独立した第三者保証を根拠とします。
SBTiに関する主張	企業のSBTiとの関係に関する対外的なコミュニケーション。これには、企業の審査状況、承認された科学に基づく目標、および科学に基づく目標の進捗状況に関する、あらゆる媒体を通じた、またテキスト、ロゴ、その他の形式で表現されるコミュニケーションが含まれますが、これらに限定されるものではありません。
SBTiダッシュボード	審査済みの科学に基づく目標、目標設定のコミットメント、目標の状況など、企業や金融機関のSBTi制度への関与状況を公認し、その内容を掲載する、SBTiが所有する ウェブページ 。
SBTi認定審査機関	SBTiと正式に契約し、SBTi基準に対する適合性評価を実施する機関（認定された独立第三者保証機関は含まれない）。
中古品	以前、所有または使用されており、その後、現状のまま、あるいは小規模修理または改修された状態で、その取引のために新たに製造されることなく、継続的な使用のために取得される商品。これらの商品は、当初の形態および機能を維持しており、再製造、リサイクル、改造、新規生産されたものとはみなされません。
短期貯留型除去	炭素を数十年から数百年にわたり貯留することのできる、二酸化炭素の除去活動（出典： IPCC、2022年 ）。
重要な (Significant)	活動、排出源、またはスコープは、SBTi基準に定義されている関連性の閾値を満たす場合、重要 (significant) とみなされます。
重要な排出集約型活動	個別でスコープ3排出量 (カテゴリ1～14) の5%以上を占める排出集約型活動。
重要なスコープ3カテゴリ	スコープ3排出量 (カテゴリ1～14) の5%以上を占めるスコープ3カテゴリ。
構造的な制約	インフラ、技術の成熟度、規制、市場構造、供給制約など、企業の外部環境で、目標期間中に活動レベルまたは活動プールレベルでアクションを実行するために利用可能な選択肢を著しく制限するもの。構造的な制約には、企業内の選好、調達上の選択、単なるコスト検討は含まれません。
提出	評価の一環として、審査または判定のために、情報や文書をSBTiに提供する行為。
子会社	親会社が所有または支配する組織。この用語は、親会社が支配しているが親会社の財務諸表には連結されない事業体も含むように、広く定義されています。
サプライシェッド	企業のサプライチェーン内にあることが実証可能な、明確に定義された市場（望ましくは国より下位の地方・地域レベル）で、類似の商品やサービス（コモディティ）を提供しているサプライヤーのグループ（ VCL、2026年 ）。

用語	定義
システム上重要	企業が排出を発生させる活動と同一の市場、ネットワーク、バリューチェーン内で行われ、共有されるインフラ、サプライチェーン、規制枠組み、または市場ダイナミクスにより、アクションがそのシステム内の排出量に影響を及ぼすことが合理的に見込まれること。
目標サイクル	目標基準年の評価、目標設定および審査（目標審査）、実施、継続的な進捗状況の追跡と報告、企業の進捗評価を含み、サイクル終了時の評価で終了し、その後新規サイクルが開始される、一連の活動。
目標の対象期間	目標基準年から目標終了年までの期間。例えば、短期目標の目標期間は5年間です。それぞれの期間は、開始日および終了日が事前に定められ、かつ明確に定義されています。
目標審査	SBTi認定審査機関が、企業ネットゼロ基準の該当する目標審査基準に企業が適合するかどうかを評価するプロセス。
目標値	目標期間の終了時までに達成されるべき、規定された将来の排出量水準またはその他の目標指標（野心）。
目標設定の選択肢	企業が目標を策定するために選択する、標準化された特定のアプローチ。目標設定のそれぞれの選択肢は、指標、単位、参照経路、ネットゼロベンチマーク、目標設定手法の所定の組み合わせを規定します。
算定時間の間隔	温室効果ガスの算定において、排出源、排出係数、排出関連属性を測定し、対応付けるために用いる時間期間（1時間、1カ月、1年など）。 ヴァンテージ制限 を参照。
時間的マッチング	アクション、成果、または属性と、その根拠となる活動または排出とを、それらが発生する時点に基づいて対応付けること。
第三者保証	適合性評価対象の提供者から独立した立場にあり、適合性評価対象について利用者としての利害関係もない、適格な提供機関によって行われる適合性評価活動（出典： ISO 17000 ）。
第三者保証機関	顧客企業から独立した立場にあり、企業が、他の主体によって独立して策定された基準または一連の要件に適合しているかどうかを評価する、適格な機関。
ティア1の顧客	ティア1の顧客とは、報告企業が商品またはサービスについて直接的な販売関係を持つ企業です（出典： GHGプロトコル、2011年 ）。
ティア1のサプライヤー	報告企業から、商品またはサービス（材料、部品、構成部品など）について発注を受ける企業。ティア1のサプライヤーは、報告企業との契約上の義務を有しており、それが温室効果ガスインベントリのデータの提供を要請する根拠となります（ GHGプロトコル、2022年 ）。
移行計画	審査済みの科学に基づく目標の実施に必要なアクションとタイムラインを示し、主な前提条件や依存性、実施およびモニタリングのためのガバナンスと説明責任の仕組みを含む、企業の全社的な戦略の一要素（出典： IFRS S2 Appendix A ）。
最終親会社	企業グループの構成上、最上位に位置する親会社（TopCo）。
排出削減対策が講じられていない化石燃料	ライフサイクル全体を通じて排出される温室効果ガスの量を大幅に削減する直接的な介入が行わることなく、生産され、使用されている化石燃料（出典： IPCC、2023年 ）。企業ネットゼロ基準では、回収率が95%未満の炭素回収・貯留を伴う化石燃料の燃焼（発電など）は、排出削減対策が講じられていない化石燃料のカテゴリーに含まれます。
審査	定められた要件が満たされていることを示す客観的証拠の提供を通じて、特定の用途または適用に照らして妥当性を確認すること（ ISO、2020年、ISO/IEC 17000 ）。

用語	定義
バリューチェーン	企業が製品またはサービスを生み出すために、構想から提供、消費、そしてエンドオブライフに至るまで使用し、依存している活動、資源、および関係を包含するもの (EFRAG、2024年)。
検証	定められた要件が満たされていることを示す客観的証拠の提供を通じて、事実、ステートメント、またはその他のデータポイントの正しさを確認すること (出典: ISO、2020年、ISO/IEC 17000)。
検証済み緩和成果	予想される効果としてではなく事後に、観察され、測定され、独立した第三者による保証を受けた (カーボנקレジット基準に従って、または同等の保証プロセスにより検証された、など) 緩和成果。企業ネットゼロ基準では、検証済み緩和成果は、継続的排出に対する責任 (OER) 認定プログラムの下で認定対象となる緩和成果の一部です。これは、以下のいずれか、または複数の要素から得られるものです。(i) 企業のバリューチェーン外の排出源からの排出削減、(ii) 炭素隔離または二酸化炭素除去、(iii) 自然の炭素吸収源の保護、回復、および強化。
ヴィンテージ制限	市場手段により追跡管理される活動 (低炭素電力の発電日又は発電時刻など) と、その手段が適用される活動 (企業による電力消費など) との間で許容される最大の時間差。
広域同期グリッド	すべての発電施設が同一の電力周波数で同期し、交流送電線で接続されている大規模な交流電力系統 (出典: IEEE、2019年)。

附属書A: 排出集約型活動(EIA)

科学に基づく目標イニシアチブ (SBTi) の企業ネットゼロ基準 に従って、企業は、自社バリューチェーン内の排出集約型活動 (EIA) を特定し、関連する排出量を算定・報告し、これらの排出源に対する算定および緩和が適切に行われるように、関連要件に照らして進捗状況を評価します。⁸²これらの活動に対するアクションを優先することで、企業は、自らの影響力を世界全体の温室効果ガス排出の最も重要な要因に集中させ、ネットゼロ経済に向けたシステム全体の脱炭素化を支援することができます。

表A.1では、企業ネットゼロ基準全体で参照されるスコープ3のEIAを定義し、各活動に対応する [NACE産業分類コード](#)を用いて特定します。これらの活動は、排出量に重大な影響を及ぼすセクターを代表しており、世界的なネットゼロへの移行に不可欠であるという理由で、選択されています。このEIAのリストは、SBTiのセクター別ガイダンスおよび削減経路の進展が続く中で、今後拡充される可能性があります。

各活動の排出バウンダリは、最も重要なライフサイクル段階において一貫性のある包括的な算定が行えるように、活動の性質に応じて定義されます。

- **コモディティ (cradle-to-gate):** このカテゴリーのEIAでは、原材料の採取、上流での輸送、および製造プロセス (cradle-to-gate) に伴うライフサイクル排出量を対象として含みます。これらの段階は、[EN 15804](#)および[ISO 14025](#)で定義されているように、モジュールA1 (原材料供給)、A2 (輸送)、A3 (製造) に対応します。⁸³このバウンダリは、より狭い施設レベル (gate-to-gate) の評価では除外されてしまう上流の含有排出量を対象に含みません。
- **輸送 (well-to-wheel):** 輸送活動のEIAでは、使用されるエネルギーキャリアのライフサイクル全体の排出量を対象に含めます。これには、燃料の採掘、精製、および燃料または電力の供給に伴う「Well-to-Tank」の排出量に加え、車両の運行による直接排出量も含まれます。全体としてこれらの排出量は、「Well-to-Wheel」と呼ばれます。
- **販売した製品 (使用段階):** 販売した製品について、EIAでは使用段階の排出量に焦点を当てます。これには、販売した化石燃料 (石炭、石油、ガスなど) の燃焼に伴う排出量や、製品の使用期間中 (車両、機器など) に消費される電力および燃料からの排出量が含まれます。

⁸²企業がEIA排出量を算定していない場合、C6.2に基づき、算定されていないEIAを報告し、理由を説明する必要があります。

⁸³A1～A3モジュールと整合性をとることで、広く用いられている製品レベルの算定枠組みも活用できます。これらのモジュールは、製品環境宣言 (EPD) の基盤となるものであり、EU炭素国境調整メカニズム (CBAM) への準拠に必要とされるライフサイクルデータを提供します。

表A.1 EIAグループ (コモディティ、輸送、販売した製品) 別のスコープ3排出集約型活動 (EIA) 一覧。注意:このEIAのリストは、SBTiセクター別リソースおよび削減経路の継続的な進展を反映し、今後拡充される見込みです。

活動	NACEコード	EIAバウンダリの説明
コモディティ		
セメント	23.51	石灰石/粘土の採掘、輸送、およびキルンでの高温焼成、加えてクリンカーの粉砕および混合。
鉄鋼	24.10	鉄鉱石の採掘、原料炭の生産、高炉還元 (または電気炉でのスクラップ溶解)、および酸素転炉製鋼。
アルミニウム	24.42	ボーキサイトの採掘、アルミナ精製 (バイヤー法)、および陽極の消費を含む炭素集約的な電解。
アンモニア	20.15	原料 (天然ガス/石炭) の採取、水素および窒素の製造、その後のハーバー・ボッシュ法によるアンモニア合成。
メタノール	20.14	原料 (天然ガス/石炭) の採取、合成ガス (シンガス) の製造、および液体メタノールへの触媒転換。
エチレン	20.14	原材料の採取、原料の加工・精製、高温スチームクラッキングとその後の分離工程、またはその他の手法 (バイオエタノールの脱水、メタノール・トウ・オレフィン法など) によるエチレンの製造。
プロピレン	20.14	原材料の採取、原料の加工・精製、高温スチームクラッキングとその後の分離工程、またはその他の手法 (プロパン脱水素化、メタノール・トウ・オレフィン法など) によるプロピレンの製造。
ベンゼン	20.14	原材料の採取、原料の加工・精製、高温スチームクラッキングとその後の分離工程、またはその他の手法 (メタノール・トウ・アロマティクス法など) によるベンゼンの製造。
トルエン	20.14	原材料の採取、原料の加工・精製、高温スチームクラッキングとその後の分離工程、またはその他の手法 (メタノール・トウ・アロマティクス法など) によるトルエンの製造。
キシレン	20.14	原材料の採取、原料の加工・精製、高温スチームクラッキングとその後の分離工程、またはその他の手法 (メタノール・トウ・アロマティクス法など) によるキシレンの製造。
プラスチック (一次ポリマー製造)	20.16	原料 (石油/天然ガス) の採取と加工、モノマー (エチレン、プロピレンなど) およびその他の原材料・中間体 (スチレン、塩素、酸化エチレン、テレフタル酸など) の製造、樹脂 (PE、PP、PVC、PET、PSなど) への重合、出荷前のペレット化およびコンパウンド化。
森林・土地・農業 (FLAG) コモディティ	N/A	一次産品 (牛、鶏肉、カカオ、コーヒー、乳製品、皮革、パーム油、豚肉、天然ゴム、トウモロコシ、米、小麦、大豆、木材/木材繊維) の生産に伴う排出量。注意: 皮革と乳製品については、その元となる一次産品 (牛、ヤギなど) の生産に伴う排出量。
輸送		
道路輸送 (乗用車・小型商用車)	49.41	燃料の生産および電力の発電 (Well-to-Tank)、および小型商用車の運行中の燃料燃焼またはバッテリー放電を含む。
道路輸送 (大型車)	49.41	軽油または水素化処理植物油の原料の採取/精製、および長距離貨物輸送時の大型車両エンジンの燃焼サイクルを対象として含む。
鉄道貨物輸送	49.20	使用される電力系統の電源構成またはディーゼル燃料の生産、また機関車による牽引と線路設備の運用における効率低下を含む。
海上輸送 (外洋)	50.20	重油または液化天然ガスの生産、および船用エンジンからの直接排出 (該当する場合はメタンスリップも含む) を対象として含む。
航空輸送 (貨物・旅客)	51.10、 51.21	上流のジェット燃料生産 (Well-to-Tank)、および航空機の運航に伴う直接排出量 (Tank-to-Wake) を含み、すべての飛行段階 (離陸、巡行、着陸を含む) にわたる貨物・旅客の航空輸送の両方を対象とする。

活動	NACEコード	EIAバウンダリの説明
販売した製品		
販売した燃料の 燃焼	N/A	販売した化石燃料（石炭、石油、天然ガスなど）のエンドユーザーによる燃焼に伴う排出量。
エネルギー消費 商品（化石燃料）	N/A	使用段階中に化石燃料を直接燃焼させる製品からの使用期間全体にわたる排出量（内燃機関、ガスボイラー、加熱炉、化石燃料動力機械など）。デベロッパーが販売した建築物など、資本財も含む。
エネルギー消費 商品（電力）	N/A	製品の使用段階での電力消費に伴う使用期間全体にわたる排出量（電気機器、電子機器、産業機械など）。デベロッパーが販売した建築物など、資本財も含む。
温室効果ガスを 排出する製品	N/A	使用段階で、漏出または化学反応を通じて温室効果ガスを排出する製品（冷却装置からのハイドロフルオロカーボン[HFCs]類、パーフルオロカーボン[PFCs]類の漏出、窒素系肥料の施用に伴う亜酸化窒素の排出量など）。
化石燃料支援 サービス	N/A	排出削減対策が講じられていない化石燃料の生産、加工、輸送、および供給を支援するサービス。設備や専門的なサービス（例えば、法務、提唱活動およびロビイング、コンサルティング、広報および広告、データ、専用ソフトウェアおよびその他ITサービス、保証、建築・設計、知的財産サービスなど）も含む。



SCIENCE
BASED
TARGETS

DRIVING AMBITIOUS CORPORATE CLIMATE ACTION

